

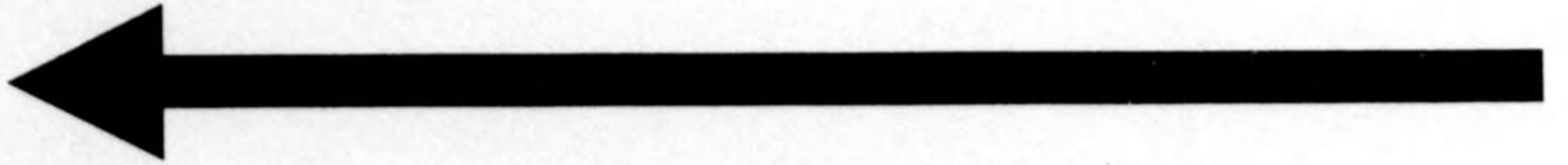
14. 2□-315
1200501168225

14.2□
315

×
複写



始



2015.01.14
201501148425

315

X

昭和十六年

小間物化粧品年鑑

用藥

磨齒ブラク



薬用クラブ磨歯は強力殺菌剤の化学的清掃作用により、口中の細菌や汚れを分解・浄化すると共に歯ぐきを薬効的に強化しムシ歯、歯槽膿漏を防ぎます。国民健康生活の確立はこの薬用磨歯から始まりま

ムリク養ブラク

皮膚の健康と衛生の必需品

クラブ美身クリームやクラブ乳液は強力殺菌剤や有効薬剤の配合によって皮膚に附着する細菌類や汚れを化学的に浄化し各種の皮膚疾患を予防すると共に、総合ホルモンやビタミンが皮下にしみこんで細胞組織に活力を與へその機能をたかめ小じわや肌アレを防ぐと共に、皮膚を美しく健康にする積極的な生理的作用を發揮します。皮膚の健康と衛生上一日も缺かされぬ必需品として戦時下益々その重要性を高めております

ホルモン配合
ビタミン配合
専賣特許



液乳ブラク

たつとらか桑
料毛養性物植

桑の葉や樹皮の滲出液が髪を濃く美しくする事は古くから知られていますが、この養毛成分を化学的に抽出して養毛料に應用したものがクラブマルベリーです。フケやカユミを止め、抜毛を防ぎ毛生を生理的に促進する桑の精分の威力で非常な評判です



農林省試験場
創製主・専賣特許

クラブマルベリー
ヘアトリック

大楠公印
クラブ磨歯



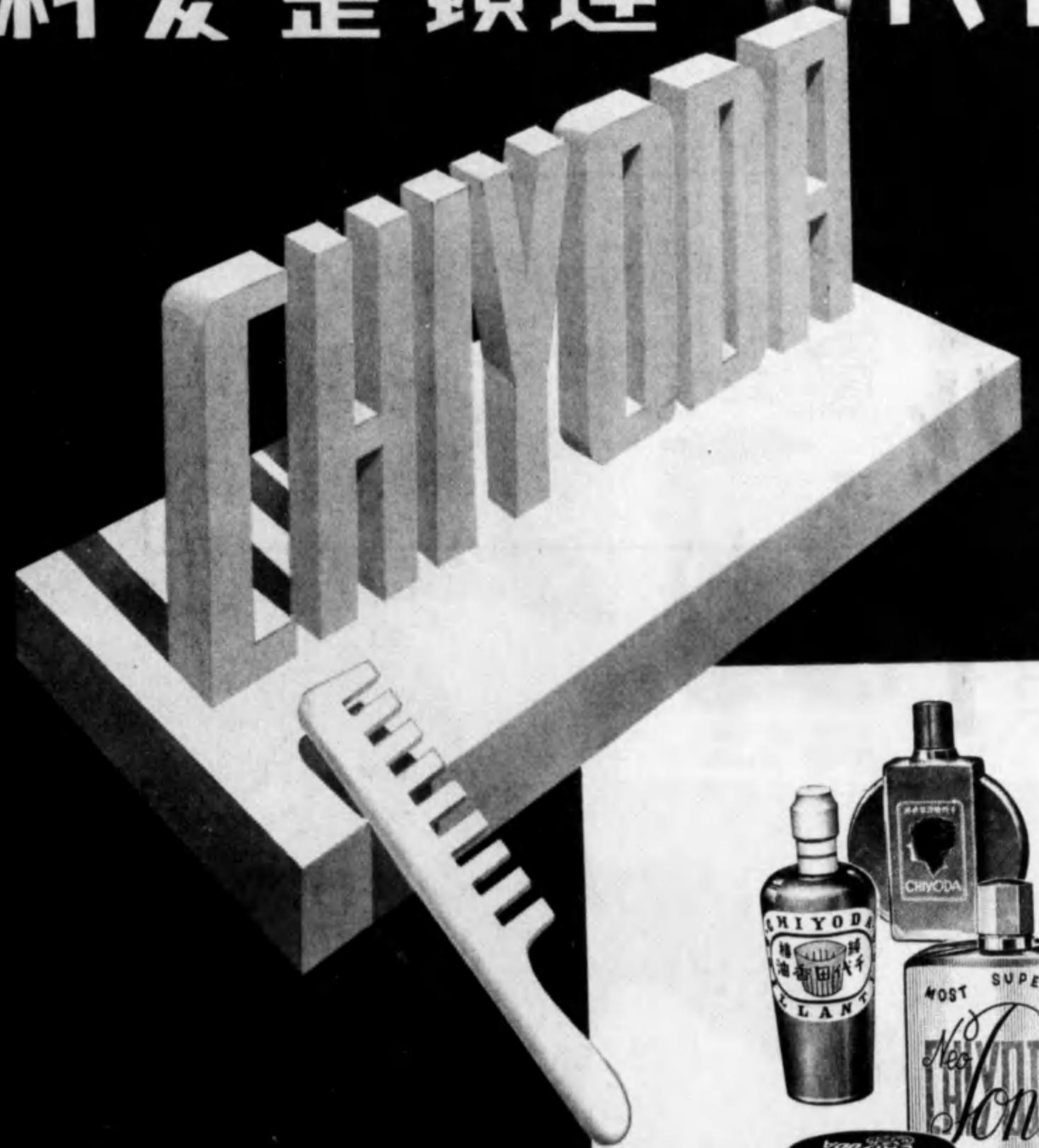


年六十和昭

鑑乖品粧化物間小



料髮整鎖連・田代千



クツニトオネ田代千
油香田代千・椿純
油香髮洋田代千
ドーマホ田代千

店商岸山田代千 社會式株 舗本

〇三二二 86 塚大話電・八六七ノ一袋池區島豐京東

緒言

小間物化粧品年鑑は昭和九年一月一日、わが社が最初の出版を試みてより速年版を新たに刊行、業界にとつての唯一の資料として、茲に八冊を重ねるに至つた。

一

本年鑑が提供されるまでの業界は、昭和七年わが社が刊行せる「東京小間物化粧品名鑑」の一冊を基礎的系統的資料として有するに過ぎなかつたが、本年鑑の出づるに及んで、年毎に業界に生起せる問題を捉へて是れを記録し、その調査資料の如きも東京業界のみに限らず、全国各地業界に及び、遠くは大陸業界、海外市場をも包含して今日の全き體形を整へ、年を重ねる毎に業界の倚靠を篤くして来た。

二

本年鑑の編輯體系は大體前年度のそれに對して濫りに變更を加へることをせず、各部門とも多少の改廢を加へたに過ぎない。即ち本年鑑は八冊刊行されて来た譯であるが、その中四冊は支那事變勃發後に刊行されたものであるから、事變の業界に對する影響を反映しつつも、こ

の部門を強化し來り、本年度に於いては必ずしも急を要せざるものを割愛した。

三

即ちその一つとしては「業界人名辭典」がある。人名辭典が業界人の座右にあつて、人的機構の索引或は個人の消息に便して来たことは云ふまでもないが、年々刊行する人名辭典中、一ヶ年の期間を以つて増補或は削除されるものは寔に微々たる部分に過ぎず、大半は前年度の人的機構を網羅してゐるに過ぎない。従つて毎年刊行する冗散を避けて、これを二年或は三年に一度刊行することとした譯である。

四

その二は荒物雜貨部門の廢止である。荒物界に對しては東京商報が唯一の機關として報導の任に當つて来た次第であるが、小間物、化粧品界に生起する幾多煩雜なる問題は、事變以來、應接し得なき感あり、これを精細に解剖記録する爲には相當の紙幅を要し、極端なる用紙飢饉の折から、到底例年の實績以上の増員を爲すことが出来なかつた爲である。

五

讀つて擴充された部門を挙げれば「業界一年史」「物資統制」「組合團體」「生産販賣」「海外業界」「法規法令」等の各部門に亘つてゐる。

六

「業界一年史」に就いては、茲に贅言を弄するまでもなく、過る昭和十五年度に於いて小間物、化粧品兩業界が踏み超えて来た數多の問題は、恐らく空前の夥しさであつたらう。而もそれ等の問題たるや簡明直截に應接處理されたるものは一としてなく、何れも煩雜多岐に亘り、その業界に及ぼせる影響の深刻にして波紋の廣汎なるは、業界人の等しく躊躇たりしところである。従つて「業界一年史」に於いては能ふ限りの紙幅を費してこれを記録し、その正鵠なるべきを期した次第である。

七

「物資統制」に就いては國防國家の建設に伴ふ政府の諸施策が、業界原材料品の上下にも及んで、月を逐ふ毎にその極度の度は深まつて来た。而もそれは單なる物資——原材料品に止らず、或は電力、青少年の使用、ガソリン等々、一般營業上の副次的なものにも及んだ。然し新體制の發足を見るや、企業合同問題、轉失業對策問題等も取上げられるに至り、所謂「統制の巨浪」は業界の岸を洗ふに逸もなき有様であつた。従つて「物資統制」欄の編纂には特に意を盡き、政府の諸施策を記録するとともに、例へば「公定價格告示一覽」の如き、統制經濟時代の座右に便なるものをも添へることを忘れたなかつた。

八

次に「組合團體」に就いては、十五年度は未曾有の團體發生時代であつたと云へるのである。原材料確保の爲の工業組合、配給統制に備へる爲の商業組合、準則組合等の結成は、單にわが業界のみに止まる現象ではなかつたが、眞に題目に値するものがあつた。而も産業團體法案の七十六議會提出の際に及んで、これ等各種組合の前途には一大革新が望まれるに至つたのである。よつて以つて考ふるならば、業界に於ける舊體制の組合形態は、本年鑑の資料を最終のものとする、とも云へるのである。尤も、六十頁に亘る紙幅を費したのも此の意味に於いて肯げやう。

九

「生産販賣」「海外業界」の兩部門に於いては、統計資料の完備を期し得なかつたことを附言しなければならぬ。但しこれは防諱的にその公刊を憚つた譯である。然しながら兩部門ともに、最も業界の躍動せる面を記録する意味に於いて、業界史の一頁を形成するものと云へやう。

一〇

「法規法令」——これ又、十五年度に於いて應接し得なき有様であつたことは周知の如くである。従つて例年掲載し來つ

本法規法令はこれを割愛して、過去七冊の年鑑に収録されたものの索引を附して讀者の便に資した。

一一一

この外「藥業藥品」の部門は、藥業界の一年の動きを、唯單にその輪廓に於いて捉へたに過ぎない。然も、簡にして要を盡せるものとは自負し得ないが、今後の精進に期され度い。

本年鑑の編纂に際して、資料、材料の蒐集上、編纂上に助力、助言を與へられたる業界各商店初め左記各方面の甚大なる援助に對して厚く感謝の意を表し度い。

厚生省、商工省、大藏省、外務省、鐵道省、逓信省、特許局、内閣統計局、關稅院、醫務院、東京府商工課、府立商工獎勵館、東京市産業局、日本、東京及び全國商工會議所、實業組合聯合會、實業關係組合、東京東區輸出組合、全國各地産業組合、滿洲支那實業聯合會、日本電報通信社、全國實業聯合會

昭和十一年版 小間物化粧品年鑑 目次

緒言

新體制下の業界一年史

化粧品公定價格問題……………二
① 石鹼商賈の第一次公定……………二
② 小間物化粧品の第一次協定……………三
③ 物品稅五分増徴問題……………四
④ 業界の大勢公定價格設定……………六
⑤ 専門委員の答申より告示まで……………八
⑥ 再び第二次公定問題接頭……………一〇
石鹼商賈の公價改訂……………一三
容器回収問題……………一三
業界自肅問題……………一三
化粧品稅の再増徴問題……………一三
奢侈品製造販賣制限規則の公布……………一八
暴利行為等取締規則の改正……………一八
六大都市化粧品組合聯合會の結成……………二一
中小商工團體再編成の問題……………二二
東京化粧品卸商業組合の復活……………二五
化粧品營業取締規則の改正……………二五
日本商賈工業協會の結成……………二五
圓域向輸出商賈の増量陳情……………二七
酒製商賈の關稅改正陳情……………二八

物資統制

目次

經濟再編成下の統制

原材料の統制……………三〇
① グリセリン……………三〇
② アルコール……………三〇
③ 亞鉛華……………三〇
④ 小麥粉・澱粉……………三二
⑤ トラカントゴム及びアラビヤゴム……………三二
⑥ 香料……………三三
⑦ 鐵……………三三
⑧ ニツケル……………三三
物價統制の進行……………三三
運輸の統制……………三三
廣告の統制……………三七
勞務の統制……………三七
統制の諸問題……………三九
統制の組織……………三九
配給組織の統制……………三九
企業合同の問題……………四〇
轉失業対策……………四〇
國家總動員法……………四一
同發動一覽……………四一
生活必需品配給機構整備要綱……………四一
公定價格告示一覽……………四二
纖維品……………四二
金屬品……………四二
化學工業品……………四二

組合團體

全國業界組合一年史……………五五
業界關係組合役員一覽……………六一
業界關係全國同業組合一覽……………七一
業界關係全國工業組合一覽……………八三
業界關係全國商業組合一覽……………八九
業界關係全國貿易組合一覽……………一〇六
全國業界諸團體一覽……………一〇七
業界諸團體の動き……………一〇七
業界關係全國商工會議所議員一覽……………一〇七
全國商工會議所議員數及び選舉權所有者數……………一〇七
同業組合府縣別一覽……………一〇九
貿易組合府縣別一覽……………一〇九
全國業界工業組合業種別一覽……………一〇九
商業組合府縣別一覽……………一〇九
各種組合中央會一覽……………一〇九
東京府同業組合名簿……………一〇九
各種組合定休日一覽……………一〇九
大日本産業報國會綱領及び會則……………一〇九
同役員一覽……………一一一
商業報國會中央本部規約……………一一一
商報社の一年……………一一一
東京組合組合員數前年度比較……………一一一
業界關係新聞社一覽……………一一一
機關紙の統制……………一一一

生産販賣

生産販賣界の一年.....二二六

生産市場の商品別考察.....二二六

小間物.....二二六

服飾雑貨.....二二七

袋物.....二二九

ゴム製品.....二三〇

造花・リボン.....二三〇

セルロイド.....二三三

合成樹脂.....二三三

化粧品.....二三三

クリーム.....二三五

ボマード.....二三五

香油.....二三七

香水.....二三八

白粉.....二三九

化粧水.....二三九

シャンプー.....二四〇

石鹼.....二四〇

歯磨.....二四一

歯粉.....二四一

香料.....二四一

化粧品製造販賣高 東京.....二四一

化粧品製造販賣高 大阪.....二四一

化粧品製造販賣高 東京.....二四一

化粧品製造販賣高 大阪.....二四一

石鹼卸賣業者販賣数量 西日本.....二四一

石鹼卸賣業者販賣数量 東日本.....二四一

最近五年間業界關係生産統計.....二四一

昭和十五年特賣一覽.....二四一

商品商店

新製品一覽 小間物・化粧品.....二四二

公協價格告示一覽.....二四二

業界商店一年史.....二四二

商店日記.....二四二

清遊日記.....二四二

業界の清遊觀劇.....二四二

觀劇場別.....二四二

清遊觀劇一覽.....二四二

廣告宣傳.....二四二

化粧品の新聞廣告.....二四二

化粧品の雜誌廣告.....二四二

化粧品の雜宣傳.....二四二

宣傳日記.....二四二

業界公人私人.....二四二

業界の著作及び出版.....二四二

海外業界

三國同盟と我が貿易政策.....二四三

業界品の輸出入年表.....二四三

業界品の海外貿易.....二四三

海外に於ける化粧品の狀勢.....二四三

蘭領印度.....二四三

フイリッピン.....二四三

英領印度.....二四三

世界酒精産額.....二四三

世界亞鉛産額.....二四三

世界ニツケル産額.....二四三

世界苛性曹達産額.....二四三

法規法令

暴利行為等取締規則.....二四四

暴利行為等取締規則改正.....二四四

同第二條第二項に關する件.....二四四

青少年雇入制限令.....二四四

物品税法.....二四四

製造禁止販賣制限除外規定.....二四四

奢侈品等製造販賣制限規則.....二四四

藥業藥品

藥業界の諸問題.....二四七

藥業界の一年.....二四七

寫眞グラフ【業界一年史】

昭和十六年略歴
東京小間物化粧品商報社案内

小間物化粧品
年鑑廣告索引

(五十音順)

特殊面

【あ】
小間物雑貨卸商
アテカ石鹸
オリゲナル化粧品
【い】
イオス洗顔クリーム
オシドリ椿香油
石鹸 容器
メスマホマード
忠勇ヘアラン
ふつ髪髮料
バビリア
服装雑貨卸
帽子問屋
イスズバンド・鬚ネット
化粧品問屋
【う】
ビニール化粧品
【え】
香水
【お】
伊豆椿香油
袋物問屋

【か】
化粧品問屋
化粧品卸商
ローレル化粧品
ラミア化粧品
セルロイド雑貨
ホンロー化粧品
文房具卸
王子石鹸・流線型石鹸
カガシ化粧品
花王石鹸
化粧品問屋
運動服ズボン問屋
石鹸化粧品問屋
スチルマン・フレックル
化粧品問屋
鐘紡化粧品
化粧品問屋
ひしや
リビヤ化粧品
【き】
丹頂チツク
化粧品問屋
ヘチマコロン
糸針雑貨問屋
ウツマキ石鹸
化粧品問屋
油脂石鹸製造
牛乳石鹸
銀座堂黒砂糖クリーム
【く】
クオオ化粧品
カラヤ特殊化粧品
モダンシャンプー
キンロー商刷子
アレミヤウ
ミクロゲン
【け】
啓芳堂

【こ】
ヨサマーヘアネット
ライオン商刷
香月線香
蘭月線香
荒物海草問屋
化粧品問屋
イギシクレンジー
スミ洗顔クリーム
ケイラン洗顔粉・八重椿
化粧品問屋
石鹸問屋
ミトモホマード
【こ】
ヨサマー本舗
小林商店
小林大商店
小林安太郎商店
孔官堂
駒木三郎商店
後藤清太郎商店
三勇商店
三社營業部
三友商會
佐々木商店
櫻井傳和商店
齊藤三友堂
資生堂
鹽野香料株式會社
志村邦造商店
篠崎四郎商店
清水英商店
庄慶商店
和理化學工業所
昇英堂
昭和製菓株式會社
島田新助商店
須田商店
杉田商店
杉田貞治商店
鈴木商店
關口次朗商店
成和商會
生化學工業研究所
會田政治商店

相馬石鹼・ホーカー石鹼
【た】
化粧品問屋
ニード洗粉
國産カッパ化粧品
香
金鳥香・ベルメル
テルミー化粧品
アイアール化粧品
國産香料
化粧品問屋
ヨウモトニツク
セルロイド文具
【つ】
敷島香
文房具筆墨問屋
化粧品問屋
月の友五百番香水
ツユキ髪洗粉
【て】
商刷子雑貨
【と】
あせ知らず
セルロイド雑貨
商アラシ・靴クリーム
小間物頭飾品化粧品用品
國産香料
【な】
荒物機寸問屋
小間物卸商
榮冠ヘアラン
菊牡丹紋取線香
【に】
化粧品製造用機械
商刷子
【は】
ハリウッド化粧品
【は】
日本製機株式會社
西村常三郎商店
【は】
ハリウッド美容室

【た】
相馬帝國社
田中花玉堂
田中善株式會社
田端豐香園
田村香料株式會社
大日本除蟲菊會社
大東化學工業所
高橋東洋堂
高砂化學工業會社
高橋鐵治商店
泰昌商事株式會社
竹中得四郎商店
【た】
長谷川藤太郎商店
橋本硝子製作所
演商商店
【た】
平尾喜三郎商店
美香園
【た】
福島流光會
福島東洋會
福田製商店
古屋ユニオン商店
芳誠會
堀江商店
【た】
マスマー尙美堂
丸善商事株式會社
丸新東京店
丸見屋商店
丸共株式會社
松浦商店香粧品部
松浦嘉七商店
松本伊兵衛商店
萬新商店
増澤化粧品部
【た】
三葉商會
三浦啓治商店
三浦啓司商店
三和以字海商店
三宅宅堂
宮本庄七商店
宮坂香料店
宮知力松
村岸商店
村田繁治郎商店

【た】
各種鏡卸
ビツク替刃
モンココ洗粉
小間物袋物問屋
婦人小間物問屋
天狗印メリヤス
仁丹商磨
荒物問屋
マ化粧品
明色美顔化粧品
【た】
小間物雜貨箱形かもし
レールメルバ
君が代
文房具卸商
ビクトリヤ月經帶
柳屋ホマード
小柳スマート髪洗粉
【た】
ヤマキ商會
山田進歩堂
山吉商店
山崎弘商店
大和護謨製作所
柳屋本店
柳佐吉商店
代々木化學工業會社
米山清七商店
吉田實石鹼株式會社
ライオン油脂會社
ラモナー美粧園
【た】
リール商會
理研化粧品株式會社
【た】
レオン商會
レッドフェザー研究所
【た】
ローヤル佐々木商店
【た】
子供服・コレセット
石鹼化粧品問屋
セルロイド・小間物
渡邊商店
脇田盛眞堂
若松屋東京支店

- 村上幾太郎商店.....136
- 丸共株式会社.....139
- 松浦嘉七商店.....136
- 後藤清太郎商店.....135
- 協粧會.....119
- 金美堂本店.....138
- 志村邦造商店.....133
- 森本店.....102

荒物雜貨ノ部

線香・蚊取香・雜貨

- 大日本除蟲菊會社.....34
- 津川安正堂.....60
- 長岡驅蟲劑製造會社.....58
- 川野立志堂.....88
- 孔官堂.....32
- 三勇商店.....81

荒物問屋

- 川野立志堂.....88
- 中村本店.....68
- 駒木銀三郎商店.....64
- 島田新助商店.....140
- 森友商店.....61

藥品ノ部

藥品問屋

- 安藤井筒堂.....9
- 三和以字壽商店.....78
- 松本伊兵衛商店.....96
- 佐々木商店.....98

其ノ他

- 池田商店.....帽子問屋.....103
- 日本藥業機械會社.....化粧品製造機械.....142
- 堀江商店.....文具.....24
- 鳥飼商店.....靴クリーム.....33
- 德永保之助商店.....靴クリーム.....118
- 岡田福二郎商店.....文具.....24
- 渡邊商店.....エプロン・カフ・ボウ・子供服.....103
- 川口善朗商店.....ジヤパン・ズボン.....103
- 吉田實石繪會社.....ミノル錠・クリーム.....105
- 竹中得四郎商店.....セルロイド・下文具.....24
- 堤商店.....文具.....102
- 村上幾太郎商店.....特選.....136
- 山田進歩堂.....化粧品ペーパー.....140
- 山崎弘商店.....文具.....24
- 松浦商店化粧品部.....化粧品部.....73
- 近利商店.....糸・毛筆.....86
- 森田會社.....メリヤス.....102

- 丸見屋商店.....20,1
- 丸善商事株式會社.....80
- 小林商店.....6,7
- 資生堂.....51
- 守屋會社.....99
- 森下商店.....30,1

天瓜粉

- 德田商店.....120
- 粧和理化學工業所.....100

香料・化粧品原料

- 長谷川藤太郎商店.....71
- 豐玉香料製造所.....105
- 小川商店.....112
- 代々木化學工業會社.....120
- 田村香料株式會社.....133
- 高砂化學工業株式會社.....56
- 曾田政治商店.....132
- ライオン油脂會社.....19
- 松本伊兵衛商店.....96
- 小林安太郎商店.....90
- 小林健次郎商店.....114
- 永廣堂.....128
- 佐々木商店.....98
- 三和以字壽商店.....78
- 宮坂香料店.....108
- 篠崎四郎商店.....129
- 鹽野香料株式會社.....37

化粧品用具

- 井上小四郎商店.....24
- 飛川商店.....29
- 村山勸商店.....134
- 村岸商店.....131
- 阿部錠商店.....149

パフ

- 河合商店.....95
- 村岸商店.....131

化粧品瓶

- 橋本硝子製作所.....50
- 釜屋商店.....14

化粧品雜貨問屋

- 石川善三郎商店.....136
- 大内重雄商店.....137
- 大山勇次郎商店.....137
- 脇田盛眞堂.....121
- 花生堂.....52,3
- 川野立志堂.....88
- 田中花王堂.....126
- 高橋謙治商店.....134
- 塚田合名會社.....124
- 村田繁治郎商店.....134

粉洗

- 田中善株式會社.....36
- 河田商會.....35
- モンココ洗粉本舗.....82
- 杉田商店.....40
- 美香園.....87

洗顔クリーム

- イオス研究所.....79
- レオン商會.....17
- 河田商會.....35
- 三圭社營業部.....137
- 三宅堂.....84
- 桃谷順天館.....12,3
- モンココ洗粉本舗.....82

髪洗粉・シャンプー

- 岩谷商會.....42
- 花王石鹼長瀬商會.....4,5
- 葛原工業所.....104
- 柳佐吉商店.....66
- 増澤化粧品部.....94
- 三友商會.....49
- 美香園.....87
- 守屋商會.....99

石鹼

- 芳誠舍.....39
- 王子石鹼株式會社.....107
- 川野立志堂.....88
- 花王石鹼長瀬商會.....4,5
- 吉田實石鹼株式會社.....105
- 相馬帝國社.....65
- ライオン油脂會社.....19
- 丸見屋商店.....20,1
- 福島東洋舍.....55
- 福島流光舍.....94
- 安藤井筒堂.....9
- 旭電化工業會社.....83
- 櫻井傳和商店.....18
- 共進合石鹼株式會社.....88
- 近磯商店.....91
- 銀座堂化粧品本舗.....77
- 美香園.....87
- 島田新助商店.....140
- 昭和製藥株式會社.....48
- 成和商會.....116

齒磨

- 花王石鹼長瀬商會.....4,5
- リーガル商會.....43
- 中山太陽堂.....表見返シ

- 勝村卯三郎商店.....92
- 月の友化粧園.....10
- 丸善商事株式會社.....80
- 安藤井筒堂.....9

クリーム

- ハリウッド美容室.....23
- 奥住商店.....122
- 河田商會.....35
- 花王石鹼長瀬商會.....4,5
- クレオ研究所.....115
- 楠本商店.....139
- 近源商店.....2,3
- 銀座堂化粧品本舗.....77
- 三葉商會.....121
- 三慶商店.....8
- 守屋商會.....99
- モンココ洗粉本舗.....82
- 杉田商店.....40

化粧水

- 岡本信太郎商店.....97
- 泰昌商事株式會社.....59
- 葛原工業所.....104
- 近源商店.....2,3
- 桃谷順天館.....12,3
- 杉田商店.....40

頭髮料

- 井上太兵衛商店.....54
- 井田京榮堂.....44,5
- 井筒屋商店.....41
- 千代田山岸商店.....表見返シ裏
- リーガル商會.....43
- 大槻彩芳堂.....57
- 岡本信太郎商店.....97
- カガシ化粧品本舗.....46
- 泰昌商事株式會社.....59
- 葛原工業所.....104
- 山吉商店.....122
- 柳屋本店.....109
- 丸善商事株式會社.....80
- 松浦商店化粧品部.....73
- 増澤化粧品部.....94
- 啓芳堂.....123
- 古屋ユニオン商店.....116
- 福田號商店.....127
- 葵香本店.....26
- 齋藤三友堂.....74,5
- 三友商會.....49
- 金鶴香水株式會社.....67
- 三宅堂.....84
- 庄慶商店.....8
- 昇英堂.....28
- 昭和製藥株式會社.....48
- 中山太陽堂.....表見返シ

- 中津屋本店.....135
- 万新商店.....76
- 丸治商店.....69
- 阿部錠商店.....135
- 近利商店.....86
- 宮本庄七商店.....1
- 森本本店.....102
- 森本支店.....102
- 關口次朗商店.....113
- 杉田貞治商店.....98
- 須田商店.....103

化粧品ノ部

一般化粧品 (白粉・クリーム・化粧水・香水・紅・洗粉・洗髮料・香油・ボマード・石鹼・齒磨等)

- 伊東化學研究所.....102
- ロイヤル佐々木商店.....25
- ハリウッド美容室.....23
- リーガル商會.....43
- 理研化粧品會社.....15
- 太田榮治郎商店.....141
- 大東藥化學工業所.....72
- カガシ化粧品本舗.....46
- 河田商會.....35
- 勝村卯三郎商店.....92
- 鐘紡藥化學研究所.....85
- 米山清七商店.....24
- 田端豐香園.....125
- 高橋東洋堂.....52,3
- レツドフエザー研究所.....96
- 中山太陽堂.....表見返シ
- 白井康雄商店.....138
- 株式會社クラヤ.....115
- 久保政吉商店.....裏見返シ
- マスター尚美堂.....22
- 丸善商事株式會社.....80
- 安藤井筒堂.....9
- 資生堂.....51
- 粧和理化學工業所.....100
- 昭和製藥株式會社.....48
- 平尾贊平商店.....裏表紙
- 平尾嘉三郎商店.....111
- 生工業研究所.....27
- 岡本信太郎商店.....97
- 月の友化粧園.....10
- ラモナー美粧園.....133
- 花王石鹼長瀬商會.....4,5
- 香水
- 井上太兵衛商店.....54
- リーガル商會.....43
- 岡本信太郎商店.....97

小間物・化粧品營業別廣告索引

小間物ノ部

頭飾服飾品小間物雜貨

- 岩谷商會.....42
- 伊藤齊商店.....103
- ハリウッド美容室.....28
- 濱商店.....47
- 要彌三郎本店.....135
- ヤマキ商會.....131
- 丸新.....97
- ゴサマー本舗.....132
- 三浦啓司商店.....138
- 宮本庄七商店.....1
- 清水英商店.....92

齒刷子

- 井阪支店.....118
- 西村常三郎商店.....24
- 鳥飼商店.....33
- 德永保之助商店.....118
- 大内重雄商店.....137
- 中山太陽堂.....表見返シ
- 中文商店.....90
- 村上幾太郎商店.....136
- 白井康雄商店.....138
- 桑畑直吉商店.....24
- 丸善商事株式會社.....80
- 小林商店.....6,7
- 寺内喜榮堂.....89
- 資生堂.....51
- 粧和理化學工業所.....100

袋物

- 大嶋屋本店.....136

セルロイド生地雜貨

- 井上小四郎商店.....24
- 德永保之助商店.....118
- 荻村龜太郎商店.....117
- 若松屋東京支店.....90
- 三浦督治商店.....110
- 宮畑力松商店.....24

ゴム製品

- 岩谷商會.....42
- 大和護謨製作所.....16

小間物問屋

- 飛川商店.....29
- 若松屋東京支店.....90

！顔素いる明！康

健、る溢



素顔のまま、で、つ、
ましく美しいのが
なにより強味！

に後リソゲヒ★前み寝お★後浴入・顔洗

店商源近社合式株・舗本
地番六町山横區橋本日市京東

磨齒ンオイ



ラ

トンテラパ



歯磨は

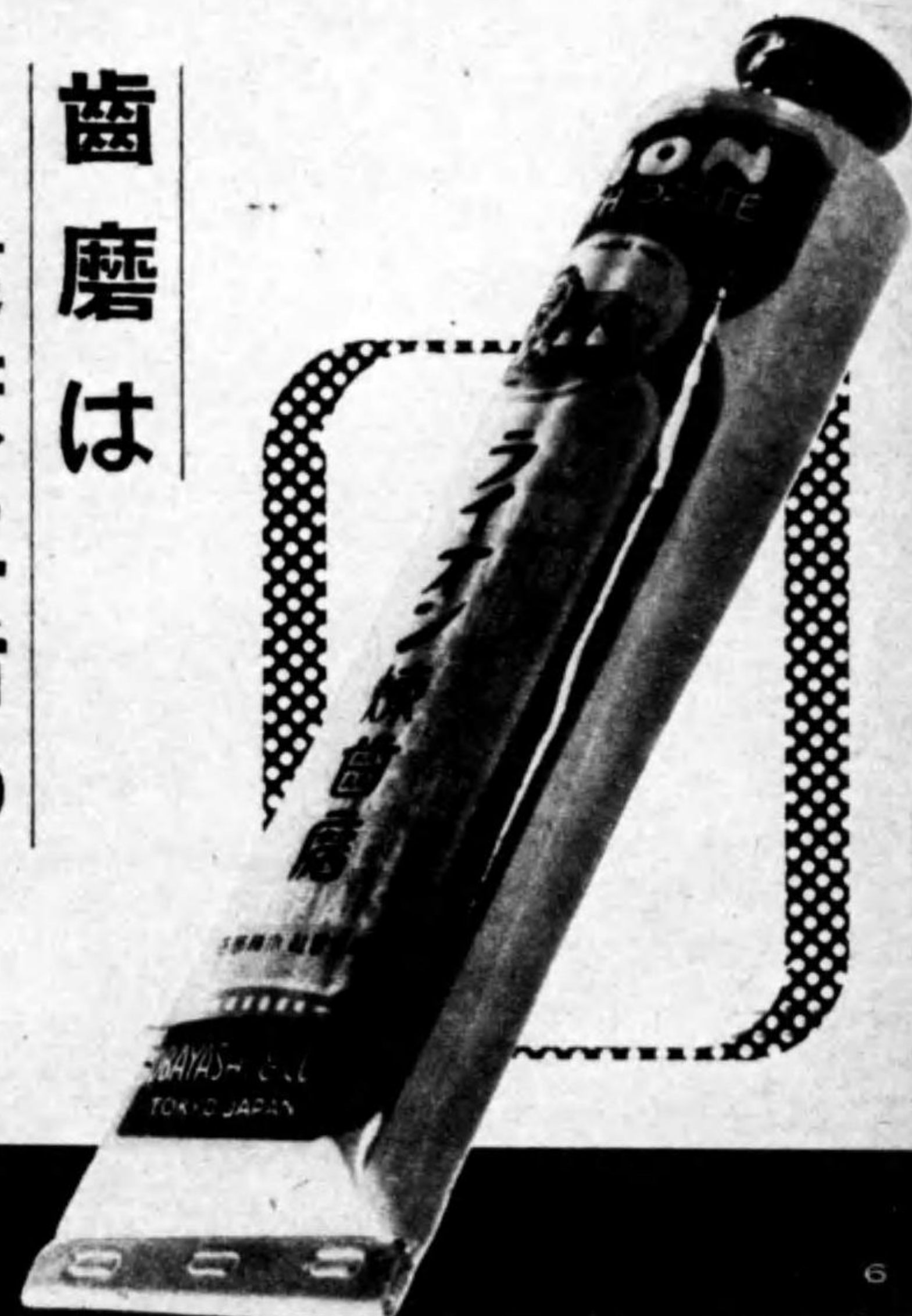
健康生活の

必需品!

歯牙及び歯齦の完全清掃が口腔の保健に缺くべからざる事は今更言ふ迄もありません。

ライオン歯磨の薬效吸着力は、口腔の清掃を完璧たらしめます。これ實にライオン歯磨が健康生活の必需品たる所以です。

この意味に於きまして、特に弊社製品を御支援下さる様折入つて御願ひ申し上げます。



鋪本磨齒ンオイラ

新體制發の一年



●●● 海軍下に迎ふる紀元二千六百年
 その偉大なる國民的感激と愛護の下にあ
 る榮光に感謝すべく東京組合の瀧城清
 奉仕部隊は小林組長部隊長のもとに十二
 月十七日迄なる一職を大宮居の外苑に捧
 げた。(寫眞①は奉仕部隊の宮城遊拜②
 ③は嚴寒に汗するその作樂)



● 大陸向けの硬水石
 船を完成した花玉石
 では研究完成を記念し
 て出征將士の恤兵品と
 すべく十一月二十九日
 硬水石船十萬打を陸海
 軍に献納して銃後の赤
 誠を披瀝した。



● アイア補本は決期に於ける金の一部を割いて
 陸海軍へ省一萬圓を兵隊納資金とて金獻した。



● 東京組合第二次の樂界出征勇士慰問計
 畫は組合員諸氏より二千六百圓餘の寄附金
 を得て慰問袋を調製、樂界本舖女子従業員
 の纖手によつて連日發送を開始した。



ピルース化粧品

庄慶本 庄慶本 庄慶本 庄慶本

● 町 戸 倉 區 東 城 市 京 東
 ● 町 田 市 幸 仙
 ● 日 丁 一 十 四 條 十 南 市 觀 札
 ● 店 本
 ● 店 支
 ● 所 張 出

店商慶庄社會式株 舖本

勤労の春展



二月二十日
の合組京東たれか開
るす連に年十滿任重はで會員役
か左。たし呈贈を品念記彰表を員役三
職評、氏郎富瀬長督監計會兼員議評ら
氏三の氏逸啓原系員議評、氏榮東伊員



千はに節佳の元紀の年百六千二元紀
名千一年青業商の都帝てれ溢にび慶の週一載
行舉を進行大の激感に心中を場道年青工商は
にれこが年青界業る餘に名百もらか合組京東
は⑩眞寫。たいづ額に社神國靖城宮、加參
に前城宮は⑪表代界業たへ終を詣參社神國靖
〔隊部頭先たへ終を拜進始開進行よ向



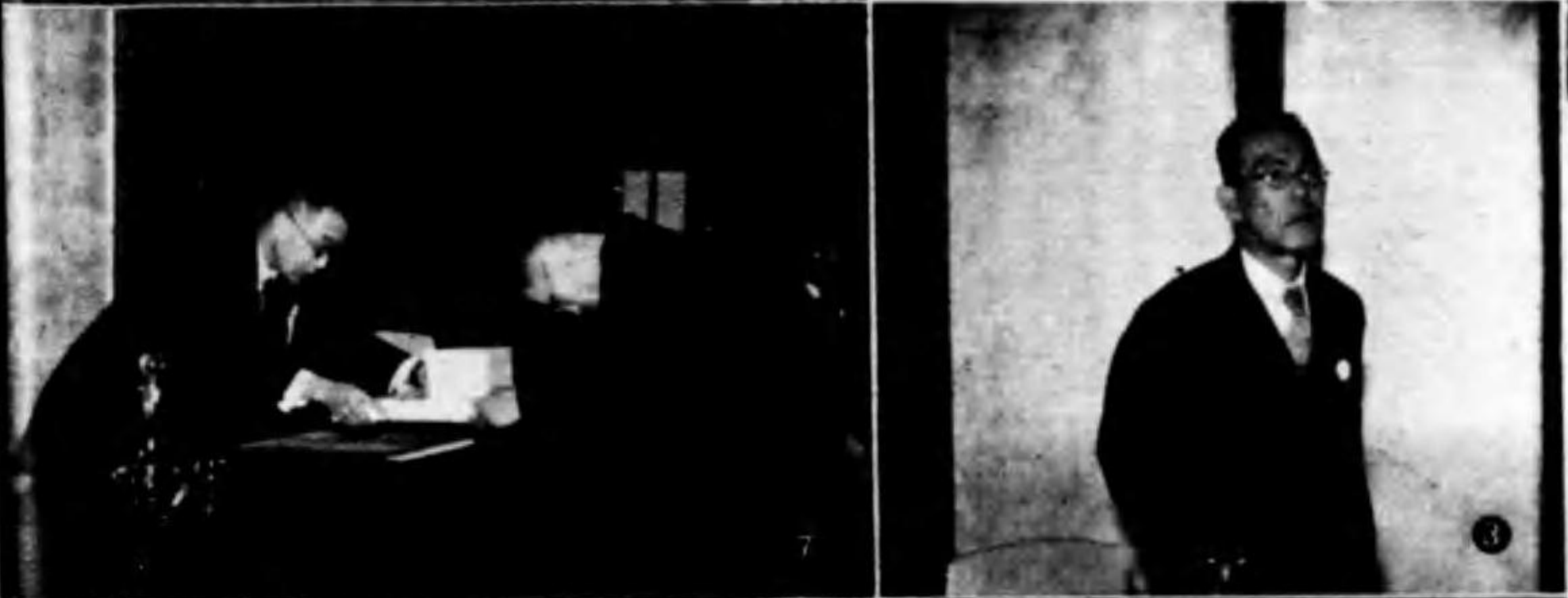
皇太子様の御就學に當り
學習院で御學友の光榮を擔つた
花王社長令息の長瀬博昭君
小綱町大茂の中村元彌君。



東京組合の精勤從業員表彰式は
二月十二日を期して日本橋俱樂部
に舉行、榮ある永年勤続者百六十
六名を顯彰した。表彰式には府知
事、警視總監、東京市長、東商會
頭、實業會長等の祝辭あり、貴※



※族院議員法博下村宏氏
の訓話を聞いて祝宴を張
つた。寫眞①は榮ある表
彰者の記念撮影②は田中
副組長の祝辭朗讀③は下
村博士の訓話④は東商會
頭の祝辭を朗讀する板倉
安兵衛氏⑤は實業會長中
野金次郎氏⑥は三十年代
代表山田三郎君⑦は二十
年代代表富澤善次郎君。



夏の錬鍛

●東京組合主催第十回大講義
 於に外内の下時戦は會習講術學
 日五十月四てしと題主を情事濟經
 名三十四者講聽、講開間日十らか
 心熱のそらか長組林小はてし對に
 たし與授を書證了修てし揚賞をさ



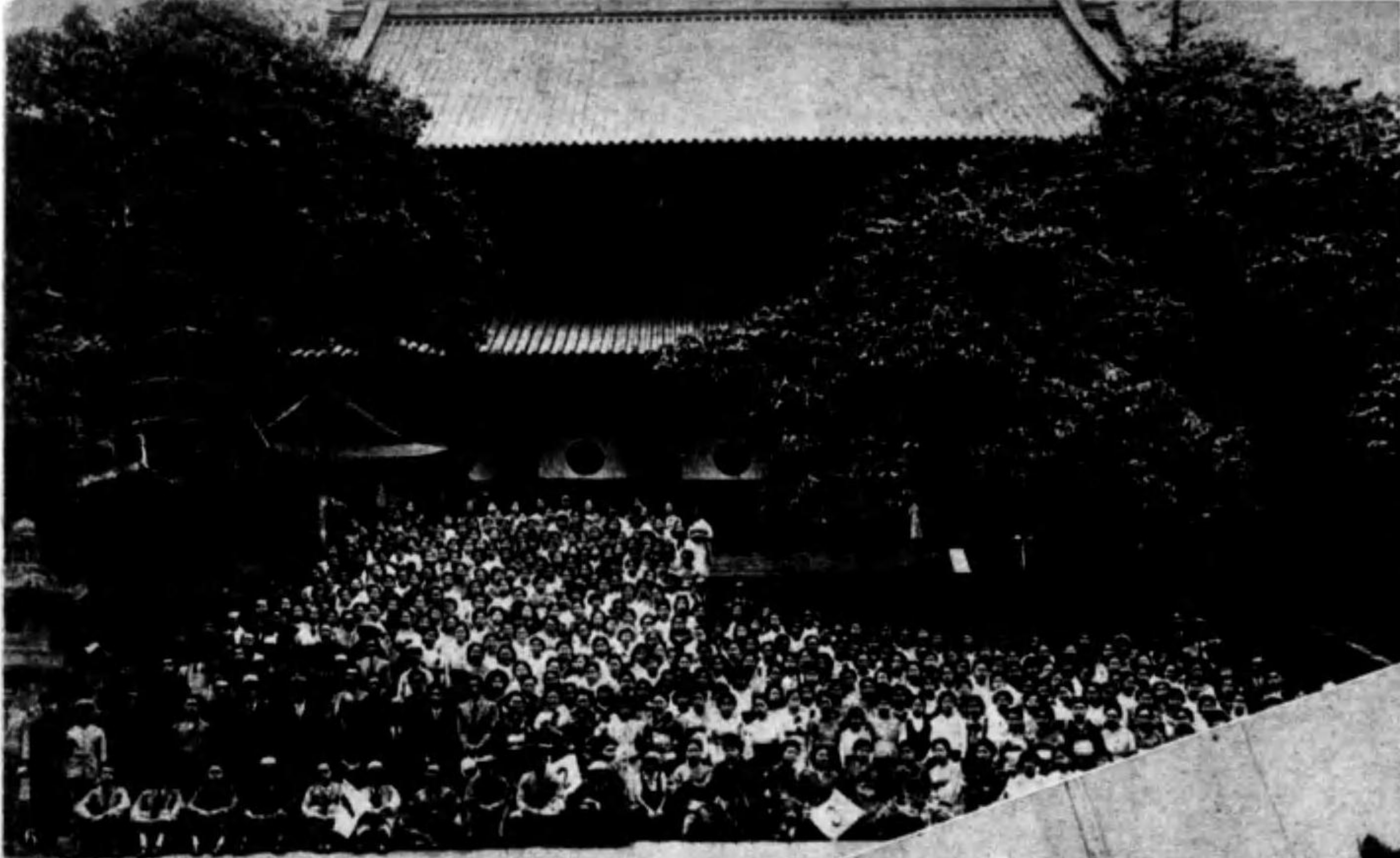
●新は店商倉角堆の界屋間西關
 實を出進京東にとの想構るなた
 なるす置設を店支に町司田神、現
 七月四春陽は宴露披のそがたつ至
 したる僅に大盛にレテホ國帝日



●さ較判に頭權の題問格價定公品統化
 なた持を關機格聯的的國全はで界業たれ
 合組京東りあることるみ鑑に便不たつか
 化市都大六日二十二月六てつよに唱主の
 三表代地各。たし立創を會合聯合組品統
 制を約規る互に條々八席出に會總名七十
 したし爲を發出い強力の致一界業てし定



●東京組合廣田理事は後任に日南
 田編幹長を推して日本石油化粧品合
 同輸出會社兼頭事務に就任その新舊
 理事送迎會は六月三日日本橋俱樂部
 に多數業界人出席の下に開かれた。
 良妻賢母の養成に主眼を置くとレ
 ●工場産業報國會は秋谷兩女史を敬
 史として一週二回の裁縫を實習、時
 節柄廢品の更生や毛糸國物手藝等に
 乗出して注目なひるた。



●ライオン賣場工場産業報國會で
 は神谷専務會長のもとに整然たる開
 行行事をついけ、春秋二回の遠足會
 は會員慰安の一つとなつてゐるが、
 此の年も六月六日、四百餘名大舉し
 て日光參拜旅行を行つた。

●前年から五月に開催されるやう
 になつたムシ商デーは、今年も五月
 七日の健康週間中に開かれ、これを
 協賛したライオン賣場本館では小石
 川後樂園スタジアムに市内三十三校
 一萬六千人の學童を動員して賣場敷



●員社報商京東がわ
 深義意の此は名七有十二
 百六千二久悠へ迎な年き
 訪み地聖の原權、しまき拓の組皇つ遠昔の年
 び恩を業大の國華にか遙てし伏れに前大れ
 したつ奉



●に實業創年の此は店商屋筒井鋪老の界油香
 式様を織組のそ、へ迎な年るあ義意の年周十七
 五、り盛を構機いし新に簾暖き古てめ改に社會
 俱構本日てれ兼を祝自と露披のつ二日四十二月
 したつ張を建濟き招を者係關界業に都樂





●小間物化粧品界唯一の報導機
關たるわが東京商報社は世局の變
遷に即應すべく經營上の新體制を
確立しこれに伴ひ十月二十六日上
野精養軒にその後援機關たる東京

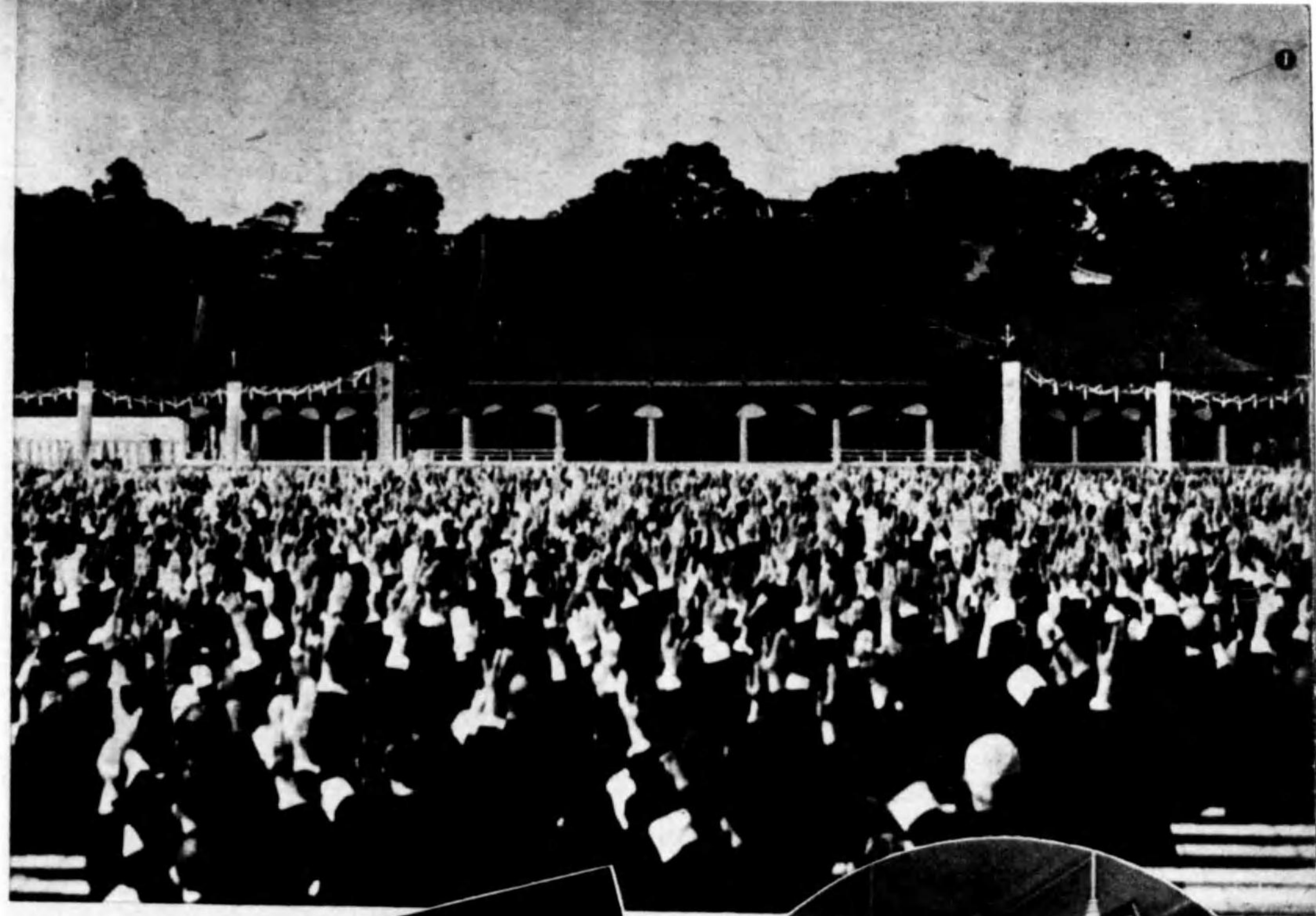


●翌日二十日、東京組合では、この
業と此の盛典に際しては、組合員
により組合に於いて、組合員
の奉祝式を挙げて、公休日に於
て、奉祝式を挙げて、公休日に於
て、奉祝式を挙げて、公休日に於

●精勤の生活刷新運動に呼應し
た美容協會では、七・七禁令の主旨
を踏襲し、十月二十八日原宿の蓬萊
殿にその發表會を行つた。



●東京東名は二十二員々部育體場工ナテウ
十れらげつな紙折の技競體團るな秀優らか會協
宮神治明回一十第祝奉年百六千二紀日一月一
觀きべる賜覽天もく多長し場出に會大育體民國
。たしに新を激感し浴に榮光のるす加參に技



●的國全はで界業工磨齒
日八の月十め爲たつか無が關機格強な
集參名八十二者業西東に部樂俱橋本日
舉を式會發會協業工磨齒本日にともの
。ため面を束結のてしと界磨齒し行



●紀元二千六百年奉祝の記念
式典は、十一月十日、十一日の
兩日長くも、聖上國母兩陛下の
親臨を仰いで、厳かに舉行され、
一億國民はラゴオに和して、聖
萬歳を奉唱、樂界もまた業を休
んで慶祝その萬歳に唱和した。
●ライオン齒磨本舖小林商店
では、この年恰もライオン齒磨
發賣五十周年に當るところから
十月二十日、全社員並に傍系會
社代表五百餘名は、橋場工場大講
堂に參集して、嚴かなる創業記念
式を舉行した。
●花王石鹼長瀬商會でも、此の
年發賣五十周年を迎へ、記念事
業として、修養園花王支部の結成
式を舉行十月十二日神田共立講
堂に盛大なる行事を行つた。
〔寫眞は修養園員の振動記念〕



新体制下の業界一年史

支那事變處理の段階に進んで茲に第五年、高度國防國家建設の爲の諸施策は、業界に對しても、凡ゆる角度より諸種の制約を餘儀なくし來つたが、平和産業の名の下に、その優先性を剝奪されながらも、業界は唯一途、戦後産業の確保の爲、渾身の努力を注ぎつけて來た。原料獲得の爲の苦惱、新資材追究の爲の研鑽、政府のとれる價格政策に對する順應、劃一無理解なる當局の公定方針等々、業界の戦ひ來れる努力は、事變勃發以來此の十五年を以つて最たるものとなつた。然し、將に血の慘む忍苦であり、窮突猛進して退くを知らない業界の勇氣を此の年に見るのである。茲に贈る十六年の年鑑は、此の意味に於いて業界に未だ曾つて記録されなかつた特異複雑なる歴史の一頁と云へやう。

一月 暴利行爲等取締規則の改正に伴ひ業界も價格表示勵行。▽静岡市に空前の大火あり東西組合にて義捐金を募る。▽待望の第一次石油商賈公定價格告示さる。

二月 公定價格を主題とする官民懇談會組合樓上に開く。▽化粧品二〇四六小間物五三種の協定價格認可せらる。▽公定價格陳情東京府へ提出。

三月 第七十五議會提出の物品稅増徴は、化粧品より石油商賈を削除と決定。▽化粧品稅五分の増徴に際し轉錄を認められた五分の範圍にて値段改正決議。▽五分轉錄問題に就き商工、大藏兩省の意見一致す。

四月 東西有力業者を株主とする日本石油化粧品合同輸出株式會社創立。▽化粧品稅五分轉錄問題再燃、協定價格の變更は法規上不可能なること判明し茲に化粧品公定價格問題擡頭す。

五月 公定價格問題に關し屢々全體會議を開き第一次を申請。▽東京組合理事更迭す。▽化粧品公定價格設定專門委員任命。▽香料協定價格二百餘點認可となる。

六月 七日の價格形成中央委員會に於いてクリム、ボマードの公定價格決定。▽六大都市化粧品組合聯合會結成さる。▽暴利行爲等取締規則改正せられ價格表示嚴重となり公定否定論者に影響。

七月 七・七禁止令出づ。化粧品は五圓以上の香水のみが禁止となつたが小間物の打撃甚大。▽暴利行爲等取締規則の改正により化粧品は公定或ひは協定の二本柱、小間物は全面的に協定申請へ。▽朝鮮化粧品公定價格問題に就き盟研會代表上京。

八月 七・七禁令による小間物界の退職品百萬圓に上る。▽化粧品第二次協定締切り四四三二點。▽化粧品公定價格告示さる、總數三六〇九點。▽圓城向輸出價格調整令出づ。

九月 東京商報編輯方針態形を刷新して新體制に入る。▽硬化油公定價格決定。▽第二次化粧品公定價格申請資料東京組合にて陳む。▽九・一八價格停止令出で、一年、更に一年延長。▽小間物界にも公定價設定の準備進む。▽石油業界大痛棒の化粧石鹼十錢一本建の公定決定。▽警視廳の化粧品取締規則改正さる。

十月 七・七禁令中一部販賣期間延期。▽日本商賈工業協會誕生。▽樺太化粧品公定價格決定。▽荒物問屋の中堅店員により實業同志會結成さる。

十一月 東西組合聯繫のもとに業界自肅の實踐要綱四ヶ條を決定發表。▽朝鮮化粧品公價告示さる。▽東京組合小林組長兼總務部長を下賜せらる。▽鐵道の化粧品輸送受託停止問題となる。▽東京組合第三次の出征勇士慰問計畫決定。

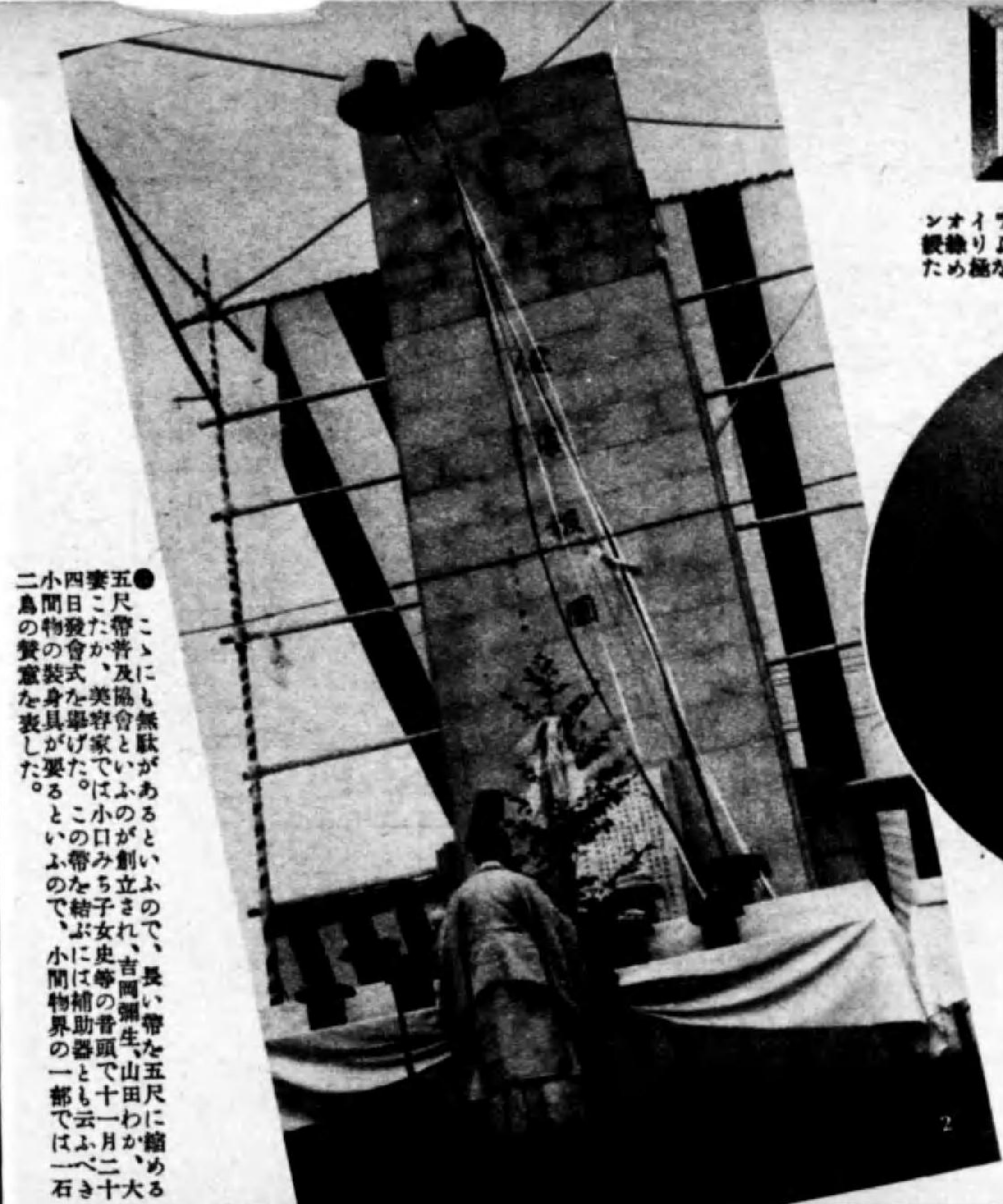
十二月 小間物の朝鮮移出組合成立。▽東京府では高度國防國家の建設に備へて商工業の動態調査を開始す。

光榮に輝く

● 紀元二千六百年の慶祝に捧げる赤誠・全國學童の健康報國書方百八萬九千四百餘名得これに概原神宮外苑健康報國時計塔に奉納す金塔たらしめんとするライオン齒磨本舖の企ては、全國學童の關心を寬めて十一月二十四日、櫻原の聖地に書方奉納式並びに時計塔獻納式を舉行した。



● 紀元二千六百年の慶祝に捧げる赤誠・全國學童の健康報國書方百八萬九千四百餘名得これに概原神宮外苑健康報國時計塔に奉納す金塔たらしめんとするライオン齒磨本舖の企ては、全國學童の關心を寬めて十一月二十四日、櫻原の聖地に書方奉納式並びに時計塔獻納式を舉行した。



● こゝにも無駄があるといふので、長い帯を五尺に縮める五尺帯普及協會といふのが創立され、吉岡彌生、山田わか、大妻こたか、美容家では小口みち子、女史等の音頭で十一月二十四日發會式を擧げた。この帯を結ぶには補助器とも云ふべき小間物の裝身具が要るといふので、小間物界の一部では一石二鳥の賛意を表した。



化粧品公定価格問題

昭和十五年年度の業界は殆ど価格問題の處理に終始してその大半を過ぎたとも云ふべく、就中物品税増徴分の處理方法を如何にすべきやに出發せる化粧品公定価格設定の問題は、全國業界をして一時的ながらも混亂の増進と化せしめた大問題であつた。今これを回顧するに當り便宜上、昨年末より十五年四月に至る間を前期、その後を後期として一ヶ月の概略を辿ることとする。

前期

①石鹼及び齒磨の第一次公定

業界品の公定価格に於いてその先驅を承つたのは石鹼及び齒磨である。これは昭和十五年版年鑑にもその一部を記載せる如く、低物價保持を以つて物價政策の金科玉條とする政府の、生活必需品には順次公定価格を設定して行くと云ふ方針に則り、昭和十四年十月商工省が積極的態度を以つて業界に臨み、いよ／＼問題が表面化するや、

久保田四郎、長瀬富郎、山崎麻吉、中山豊三、廣田嘉一

以上の五氏が業界側よりの専門委員として正式の任命を受けて原案の作成に協力することになり、十一月十八日の委員會を最後に専門委員の審議は終了した。その後三十日の中央物價委員會に於いて齒磨の最高販賣價格が決定、また洗濯石鹼及び化粧石鹼の最高販賣價格は十二月十四日に於ける物價委員會の審議を経てそれ／＼商工大臣に答申された。

十五年版年鑑生業販賣の項参照

それが商工大臣の指定するところとなつて一般に告示せられるのは、昭和十五年一月十日頃と豫定されて居つたにも拘らず容易にその發表を見るに至らず、關係業者はひたすらその告示を待ちあぐみつつあるうちに、漸く一月二十七日附の官報により齒磨、化粧石鹼、洗濯石鹼の三種が委員會答申通りの内容をもつて告示となつた。しかしながら告示の條項の箇々にはなる解題については極めて微妙な分子を含んで居るので原案作成に與つた専門委員が主軸となつて商工省物價局事務當局と折衝の結果得たるところにより實際上の解題については、左の如き綿密なる公定價格運営上の注意事項を一般に知らしめ、以つて取引上の利便に供した。

①實施區域

公定價格は東京、大阪、神奈川、兵庫、愛知、福岡の七道府縣に實施せられるものであるから、この地域における製造業者、卸業者、及び小賣業者は一月二十七日以後それ／＼の定められた販賣價格で販賣しなければならぬことはいふまでもない。問題はこれ

七道府縣における製造業者（卸賣、小賣業者も亦同じ）が、この公定價格實施府縣以外の縣、例へば東京府の製造業者が埼玉縣の卸業者に販賣する場合、公定價格によらず九・一八價格で差支ないか如何かといふことである。これは駄目なこと、七道府縣の製造業者が、七道府縣以外の地の販賣業者に販賣する場合においても、公定價格で販賣しなければならぬのである。卸賣、小賣業者の場合も亦同様である。即ち七道府縣に居住する製造、卸賣、小賣業者は、他府縣に販賣する場合でも、公定價格で販賣しなければならぬことになつてゐる。

②販賣價格

製造業者、卸業者、小賣業者は、それぞれ定められた公定價格で販賣しなければならぬことはいふまでもない。ところで、製造業者が卸賣したり、小賣したりする場合には、卸業者の販賣價格、或ひは小賣業者の販賣價格をもつて販賣しうるか、これが問題になるであらう。商工省告示を注意して讀んでみると、價格は

製造業者販賣價格
卸業者販賣價格
小賣業者販賣價格

となつてゐて、生産價格、卸賣價格、小賣價格と書かれてゐない。したがつて、製造業者が販賣する場合は、卸賣であらうが小賣であらうが、一切製造業者販賣價格をもつて販賣しなければならぬことになつた。製造業者が卸

賣に當つて卸業者販賣價格、小賣に當つて小賣業者販賣價格をもつて販賣することはいけないのであるから、賣手も買手も注意すべきである。同様なことが卸業者についてもいられる。卸業者が販賣する場合には、卸賣であらうが、小賣であらうが、一切卸業者販賣價格で販賣しなければならぬ。これは卸業者が直接消費者に賣つてはいけないといふ意味ではなくて、販賣しても差支ないが、小賣業者の販賣價格、つまり小賣値段で賣つてはいけない。他迄も卸業者の販賣價格で賣るべしといふのである。つまり製造業者はいかなる場合でも製造業者の販賣値段で又卸業者はいかなる場合でも卸業者の販賣値段で販賣することになるのである。そこで製造業者としては、法人格を異にする販賣會社を設立して、この間に起る種々な不合理、不便の除去に努めることになる筈である。卸小賣の兼業者も、この點について、卸小賣を切離すやう種々考慮中の由である。

③運賃の負擔

次に運賃は價格に關係が深いから、この公定價格では、原則として賣主が負擔することになつてゐるが、商工省告示ではこれを次のやうに表現してゐる。即ち

製造業者販賣價格は買主最寄驛貨車乗渡又は買主最寄船港船渡價格とす
卸業者販賣價格は小賣業者店先渡

價格とす

卸業者の場合の解釋は左程難しいことではないが、製造業者の場合の解釋は一寸難しい。原則として鐵道便によらなければならぬものは、買主最寄驛貨車乗渡で、例へば札幌の卸業者が販賣する場合、函館までを買主最寄港と考へたり、又は小樽までを買主最寄港と考へたりして、その船側渡價格が公定價格だと考へることは誤りである。例へば船便で函館又は小樽まで送つたにしろ、更に鐵道便で札幌まで運ばなければならぬのである。

製造業者販賣價格は札幌までの運賃を含む價格として平俗に解して差支ない。

しかしこの解釋では、樺太、朝鮮、滿洲國、關東州、臺灣の如き遠隔地においては、賣主の負擔が過重になるので、東京組合ではこの點を商工省に問合せたところ、非公式ではあるが、次のやうな解答を得た。即ち

製造業者の販賣價格は、樺太は大泊まで、朝鮮は釜山又は羅津迄、臺灣は臺北迄、關東州は大連までの船側渡價格をいふので、これを超えてはいけない。卸業者の場合の販賣價格は他府縣でも、その買手たる小賣業者の店先渡價格をいふのであるから、買手の店先までの運賃を凡て賣主が負擔しなければならず、包装費も亦然りである。なほ中華民國向のものについては、F・O・B價格と明示されてゐるから、別

に問題はない。今次の公定價格を結果論的に綜合すれば

①洗濯石鹼の價格は大體當時の市場相場と大差なき處に落付き、品質は一般素地が標準となり、卸業者の利益は七分、小賣業者の利益はその二倍程度である。

②化粧石鹼にあつては、有名品中の代表的なものに就いて設定せられ、市場相場と大差ない價格である。安いものは本舖の言ひ値が認められ、十五〇二十〇後には若干の値下げがあつた。

③齒磨は當時の市價より見て條件は良好の方で中間値が取られ、業者の利益は卸七、八分、小賣が一割五分程度である。

然るに公定實施後約一ヶ月餘の二月二十日價格表示銘柄の本舖たるライオン、クラブ、仁丹の三社では同一本舖製品でありながら、公定に洩れた商品に就いては、地方公定價格委員會に於いてそれぞれ公定價格を設定せられることを希望する旨の陳情書を作成、東京府知事の手許に提出した。

その要旨は公定價格の制定がない品目に就いては、公定價格に準じて賣値を算出すべき旨の指示が専門委員會席上に於いて商工省當局よりあつたやうに反問するのであるが、その算出價格と言ふのは公定價格でもなければ協定價格でもない、無論九・一八價格でもないために法的根據がなく、府下一萬何千の販賣業者はその取扱上頗る危懼の念を抱いて居

る。これを協定價格で解決しようとするば製造、卸賣、小賣の各段階毎に或ひは地域別毎に數種の協定價格を設定實施することになつてその間に公定價格のやうな一貫性がなく、公定價格品との間に適性を缺く惧れも多分にあるから、價格公定にならなかつた品種は府の物價委員會に於いて地方公定價格を設定されたいと言ふのである。

又石鹼業者からも原料油脂の公定價格が決定して居ないために、その方面の値上りが甚しき拘らず、製品である石鹼の値段が一方的に抑へられて居ることは不合理であるから、これを原料相場より割出した價格に引直して貰ひたいとか、或ひは又中間業者の手數料を一割程度に引上げられたしなどの希望の意見が各方面より現はれ、公定價格の不合理が業界活動を不明朗化せんとする氣配が時日とともに濃厚となつて來て、各種の懸案を孕んだまゝ、時の至るを待つのみと云ふ形勢であつた。

②小問物化粧品の第一次協定

東京組合では昭和十四年の九・一八價格停止令直後に於いて、早くも九月十八日の凸凹價格を訂正すべく協定價格を申請してその認可を仰ぐことに組合の態度を決定するとともに、その成果は全國業界に影響を及ぼすことあるべき場合を豫想して、昭和十四年十一月二十五日、組合事務所にて六大都市聯合協議會を開催、

協定價格の大綱並びに最終卸賣價格の適正基準を決定したが、その後任入値段調査の爲に

- 千本木彌八、芥田林藏、大山勇次郎、大内田龜藏、武井孝次郎
- の諸氏を特別委員に擧げて選定商品の仕入價格を調査せしめ、取引實狀の詳かならざるものに就いては、關係卸業者の副署を求むるなど萬全を期したる上、當該品の本舖に送附して點檢を求め、更に十二月十三日仕上げの委員會を開催
- 委員長 田中吉兵衛 委員 川野喜四郎 塚田要三 中原久太郎 桑原啓造 丸山松治 松浦嘉七 小宮勇三郎 芥田林藏 千本木彌八 補助委員 大山勇次郎 脇田盛眞堂 武井孝次郎
- 以上出席して田中委員長より

特別委員會に於いてはチェーン制度品本舖（二四本舖）の商品を除外して仕入價格を記入の上各本舖に照會し、申告書を再提出せる本舖は一二九、品數にして二、〇七〇銘柄に及ぶ旨の報告があり、次いで再提出の申告書を一々審議して訂正すべき所は訂正の後原案を作成、横濱、名古屋、京都、大阪神戸の各組合にも原案を送附して聯絡を取るなどの慎重を期し、書類の整備完了を待つて十二月二十三日小問物五十三件、化粧品二千四十六件の組合協定價格認可方を東京府當局に對して申請した。然してその査定は豫想通り進捗、昭和十五年二月十三日附を以つて申請通りの協定價格が認可せられ東京府告示として左の通り發表となつた。

に供した。

後 期

東京府告示第三百十六號 價格統制令第三條第一項の規定に依り同令第二條第二項又は第三項の額に代るべき額左の通り認可す

- 一、組合の名稱 東京小間物化粧品卸 商同業組合
二、組合の地區 東京市一圓
三、構成員たる資格 小間物化粧品卸 卸賣業を営む者

右協定價格に付ては東京府經濟部物價統制課又は東京小間物化粧品卸商同業組合(日本橋區馬喰町三の三)に於て原簿閲覧に供す但し右協定價格表寫は右組合に於て交付することあるべし

千本木彌八 小宮勇三郎 岸田 林藏

特別委員

大山勇次郎 脇田盛眞堂 武井孝次郎 村田繁次郎 鈴木 義明

以上の諸氏が三月三十日に第一回の委員會を開催してその検討を行ひ、續いて四月三日、第二回委員會を開いて査定を進める傍ら小賣業者側との聯合協議會を開催、且つ大阪組合とも連絡を取つてその萬全を期し、既協定品一八三一點、制度品一三九點、新参加品四九一點の書類整備を終り、いつ何時でも提出が出来

物品税五分増徴の問題起る

東京組合では、第七十五議會を通過して四月一日から實施となつた化粧品税五分の増徴に備へるため、取敢へず二月十三日附を以て認可となつた化粧品二千四十六件の協定價格に税額だけを加へた新値段を以て改訂協定價格となし、その認可を東京府物價統制課に申請すべく組合の方針を決定して各本舗より價格表の提出を求め、小林組長以下左記委員、即ち

- 査定委員 田中吉兵衛 塚田 要三 川野喜四郎 中原久太郎 桑原 啓造 松浦 嘉七

協定價格の変更は立法技術上不可能である。情勢の變化によつて改訂し得るものは公定價格のみである

と言ふ意味の示唆を與へられて歸つて来た。これによつて組合の協定値段改訂問題は百八十度の轉回を餘儀なくさるゝに至つたのでこれまでの改訂準備はそのま

まとして、更に新年度の對策を樹立するの急に迫られ、組合員の總意に問ふべく四月五日、同八日、同十日と連續三回におたつて組合大會議室に化粧品部協議會を開催、組合の行くべき道に就いてこれを衆議に求めたが、公定價格による値上げを策すべきか、現行協定價格を以て隱忍す可きか、或は當局の出方を待つて然る後に適當の對策を講ずべきか、議論區區にしてその何れとも態度を決定すること能はず、結局委員を擧げて是が研究に當らしむ可しと言ふことに落着いたが、事は業界全體の浮沈にかかる重大問題であるから、その審議には特に慎重を期す可しと言ふ意見が強かつた。なほ五日の第一次協議會の席上廣田理事が試みた左の経過報告は問題の真相を備へて餘すところなく、どうしてこの問題が起つて来たかの理解に役立つところ多であるから、左にその要旨を紹介しよう。

今までの経過を申し上げますと、三月二十二日を第一回と致しまして、更に同二十七日再度の協議會を開催して御協議を願ひ、協定價格又は九・一八價格にそれら五分を乗じたものを値上額と定め、それだけ加算したものを改訂協定價格としてその認可を申請することに手筈を定め、本舗から申告を頂きまして査定委員會にかけ、大體順調に進行しつゝ、今日に至つたのであります。

然るに四月二日の午後、大阪から電話がありましてその日大阪組合に於いても値段改正を協議中のところ、經濟所から判讀しますと、二週間或は十日位で一切が完了するのではないかと考へられるのであります。物價當局もこの問題は公定價格より仕方があるまいと述べて居るほどでありまして、適法による解決手段は、これが最も宜しからうと見られます。

なほ組合では、この問題に就いては、大阪組合とも連絡を緊密にする必要を認め、八日の第二次協議會には大阪組合石川主事が出席して東京側の意圖を體得して歸つたが、九日大阪組合主催の協議會が開かれた際には東京側を代表して廣田理事が参加、親しく大阪側の空氣に觸れて歸京、翌十日の第三次化粧品部大會にその結果を報告したが、それによると、

大阪化粧品組合では、今回の増徴を如何に處理すべきかについて去る九日、組合事務所に於いて評議員並びに代議員會を開催、種々意見の交換を行ひ、慎重討議の結果、公定價格による五分値上策を行かうてはないかと云ふことに大體の意見が纏まり、越えて十一日全組合員の會合を催してその方針を諮るとともに、その具體化に當つては東京は勿論京都、名古屋の各地組合とも緊密なる聯絡を保ちながら、全業界的に同一歩調を以つて進むべきであると云ふ觀念の下に今後の動きを決することになつたことであつた。

前述の如く前後三回におたる協議會に於いてあらゆる角度より検討を加へたる後、最後の断は委員會の研究に任せることになり、組長指令によりその大役を擔

警察から達しがあつて税法による物價値上げ問題に關しては内務省より何分の命令があるまで現行通りで行くと云ふ通牒があつたから、それまで値上げ罷り成らぬと言つて来たこと云ふのであります。話によりますと大阪組合では當日の午前中、中山組長以下が府廳に行つて東京と同じ調子に増税分だけの値上げをするから宜しくお願ひすると云ふことで諒解を得て歸り、その相談を練つて居る最中に、値上げ禁止の命令を電話で受取つたのであります。そこで大阪組合では早速東京に電話して、事の真相を明白に知らせて呉れと言つて来たのであります。

私も、これは初耳でしたから、直ぐに東京府の事情を調査する一方、電話で以つて商工省の物價當局と連絡を取らうと試みましたが、既に四時半を過ぎて居ましたので退廳のあとであり、警視廳に問合せましたところ、こちらには未だ内務省の指令が及んで居なかつたと見えて、「税込の協定價格を申請すれば宜しからう」と言ふやうな挨拶でありました。そこへ東京府へ出向いた社員が歸つて来ましたのでその報告によりますと、「何分の沙汰あるまで物品税増徴による値上げを見合すべし」と云ふ通牒が商工省物價局總務課からの依頼で四月一日、内務省から各府縣に通達済みになつたと言ふことが分りました。

と公定價格協定價格九・一八價格の以上三種類しかない。この中で九・一八價格は總べての物價を昨年九月十八日現在を以つて釘付けにすると言ふ趣意から出たのであるから固より動かし得る性質のものではない。又協定價格は九・一八の凸凹を均してその間の無理をなくするための價格であるから、これも法律上改訂や値上げは絶対に出来ないものである。ただ公定價格のみが實際に非常に難しいのであるが、情勢の變化によつて變更し得る可能性があり、改正したその實例はこれまで何品目もある。かう云ふ解釋を下して居るのであります。

合の公布を待ちそれに従ふこと 二、化粧品全部を公定價格にする 三、價格統制令第二條但書の項を利用して各本舗が銘々に出願し許可を受けること

つた委員は左の三十氏である。第一回
伊東榮、板倉安兵衛、井田友平、東野
芳三郎、外池五郎三郎、川野喜四郎、
吉田俊蔵、田中吉兵衛、高橋三四郎、
田端豊吉、塚田要三、中原久太郎、中
谷辰蔵、中山豊三、久保政吉、桑原啓
造、山岸徳治郎、柳沼一郎、松浦啓信
福原信三、小柳朱一、天野源七、安藤
福太郎、阪本一郎、金原巳三郎、三輪
善兵衛、平尾太郎、桃谷順一、井田林
蔵、千本木彌八

而して、第一回の價格研究委員会は四
月十四日組合事務所大會議室に於いて開
催。出席委員より各日の立場から見た所
見の開陳があり、討議實に三時間半の後
「業界品の特殊性に鑑み、實行可能な
條件の下に公定價格の一形式を創案し、
それが商工省物價局の承認するところと
なるかどうか、具體的に瀕路交渉を開
始す可し」と言ふところに委員の意見
が一致した。つまり業界品の特殊性及び
業界の取引機構を十分考慮に入れた條件
に於いて物價局が承認するならば、一致
公定に進む可なりと言ふ意味である。
即ちこの妥結點の發見によつて業界の進
むべき方向が漸く明確になつたわけであ
る。

② 業界の大勢漸く 公定價格へ

第二回價格研究委員会は、それより一
週間後の四月二十一日、矢張り組合事務
所大會議室に於いて開かれ、當日は特に

大阪中山組長もこれに参列した。第一回
委員會から今日に至るまでの動きは左の
廣田理事の報告が、すべてを盡して居る
が、それによつて見ても、公定價格設定
へ徐々に近寄りつつあることが窺はれ、
残すところは技術上の問題であると云ふ
感が漸く濃くなつて来る。即ち

去る十四日の第一回委員會に於ける
總意を承けて、業界の希望する販案を
携へた小林、中山(電)、石川、廣田の
四代表は翌十五日商工省物價局を訪
問。新倉次長、本郷第二部長、西村第
三部長等に面接して當方の意向を傳達
するとともにその見解を求めたところ
、或る程度の格付け公定價格の公式
であるから是非とも必要である。個々
の商品をそのまゝに公定することは難
しい、その點を更に考慮して案を立て
て貰ひたいと言ふ話を聞いて引上げ、
その後中山組長の上京を待つて二十日
に再度物價局を訪れ、松田事務官に面
會して強力に業界の要望を主張して先
方の諒解を求めたのである。なほ、こ
れより先十九日には物價局からの呼出
しがあつたので單身出向いて種々話合
つたのであるが、當局でも格付けの不可
能なことは認めて呉れ、それに代るも
のとして税表に書いてあるやうな種類
別にし、各別毎に値段で段階を付け
てその標準によつて横の線を引くやう
にしてはどうかと云ふやうな提案があ
り、大體値段を揃へるための切上げ切
捨ては適當に相談しようと言ふあたり
までの話があつた。なほ、二十日の訪

間に於いて中山組長は税額だけの値上
げは審議の都合上さうするものであり、
それが出来れば次に根本的に全體
の値段を検討して適正の値段に引直し
て貰ふやうにする積りであると、念を
押すところがあつた。また十九日の價
格形成委員會では税法の關係から化粧
品を第一番に取上げると言ふことを決
議したとも言はれる。

又その頃、時を同じうして商工省では、
價格形成中央委員會の意を承けていよいよ
積極的に化粧品品の公定價格設定に乗り
出し、その第一段階として専門委員の構
成に着手せるもの如く、委員の詮衡を
進めて居ると云ふ情報も確な筋より入つ
て来るし、今回の公定價格は税額だけの
値上げを認めることを以つてその目的と
するものであるから、その審議は簡單且
つ迅速に取運ばれるであらうと云ふやう
な見解も強く動いて来たのである。

そこで東京組合でも一路公定へとその
方向を定め、一步先んじて業界の欲する
公定形式を立案してそれを當局へ提示す
ることに肚を決め、四月二十四日小林組
長始め田中吉兵衛、伊東榮、松本昇、中
山豊三、中谷辰蔵の各役員より成る價格
問題立案委員會を開催、公定資料作成に
着手することになつた。

かうした立案委員會の方針が果して化
粧品業者全體の容るゝところとなるかど
うか、最後の斷を下すに等しい第四次の
全體會議は四月二十六日ももつて開催せ
られたが、既に商工省が化粧品公定の肚
を決めて専門委員をも詮衡中であると傳

統制令を變更する單行令の發令は、こ
の際に當然消費者に轉嫁せらるべき
が本來であるから、税額だけの値上げ
は、當然認めらるべきものと化粧品業
界では解釋してゐた。また商工、大藏
兩大臣も議會の答辯に於いて、轉嫁許
容の言質を與へてゐたのである。従つ
て東京組合では、東京府より認可され
た協定價格に五分を加へた改正値段段
の認可を申請すべく、既に準備を整へて
ゐた矢先、内務省から全國へ通牒を發
して、物品税の轉嫁による價格の改正
を差し止めた(四月二日)即ち價格等
統制令に據れば、物品税の轉嫁による
價格の改正と雖も認められないといふ
のである。従つて九・一八の價格に據
つてゐた地味も、或ひは又、各府縣の
認可を得た協定價格に據つてゐた地方
も、そのまゝではこの際値段の改正は
許されないと云ふことになつた。

値段改正に幾されたる
道はただ一つしかない
然らば何ういふ方法によれば價格等
統制令の制約を受けず、五分の増徴分
を轉嫁出来るかと云へば、これには三
つの方法があることが判つた。即ち、

- 一、價格等統制令を變更する附加命
令の公布を待ちそれに従ふこと。
- 二、化粧品全部を公定價格にするこ
と。
- 三、價格等統制令第二條但書の項を
利用して各本舗が銘々に出願し許
可を受けること。

へられる今日に於いては、二十日前と全
然客觀的情勢を異にして居る事情が有力
に働いて、廣田理事の経過報告後二三の
質疑應答があり、いよいよ最後の方針決
定に入るや、業界品の複雑性に鑑み、格
付けの不可能なる所以を商工當局及び今度
選任せらるべき専門委員に諒解せしめ、
簡明且つ迅速なる方法によりて一日も早
く公定價格の設定を見る如く對策を進め
るため、直ちに提出すべき参考資料を調
成することに決した。以上によつて一時
は混沌として歸一するところを知らざる
までに立到つた價格問題も、遂に公定
價格設定によつて萬事解決と言ふところ
に漕付けたのである。その此に至るまで
の大意を纏めて見ると、實に左の如き經
過を辿つて居る。即ち

九・一八價格、協定價格 の値上げは絶対不可能

石鹼、齒粉、洗粉、シャンプーを除
く他の一切の化粧品には一割五分の物
品税がかゝつてゐるところへ、新たに
五分の増徴を見るに至り、既に四月一
日から實施せられてゐる。然るに此の
五分の増徴分は、物品税が消費税であ
る建前上、當然消費者に轉嫁さるべき
ものであるにも拘らず、何うしてもこ
れを定價に加算することが許されな
い。

即ち現在の物價は總て九・一八の價
格等統制令によつて釘付けにされてゐる
ので、九・一八價格は勿論、その凸凹
を調整して地方長官の認可を得た協定
價格と雖も、値上げ變更は許されない

中谷 辰蔵 中山 豊三 桑原 啓造
福原 信三 井田 林蔵 千本木彌八
この委員は九日午後一時より組合事務
所に於いて價格査定委員會を開き、當日
上京せる大阪組合價格問題委員代表及
び石川主事も参加して、公定價格設定の
基礎資料として業界より商工省に提出す
る價格の査定に當つたのであるが、大阪
より携行の六十一本舗一四八五點の價格
に就いても慎重な査定が行はれ、第一次
申請分に對する合同打合せを遂げた。

これに續いて書類の整備を終るや、十
一日一應それを物價局に提示しその取扱
形式等に關して當局の希望を訊したると
ころ、税表にある類別に倣ひ、品種別に
整理する方が今後の審議上最も妥當であ
らうと言ふ意見であつたので、東西兩組
合では直ちに書類を分解して品種別によ
り分け、五月二十日石川主事のの上京を待
つて東京組合事務所東西協議會を開催
して事務的處理を行ひ、追加分をも含め
て東西總計二〇一本舗、四千三百六十二
點の品目を以下の如き内容に分類して資
料の調整を了り、二十一日東京廣田、大
阪石川の兩氏がこれを携へて商工省物價
局に出頭、主任事務官に手交した。

品 目	件 数
香水	四七八
香紙	一
香袋	二
白粉	二四三
煉白粉	一八五
水白粉	一一一
粉白粉	二二一

クリーム白粉	五〇
紅	一七
化粧水	一三
化粧粉	一四
化粧油	二八
化粧石鹸	二〇
アイシャドウ	五〇
グリーム	一〇
パニシング	四四
コールド	一三五
グレンシング	七七
化粧下	五〇
化粧水	二六
化粧液	一五七
化粧用香水	一〇二
ヘアローション	一〇二
ベイルーム	一三二
キニーネ	三〇
オードコロン	二五
煉油及油	三四
香油、水油	二九七
ボマード	二九七
髪膏(七直)	七七
スキ油	七七
チツク	一九一
ブリアンチン	六八
整髪料	七一
染毛料	一六
毛染液	一七
美爪料	三三
脱毛料	二
脂取料	二二

洗粉	九三
肌洗粉	一四
髪洗粉	二八
シャンプー	四、三六二
内課	二、四二〇件
東京	一、九四二件
大阪	二、四二〇件

③ 専門委員の答申 より告示迄

かうした業界側の準備と平行して商工省でも着々公定に至る手筈を整へ、五月二十八日附官報を以て左の業界人を専門委員に任命する旨を發表、早くも三十日には第一回専門委員開催の段取まで進んだ。

合同輸出會社事務取締役 廣田 嘉一
平尾養平商店代表取締役 板倉安兵衛
松屋 仕入 部長 金子角太郎
東京薬粧聯合會會長 吉田 達次
中山太陽堂副社長 中山 豊三
桃谷順天館支配人 塚本 好三
次いで六月四日、第二回専門委員會は學士會館に開かれ、慎重に第一回の結果の練直しを行ひながら漸く結論に到達。先づその原則に於いて官民相互の意見が全く一致を見るに至つたので、先に業界より提出せる價格表を基礎として検討を行ひ、同夜八時に及んでその結了を見る事が出来た。その經過如左

第一回 五月三十日午前九時半、特許局階上第二會議室に開催、出席者は

商工省物價局	西村 彰一
第三部長	増岡 尙士
價格第四課長	兼坂 隆一
物價事務官	廣田 嘉一
業界専門委員	板倉安兵衛
同	吉田 達次
同	中山 豊三
同	金子角太郎
同	塚本 好三

以上の諸氏にして討議實に八時間半に及ぶも、双方の意見遂に纏まらずして物別れの形となつた。午後六時解散。

第二回 六月四日午後三時より神田一ツ橋の學士會館八號室に開く。商工省よりは

西村第三部長 増岡第四課長 兼坂事務官

以上の三氏。専門委員側よりは廣田、板倉、吉田、中山、金子、塚本の全委員出席、極めて融和的にその審議が進められたるものゝ如く、同八時原則的の検討を了して散會した。

（東京商報）

の讀いて居る見解等に關し左の如き中間報告を試み、業者の公定價格認識を一段と鮮明ならしめた。

① 商工省では稅表による品種別に大別、それを製造業者販賣價格の順によつて整理せしめ、十錢段階又は五錢段階位の兩を作つてその中に全種目を収めるやうに端數の切下げ切上げを企圖して居る。

② 従つて當局の認める値上額は増徴分の五分をそのまゝではなく、最低の場合には二分二厘程度から最高一割二三分に及ぶ。これは端數を整理することによつてそれだけの差が生ずることになる。

③ 利益率は卸一割、小賣二割の線を當局側は固執しつゝある。制度品に限つて二割五分の除外例を設けることは可なり至難と認められる。

④ 化粧品公定價格は原則が極まれに、その原則を個々の品目に當はめて出来上つたものから順次發表して行く豫定らしく、一時に全部の發表を見るとは限らない。又品目によつては資料として提出されて居るものでも、公定に渡れるものが出て来ることも豫想される。發表の時期は一番早いものでも約二週間後と見られて居る。

⑤ 公定價格設定の順序は小委員會から雜貨價格形成専門委員會に行き更にそれが價格形成中央委員會にかけられて本極りとなるものと見られる。發表の時期を二週間後と見るのはそれ等の事情からである。（東京商報）

商工省ではその後六月七日、物價局に於いて開催された價格形成中央委員會品部會へ、専門小委員會に於いて確定したところの基準大綱を提案して是が審議を求め、左の如く原案通りの通過を見るに至つた。

化粧品販賣價格

種別	製造業者販賣價格(單位:打)	卸賣業者販賣價格(單位:打)	小賣業者販賣價格(單位:個)
24	二二八	二二八	二二五
23	二七三	二七三	二五〇
22	三一三	三一三	三〇〇
21	三六四	三六四	三五〇
20	四一〇	四一〇	四〇〇
19	四五〇	四五〇	四五〇
18	五〇一	五〇一	五〇〇
17	五五二	五五二	五五〇
16	六〇三	六〇三	六〇〇
15	六五四	六五四	六五〇
14	七〇五	七〇五	七〇〇
13	七五六	七五六	七五〇
12	八〇七	八〇七	八〇〇
11	八五八	八五八	八五〇
10	九〇九	九〇九	九〇〇
9	九六〇	九六〇	九五〇
8	一〇一一	一〇一一	一〇〇〇
7	一〇六二	一〇六二	一〇五〇
6	一一一三	一一一三	一一〇〇
5	一一六四	一一六四	一一五〇
4	一二一五	一二一五	一二〇〇
3	一二六六	一二六六	一二五〇
2	一三一七	一三一七	一三〇〇
1	一三六八	一三六八	一三五〇

製造業者販賣價格ハ買主最寄驛渡又ハ最寄港船側渡價格トス

但シ製造工場所在市町村ニ於ケル買主ニ販賣スル場合ニ於テハ買主店先渡價格トシ沖繩縣、樺太、朝鮮、臺灣、關東州、南洋群島、滿洲又ハ支那向ノ場合ニ於テハ買主最寄港船側渡價格トス

卸賣業者販賣價格ハ小賣業者店先渡價格トス

ハ、包装費ハ買主負擔トス

ニ、沖繩縣ニ於テ地方官別ニ額ノ指定ヲシタルトキハ之ヲ適用セズ

ホ、本表種別ハ別表ノ区分ニ依ルモノトス但シ本告示後新ニ發賣セラルモノノ價格ハ種別1ノ價格ニ依ルモノトス

而してこの日提案されたるものはクリーム並びにボマードの二種類にして、クリームはコールド、パニシング、グレンシングを合して五九四點、ボマードは二九一點に上る。なほ香油、化粧水、化粧液、白粉、頭髪香水等も右の大綱を基準にそれ〴〵決定の上、次々に發表されるものと豫想され、六月中には全部出揃ふものと見られて居た。價格表の仕組は種別を現はす數字の下に各銘柄が編入せられ、それ等のものは數字と同列の各階段値段によつて販賣しなければならぬことになつて居る。この價格公定方式を通過して全體を綜合すれば次の如き結論が

26	二二〇	二四	五〇	一	四五	
25	一三	六五	一五	〇〇	一	五〇

得られる。

一、業界最初の希望が容れられて、格付を爲さず、原價計算にも介入せず、又重量、容量の明記もせず、現在の價格を認められたこと。

二、但し小賣の販賣價格を整理する爲、小賣價格に於いて五錢階段を設けられたこと。

三、小賣業者の利幅は仕入價格の二割、卸賣業者の利幅は仕入價格の一割とされたこと。

従つて小賣價格は二十五錢より一圓五十錢まで(クリーム・ボマードの場合)を商品に關係なく取決め、卸賣價格はそれの十倍、卸賣業者の仕入價格、即ち製造業者販賣價格に卸賣價格に〇・九一を掛けたもの、即ち小賣價格二十五錢のものにあつては卸賣價格二圓五十錢、製造業者販賣價格二圓二十八錢といふ事になり、順次一圓五十錢までの函を作られた。斯うして小賣價格の方から決めて作られた製造業者販賣價格に對して、現在の化粧品製造業者販賣價格、即ち四月の増税を見ない九・一八價格を當て嵌めて最低二分二厘から、率のいゝところでは一割數分程度の稅額轉嫁を認められ、平均五分九厘六毛の値上げを認められることになつた。これによつて見れば小賣價格一圓以上のものは値上率が落ちるが、大多數の四十錢乃至六十錢、七十錢程度の商品は餘裕ある値上げ率を認められたことになつてゐる。

他の化粧品も順次發表

以上の如く公定價格決定の基準が確定したので、今後は公定される商品の九・一八價格(製造業者)をこれに當嵌めて順次公表されるわけであるが、第一回分として近く發表されるわけである。他の化粧品も順次この基準によつて決定せらるゝ筈であるが、本館側としては全國の販賣店に是れを周知せしむる都合上、公定發表の都度通知を發するは非常の手續を繰返すことにもなるので、矢繼早に發表せられ度しとの旨を當局に懇請して居るから、さして遠からざるうちに全部の發表を見るものと期待される。

除外されるもの、種類

公定は大部分の化粧品に就いて行はれる豫定であるが、香水(頭髪香水を除くハンカチ香水)アイシャドウ、マニキュア用化粧品等數種のものに就いては商工省當局に於いても公定を諱つてゐるものゝ如くである。又、紅類も類紅と目紅に分れるが公定されるか否か、目下のところ判然としない。

一圓五十錢以上も除外

ボマード、クリームにあつては二十五錢から一圓五十錢止りとなつてゐるが、業者側の希望は二圓までを公定され度い希望であつたが、遂に容れられなかつた。商工省側としては一圓五十錢以上のものは特大額なり、容量の多いといふことでも高くなつてゐるものと認め、従つて稅額の負擔力あるもの

東京組合では豫定の通り去月末日を以て締切りの上、一應その整理を終つたのであるが、なほ前記製糖會に於ける兼坂事務官の意見を體して主力商品のみの申告を懲罰、極力總點數の減少を圖ることに力めた。今次の公定品目は洗粉、シャンプー及び齒磨(年初の公定價格に擧げられて居る銘柄以外のもの)を含んで居るが、これが第一次の公定價格とは異なる點にして、その他はかり賣香油、齒刷牙も殆ど同時に扱はれる見込みの下にその事務を進め、かくして受付けた書類の整備檢討は、これまた重大問題にして如何なる形に於いてこれを取扱む可きかに就いては、九月六日東西聯合定委員會を開催。東京側板倉、中山、廣田三專門委員、日南田組理事、大阪側塚本專門委員、石川組理事等が出席の上、東京大阪兩組合側より申告受理の状況並びに整理の結果に就いての詳細なる報告を交換。その翌日廣田專門委員は日南田及び石川の兩組合理事と同道して物價局に出頭して第二次公定の審査に關する希望上申書を兼坂事務官に手交したる處、その際事務官は當局側の希望として今次の資料提出分に對しては商標權の有無を併せて調査せられたしとの意向を洩したので、兩組合では早速その旨を公定希望者に通過して書類の整備を急いだ。

かやうにして、必要書類が全部出揃ふや、東西兩組合の委員は、兼坂事務官の指導下九月十七日より同二十一日に至るまでの五日間始と継続状態となつて連日の努力をつづけ、數千點に上る現品點

査を終つた後、事務官を中心として最後の討議を行ひ、その後の事務的處理は同月の二十七日まで續いたのであつた。然して右査定は左の如き原則によつたものと傳へられる。

査定原則

- 一、地方的製品は、その地元各縣に於いて地方公定を設定せしめる方針であるから、第二次申請から除く。
- 一、百貨店のみに限られたる特定品も同断。
- 一、商標なきものは原則として除外。
- 一、九・一八以後の製品にして納税実績を有せざるものは除く。
- 一、第一次に多數の公定を受けたる本舖は遠慮して貰ふこと。
- 一、新製品として申告ありたるものに對しては、第一次公定のみと重複せざるもの、或ひは全然別途に發賣されたるものに限り、標準品に照して合格したるもののみを公定に移すこと。
- 一、價格の高價に過ぐるものは除く。
- 一、洗粉の肌は一圓迄、髪洗、シャンプーの類は五十錢迄として量目と内容により價格檢討の上決定すること。
- 一、シャンプー、髪洗粉は最低五錢と定め、それ以下は除外。
- 一、朝鮮及び四ヶアロット向の商品に於いては四アロット向商品として別に公定すること。

東京七百五十六點、大阪一千一百九十八點であつた。

⑤ 石鹼及齒磨の公定價格改訂

石鹼の公定價格は、一部有名品に就いては今年一月二十七日告示實施となつたのであるが、當時の公定決定事情には原料魚油、それから延いて硬化油との間に一貫した關聯がなかつたため、原料方面は値上りを續行して居つたに拘らず、製品の値段だけが抑へられ居るので、製造業者としては採算が取れないため製造を手控へ、販賣を中止するやうなことになり公定價格は有名無實の存在と化して去つて了つた。而も公定價格がある以上はそれを無視して商取引をするわけには行かず、合理的な公定價格に改訂され度しとの要望は業界を擧げての切實な叫びであつた。當局に於いてもこの正當なる要求を容れて先づ魚油の公定價格を六月二十四日の價格形成中央委員會に於いて決定、同二十九日告示實施とし、次に石鹼に近い硬化油の公定價格が九月四日委員會より商工大臣に答申となり、同十一日官報告示、答申案通り實施されることになつた。

かくして原料方面の地固めが終るや、いよいよ石鹼公定價格の改訂が審議される段取りになつたのであるが、九月二十四日の價格形成中央委員會雜品部會に於いて成立した答申案の全貌は、業界の期待したる所とは甚だ遠く、化粧洗濯とも

その賣値は十錢一本と云ふ苛酷なものであつた。これによつて業界は事實上の統制が足許に迫つて来たことを痛感せしめられたが、値段はこれよりいとして更に前途の險難を思はしめるものは、刻々に昂まる原料入手難の問題であつた。次に齒磨に於いても第一次公定以來一ケ年に近い時日が経過せるのみならず、内外の情勢の變化とともにこれまた公定價格再審議の必要が起つたので、十月初旬公定銘柄品を擁する各本舖では、慎重協議の後、資料を作成して商工省物價局に提出、その裁断を待つのみとなつた。

容器回收問題

公定價格問題が一段落の業界を襲つた次の難題は容器不足即ち壘積の極端な品薄であつた。伊太利の參戰氣構へから地中海の波高く、そのため工業鹽の輸送が杜絶したことは曹達灰の缺乏をもたらし、水の不足は動力の節約を強要しその上製糖業者に對する各種の注文は殺到の有様であるので、勢ひ技術上に熟練を要する化粧品用壘の製作は後廻しとなり勝つてあつてこの容器不足により業界の活動が阻害されたことは非常なものであつた。ここに於いて六月に入るや本舖十日會が中心となつて、今まで度々計畫されたが遂に二二の本舖を除いては具體化を見なかつた容器回收に本格的に乗出すことになり、十日會の共同事業として回收の實を擧ぐるべく再々研究委員會が開催せられ、多方面より檢討のメスが加へ

られたのであつたが、時日の経過とともに容器難の度がだん／＼減じたため無理をしてまで回收に骨を折る必要もなくなり、はつきりした形を取らないうちにこの問題は立ち消えの形になつた。容器難解消の原因は他の業界に於いて統制が強度に行はれて来た結果その方面に廻るべき製糖業者の仕事が、だん／＼この業界の注文に振向けられて来たことによるもので、全く一時の過渡的現象に過ぎないのであつた。従つてこの混亂から来た一時の儲けが終ればやがて真底からの容器難が押寄せずには居るまい。

業界自肅問題

皇國經濟の再編、増強を目標として立てられたる國內體制の革新計畫とともに、商工業界の再編成もまた一段の前進を要請せらるゝの情勢に迫られて来たのに鑑み、業界に於いても此の事態に照應して、業界自らの行く可き道を發見するとともに、新らしき指標の確立に資す可しとの意見が、化粧品部に於いても小間物部に於いても、夙に論議の中心となつて来たところ、十五年の夏、化粧品第二次公定の申告が行はれた頃から、東西の業界には期せずして自肅問題が起つた。即ちそれは既に第一次の公定價格三千六百點に上るものが決定を見たるに拘らず、第二次の申請が五千點を越ゆるの狀態にあり、これを此のまま申告するに於いては業界の無節制、無統制振りをさながらに暴露するものにして、當に商工省當局の思惑も懸念せらるゝのみならず、

既にその窮乏を告げつゝある原料問題解決の上にも、多大の障害を來すの慮れあり、業者は此の機會に於いて急速考慮の上、自肅の道を講ずるに非ざれば、何れはとも倒れの外なきに至る可しといふにあつた。而してこれを救ふには先づ第一に製品の單純化及び品種の減少を行ふことによつて主力主義に還元するとともに、品質の向上改良を圖るは勿論、容器包装の簡素化によつて資材節約の實を擧げ、斯くて業者は一致協力の上、業界の不健全性を一掃するに努力すれば、其處に堅實、明朗なる新業界の出現を見るであらうといふ意見には、固より異議をさし挟む餘地は毫もなかつた。

即ち東京組合では十月十二日の組合定例役員會に於いて業界の自肅問題を取上げ、各方面より檢討の後、これを化粧品部會に回附して審議せしめることになり、同十七日部會開催の結果により更に小委員を擧げて徹底的に檢討せしむることの方針が決定。

- 板倉安兵衛 伊東 榮 田中吉兵衛
- 中山 豊三 中谷 辰藏 桑原 啓造
- 小林 喜一 福原 信三 安藤福太郎
- 金原巳三郎

以上十名を委員として研究を始め、十月二十四日の委員會に於いては大體の草案が出来上つたが、この運動を全國的に及ぼすの必要上、大阪組合とも聯絡を保つて進むことになり、取敢へず東京案を大阪組合に提示してその意見を求めたところ、大阪側ではそれに應へて同月三十日役員會を開催の上審議を重ね、答案

を東京組合に廻送し來つた。よつて東京では十一月五日組合事務所第二回委員會を開催、小林組長を座長として最後の討議を行ひたる末、左の具體的自肅項目を確定、十一月十日全組合員に通過して自肅の精神を強調した。

實踐要項

- 一、公定價格・協定價格等總てこれを嚴守勵行すること。
- 一、公定價格品と雖も同一品種中整理減少可能なものは、これが整理を斷行し速かに組合へ報告せられ度きこと。
- 一、資材の節約、容器包装の簡素を圖るとともに品質の優良化に努め、一層保衛衛生的効果を具備せしむること。
- 一、廣告宣傳に就いては當局の指示方針を遵守すること。

化粧品稅の再増徴問題

昭和十四年十二月五日の閣議に於いて物品稅を含む稅改革案の大綱が決定してその全貌が發表せらるゝや、その中には①化粧稅率の五分引上げ等の項目があつたので、ここに物品稅問題は三度び業界の人心を衝動せしめ、適切なその對策運動を必要とするに至つた。即ち物品稅改正案要綱中、われ等の看過し得ざる點は

- 一、左に掲ぐる物品に對し新に物品稅

を課すること
象牙製品、七寶製品、琥珀製品、一定價格以上の菓子、愛玩用動物、盆栽、化粧石鹼及び綠茶並に煉齒磨及び水齒磨

二、第一種甲類第二種甲類の物品に於いては稅率を百分の二十(現行百分の十五)に引上げること
右に於いて「一定價格以上」の語句が菓子のみ懸るものか、或ひは又綠茶並に懸るものかあつた。よつて大藏省主稅局企劃課の脇坂事務官に面接してその解釋を訊したところ、それは綠茶にまで及ぶものであると言ふ返答であつた。

これによつて明年度は
一、一定價格以上の化粧石鹼は新に物品稅を課せられる
二、チューブ入煉齒磨、水齒磨は價格の如何に拘らず課稅の対象になる
三、化粧品の稅率は二割に引上げられる

四、洗粉、シャンプー、化粧石鹼、煉齒磨及び水齒磨は第二種乙類即ち一割課稅である
と云ふ見透しが附いた。そしてこの物品稅改革案は十五年一月二十七日の臨時閣議を経て、同三十日所得稅法、法人稅法臨時利得稅法、相續稅法、建築稅法、通行稅法、印紙稅法、揮發油稅法、入場稅法、砂糖消費稅法、織物消費稅法等三十一件の改正法案とともに議會へ提出された。なほ、その案によればストツク稅に就いては前年度の第一回の増徴の場合と同しく化粧品即ち

香水、香紙、香袋、白粉、紅、化粧墨、クリーム、化粧下、化粧水、化粧粉、頭髪用の香水、油及煉油、整髪料、染毛料、養毛料、美爪料、脱毛料、脂取料

を一括してそれが三千圓以上となる場合に超過額に對し増徴分だけの税金を課せられ、又化粧石鹸、齒磨は兩者を合して別の單位となしその合計額が三千圓を超える場合に、超過分に對して一割のストツク税を課すと云ふ計算である。超えて翌月八日に至るや、いよいよ該案は衆議院本會議に上程。櫻内藏相が一通り提案理由を左の如く説明して質疑に移り、その終了を待つて畑善兵衛氏を委員長とする四十名の委員に附託となつた。

物品税は主として奢侈的性質を有すと認めらるる物品、又はその消費が負擔力を示すと認めらるる物品に對し課税するの趣旨に依り、昭和十二年八月創設せられ、その後毎年課税範圍を擴張せられて来たのであります。この際奢侈的消費に重課するの趣旨に依り、その課税物品中奢侈的性質の濃厚なり、と認めらるる貴金屬製品等の第一種甲類の物品並に寫眞機、蓄音機等の第二種甲類の物品に對する税率を、従價百分の十五より百分の二十に引上げることに致したのであります。而して課税範圍の擴張は、物價政策との調和等を考慮して、之を最小限度に止むることと致し、補足的な意味に於て象牙製品、琥珀製品、七寶製品、一定價格以上の菓子、愛玩用動物、盆栽及び

鉢植類、高級の化粧石鹸、煉炭磨及び水商磨、高級の緑茶等をそれ〴〵適當なる種別に追加して物品税を課することと致して居ります。一衆議院議事速記録より抄出。

本會議に於ける物品税に關する質疑並にそれに對する大藏大臣の答辯は左の如きものであつた。(衆議院議事速記録抄出)

小笠原三九郎君 政府は今回の税制案を以て格別物價に影響する所なしとでも御考になつて居るのかどうか。物品税のやうな賣上税の増徴、通行税、建築税等の如き流通税系統の増徴、各種消費税系統の増徴は、結局それが物價騰貴の原因を成し、政府の標榜する低物價政策に背反するものと御考になつて居らぬかどうか、或ひはそれ等は生活必需品ではない、事變下に於いて國民を緊縮させ、消費節約を爲さしむる上からも若干の増徴は當然なりとの論もあるであらうか。一つの理窟がないとは申しませぬが酒、煙草の如き嗜好品ですら、國民日常の實際生活とは密接不可分の關係にありするのみならず、總ての物資、總ての物價はお互に關係性を持ち、又はそれ〴〵に因果關係を結ばれて居るのであります。獨りその物だけの値上りに止まらなないことは多く申すまでもないことと存じます。一隅を挙げれば他の三隅自ら舉がるもの比々皆然りと申さなければなりません。加之、前に申述べた通り、現在の企業經營に對する租税負擔の重課は勢ひ生産費を高め、物價高

を招かせずには置かないであらうと考へます。政府の御所見は如何でありますか。

國務大臣(櫻内藏相) 物價政策に背馳せざるや否や、固より此の増徴の結果と致しまして、増税に依つて「コスト」の上るもののあることは認めなければなりません。併しながらこの物價政策に付きましては十分なる注意を拂ひまして、國民生活の上になつてならぬと言ふが如き物品に對しては、この増税と言ふものを極めて輕微に致して居るのであります。隨つて國民生活に關して重大なる關係がないと考へますのみならず物價の昂騰と言ふものを防ぐ上に於いては、寧ろ一般に非常なる利益を儲けて、撒布せられたる金が或る程度吸収せられて、購買力の減少すると言ふ點に於いて、幾分か低物價政策に貢獻する點があるであらうかと思つて居るのであります。

池本甚四郎君 この戦時難局にありましては國民皆之を擔ふの精神に於きまして、將又所要の税額を調達致します點に於きまして、奢侈抑制等の見地に立ちまして、消費税の増徴も強ひて否むべきではないと思ふのであります。固より私は有ゆる間接税に付いて之を申すのであります。併しながら特にその中例へば奢侈税の如きものは今回も御引上げになつて居ります。尚ほ一層の考慮が可なるものではないかと思ふのであります。この點に於きまして政府の態度は寧ろ消極的

はなかつたかと思ひます。

この點に關しまする政府の御所見を承りたいと思ふのであります。國務大臣(櫻内藏相) 消費税の點は一般大衆が多く負擔するのでありますからして、出來得る限りこの點に付いては注意を拂ひまして、この消費税に於きましては奢侈品であるとか、或ひは國民生活に直接關係の薄い方面に多くの増徴を致したのであります。今後に於きまして消費税の點に付きまして考慮を拂ふと言ふことは固よりでありますけれども、今日の實情から申せばこの奢侈的方面及び國民生活に直接に影響の薄い方面に増税を致すと言ふことが適當ではないかと思つて斯様に決めた譯であります。

森田福市君 物品税に於いて私はこの低物價政策の、一般所得税とか營業收益税、營業税或ひは法人税と言ふやうな色々な所得から生ずる税金は別と致しまして、物品税の増徴は必ずその物品をそれ以上に値上をなして賣らすことは政府も認めて居る。さう言ふことになりまして私は一番疑いを持ちますのは、この百億圓以上の豫算を遂行して行く上に於いて先づ今回の物品税の値上りを見ますのに、大體五分乃至一割の増税をしてあります。さうすると恐らくは一割程度の物價の上り、政府の公認する所に依る値上りがそれになるものと見なければなりません。さうすると今、昨年の八月、九月頃に豫算を編成せられた時の物價は、今日

り勿論一割以上安かつたことは明かでありませぬ。さうすると茲に實行に當つて二割の食糧は少くも出て来る。百億の豫算を遂行して行かうと思へば、この値上りに依る二割の二十億はどうか云ふ風に於いて政府は附つて行くか、それだけの計畫を縮めて行くか又ばそれは追加豫算か何かも取るのか、どう云ふ方法に依つてやるのか、吾々の考へる所では斯様な増税をやつて一番消費を多くする所の政府がその豫算の遂行に難澁を來すやうな政策を採らずに、増税をやらずに政府の豫算の遂行をした方が、却つて低物價政策にも副うし、又實現もその方が易々たることになるのではありますまいか。

國務大臣(櫻内藏相) 物品税の増加は物價の値上りとなるではないか、斯う云ふ御話であります。固より増税されただけ値が上がる結果となりませう。併しながら今回の物品税は、所謂奢侈的物價に對して多く増税を致して居ります。又國民生活に關係の薄い方面に増税を致して居るのであります。今日の時局に於いてそれ等の品物を買はれる人が、多少の負擔をせられると言ふことは是は已むを得ざることに考へるのであります。

豫算との關係に付いて、物價が上つて、さうしたら豫算の實行が出来ぬではないか、斯様な御懸念のやうであります。豫算に關係のある物資の價格の變動は比較的少いのであります。是等の點に付きましては豫算の範

圍内に於いて、是非とも實行致したいと考へて居るのであります。

田萬清君 次に第二でござりますが、増税に依る物價騰貴に對する對策に付いて御尋ねを致したのであります。……三行略

一には直接税の増税が從來と同様に勞働所得に轉嫁されまして、待遇を低下する傾向を防止する手段を承りたいのであります。二には間接税の増税が物價を高め、國民の家計を苦しめるのであります。之を救済して戦時下國民生活を確保するには、どう云ふ方法を御持ちになつて居るか御尋ねしたい。

國務大臣(櫻内藏相) 間接税に可なり多く課して居る上に、物品税に深山の増税を致して居るが、是は物價騰貴を招くではないか。又同時に豫算の實行が出来ないではないかと云ふ御意見であります。この度の物品税その他消費税の方に付きましては、大體に於いて奢侈的な物品に重きを置きまして、國民生活に直接關係する方面に付きましては、それを考慮に入れまして多くを取らぬことに致したのであります。その點に付きましては相當明瞭になつて居るのであります。

石坂繁君 本増税案は或る程度の「インフレ」抑止の作用を持つことは肯定出来るのであります。同時にこの増税案は物價昂騰の結果を招來することを看過してはなりません。即ち本増税案自體に依つて見ましても間接税

中酒税に於ては三割程度の増徴、砂糖消費税に於ては二割程度の増徴その他の清涼飲料税、織物消費税、通行税、入場税、物品税等の増徴或ひは新設を見て居るのであつて、是等間接税の増徴或ひは新設が價格昂騰を起すことと言ふまでもないのであります。更に直接税に致しましては之を法人關係に付いて論じますれば、所得税の改正、法人税の新設、臨時利得税の改正等に依りまして、會社の負擔は是亦可なりが増大せしめられて居るのであります。企業經營に於ける公課負擔の増大は、勢ひ生産品價格の「コスト」昂騰に拍車せざるを得ないのであります。斯くの如くに致しまして本改正案實施の結果は、物價が昂騰する結果となることを憂へざるを得ないのであります。

櫻内大藏大臣は間接税に於きましては、成るべく奢侈的消費又は不急消費に重課するの方針を執ることと致して、斯様に説明をせられて居るのであります。藏相の言ふが如く、現下緊要なる經濟諸政策との調和を圖ると言ふ點から論じますならば、奢侈的消費は不急消費に關しましては、今少し重課すべきであつて、此の點頗る不徹底なりと論ぜざるを得ないのであります。政府が所期する時局に於ける經濟力の發展、國民生活の確保の爲には、本税制改正と同時に、他の緊急適切な經濟政策を講ずべきである。而して以て「インフレ」の抑制をなすべき

は最も緊急なることであると確信致すのであります。それは從來の如く、單に消費節約の勸説、或ひは百億貯蓄の奨励と云ふやうなことでは追つ付きませぬ。今少し徹底して購買力の回収を圖らなければなりません。殊に今日の世態を眺めて見ますと股販産業に依つた所の利益が、直接生活消費に湯水の如くに浪費せられてある所の場合には實に忍びざるものがあるものであります。或ひは邸宅、別荘の建設が禁止せられたからと申しまして避暑地の家を借りたり、庭造りに費澤を盡したり致して居る。花柳界空前の賑ひ或ひは芝居、相撲の物凄いの商品券の飛ぶやうな賣行、百貨店の商業から流れる所の悪性の購買力こそは、實に色々な方面に於いて害悪を流すこと甚しいものがあるのであります。之に對する適切緊急なる方法を講ずるにあらざれば、私はその結果面に憂慮に堪へざるものありと信ずるのであります。政府は之に對しまして如何なる方策を樹立し、且つ實行せんとせられるのであります。か、私はこの點に關しまして、大藏大臣の御答辯を煩はしたのであります。

國務大臣(櫻内藏相) 「インフレ」阻止に付きましては、吾々としましては撤布せられたる資金をどうしても回収する、又購買力に付きまして十分注意をして、之を緊縮すると云ふことは最も必要でありまして、御

承知の如く或は消費節約であるとか、或は貯蓄奨励であるとか或は又企業の上には資金融整法とか、有ゆる手段方法を執つて居るやうな譯であります。

それから物品税の問題に付いて御話がいまいましたが、是亦先に御答辯申上げました通り、今回の物品税の増徴は主として、奢侈品に重きを置きまして、奢侈品若くは生活上不急の物の方向に於て多くの増税を致して居るのであります。是が直ちに物價騰貴を起して、その物價騰貴の結果國民生活に危殆を及ぼすと言ふ風には考へて居ない次第であります。

税制關係委員

- 委員長 堀切善兵衛
- 理事 小山倉之助 濱野徹太郎 木村淺七 高橋熊次郎 小笠原三九郎 立川平 河野密
- 委員 長野高一 山本泰吉 成島勇 池本甚四郎 川崎末五郎 中村三之丞 内藤正剛 長野長廣 愛野時一郎 川崎克 津倉龜作 渡邊玉三郎 櫻井兵五郎 澤田利吉 中川重春 石井徳久次 船田中 池田七郎兵衛 上田孝吉 山川頼三郎 豊田收 森田福市 田中好 西川貞一 瀧澤七郎 小見山七十五郎 松浦伊平 田萬清臣 松永義雄 佐竹晴記 石坂繁道 家齊一郎 青木作雄 藤本拾助 北勝太郎 武田徳三郎

これより審議は本格的舞臺に入り、先づ二十日の税制改革委員会に於いて細目

にわたる検討の火蓋が切られたが、その際政府側が配布した税制改革法令案要綱の説く所によると新規課税の石鹼及び齒磨に就いては左の如く規定してあつた。

- 乙類(一) 化粧石鹼及び齒磨
- イ、化粧石鹼 百匁三十五錢程度以上のもの
- ロ、煉齒磨及び水齒磨

とあり、百匁三十五錢程度以上のものがある以上、それ以下は當然免税となるわけである。

之を業界の慣用語である「週し」即ち石鹼百匁に對する價格の割て言ふと、三十五週し以下の化粧石鹼は課税を受けないことになる。なほ、石鹼の物品税第二種は製造業者庫出税であるから百匁三十五錢を仕上當時の重量による製造業者販賣價格と見て、先に決定した(別項)化粧石鹼公定價格表に基づいて換算すると、小賣價格一個當り一〇錢の花王、ニツサン、養生堂銀座等の大衆向浴用石鹼は何れも三十五錢以下と言ふことになり今回の課税を免れるが、養生堂石鹼、ミツツ石鹼など稍高級を目指すものは四三・二六週し、四三・三三週しと三十五週しを上廻るから、一割の物品税が課せられる勘定になる。

審議の進むにつれて各派選出委員より政府提出の税案に對する修正意見が現れ始め、三月十三日には衆議院各派に於いてそれ(修正案)についてその態度を決したが、就中物品税に關する修正意見は左の通りであつた。

民政黨 一、物品税の茶、石鹼、齒磨に對する課税を削除すること

政友會中島派 一、物品税のマッチを當分無税とし、菓子等の免稅點三圓を五圓に引上げること

政友會久原派 一、綠茶、石鹼、齒磨に對する物品税の課税を廢止すること

社會大衆黨 一、石鹼、齒磨、茶に物品税を課しないこと

時局同志會 一、齒磨、石鹼、綠茶に對する物品税を削除すること

第一議員俱樂部 一、物品税、茶、石鹼、齒磨の課税率の引下げ

石鹼、齒磨の課税率の引下げ 政民三派では十四日午前中、小委員十五名が各自の修正案を待合つて協議、共同修正案の作成を圖り、更に小會派と協議した上、十五日政府側との折衝に移つた。これより先十二日に開催された委員會には各派の態度を決定するための代表質疑が行はれたが、その席に於いて民政黨川崎代議士は、物品税に關して左の如き修正意見を主張、政府の反省を促した。即ち

- 一、綠茶、石鹼、齒磨に對する課税は前議會の論議を無視するものではないか
- なほ、政友久原派、同中島派及び社大等の各派に於いても同様の意見を藏して居たが、川崎氏との重復を避けて敢て質問を行はなかつた。次いで翌十三日黨議決定の後、政府との間に折衝を重ねること二日間位修正が成立する豫定であつたところ、各派共同の修正案が出来上る

公定價格を遙かに上廻つて開相場横行となつて居る今日では、増税分以下の値上げて公定價格を決定若くは改訂することは實際問題として至難ではないかと見られて居る。即ち明年度税制改正において間接税一般即ち入場税、通行税、遊興飲食税、酒税、織物消費税、砂糖消費税物品税の甲類(貴石、毛皮、寫眞機等の奢侈品)等の税率引上げによる増税分の轉嫁について商工省新倉物價局長は

三月卅一日末をもつて現在の公定價格を全部一應御破算にして四月一日より新たに増税分を公定價格決定の一つの要素としたる新公定價格を決定すると答辯したが、右に關する大藏省主稅當局の見解は

- 一、増税分の轉嫁についてはすでに昨年の増税の際にも問題となりその時は増税分の値上げを認めるといふことに商工省と話し合ひがついたのである。
- その後大藏省と商工省と協議の結果、今後増税する時はその増税分だけ價格の上に當然加算されるといふことに正式に決定をみたものである。この決定により主稅局は制期的な十五年度税制改正案を編んだものであつて、この決定なくしては増税することは全く不可能である。
- 一、税はあくまで税であつて價格でない。従つて増税額だけ價格の上に加算されるのは税の理論上當然のことである。

一、現在、開相場の横行の原因は購買力と物質量との餘りに甚だしき懸隔に

までに中三日を費し漸く十七日の本會議に於いて政民三派共同修正案通り可決となり、ここに物品税中より「齒磨、石鹼」は完全に削除となつた。しかしかく結論に達するまでは幾多の迂回曲折があつたかの如く見えるが、既に各派が修正意見を公表せる際、前述の通り

- 一、物品税中より石鹼、齒磨を削除すること

は各派共通の主張であり、又その後には政友會中島派、政友久原三派の妥協により成立した共同修正案中にも

- 一、物品税中、茶、齒磨、石鹼の如く昨年削除せるものを全部削除する
- 一、物品税中、茶、齒磨、石鹼の如く昨年削除せるものを全部削除する
- 一、物品税中、茶、齒磨、石鹼の如く昨年削除せるものを全部削除する

ある。ゆゑにこゝに増税分だけ價格を引上げて、それにより一面において通貨を吸収し他面において購買力を抑制するの増税の立場である。

と言ふのであつたが、これに對する商工省は大要左の如き見解を採つて増税と物價の關係に臨んでゐた。

増税と物價形成の關係について單純に増税分だけ物價を引上げるといふが如き見解をとらず個々の物價につき各種の條件を考慮し適當に決定する方針である。即ち増税は勿論、民間資金の吸収といふ見地からみれば、増税分だけの價格引上げを行ひ増税の大衆轉嫁が原則的に承諾されるのであるが、原料又は准原料ともみられる物資に對してはこれを一概に引上げる場合には製品の價格に重大影響を及ぼし、従つて低物價政策に基調を置く物價政策に影響することとなり、かつまた増税分をすべて消費者に轉嫁することは生産者と消費者の負擔の均衡を失することともなる。かゝる點からして各物品につき考慮を加へることとなる。しかし一般の維多利亞物品税等の増税分は大體大衆轉嫁を認める方針であるが、砂糖などの國民生活必需品の増税については生産者の状態を考慮しすべて大衆轉嫁とするが如きことはさける。

この問題は以上の如き經過により何等決定的な方向を取らず、その取扱方に就いては極めて注目されて居つたところ、三月二十五日の中央物價委員會總會に於いて決定した砂糖、酒類等の最高販賣價

格の性質から推して商工省でも「増税分は大體すべて消費者の負擔とする」と云ふ方針を明示した形であり、それだけの價格引上げを行ふことになつたものと見られた。

一方、わが東京組合では改正税法實施の四月一日を目前にして化粧品品の五分増徴を如何に取扱ふべきかに就いては頗る慎重なる態度を取り、三月二十二日組合事務所にて開催の製造本舖協議會を發端として、問題は頗る重大化し何分にも政府の堅持しつづける低物價政策に影響する虞れが多分にあるので、輕率にこれを決定するわけにも行かず、東京府物價係の指示を仰いだ後に増税五分を加算した新協定價格を作成の上その認可を得てそれにより増税額の處分をなすことに組合の方針を決定したのであつたが、昭和十五年年度の全般にわたる業界價格問題のスタートは、實にこの増税五分の處置から切られたのである。(詳細は價格問題の項を參照)

奢侈品等製造 販賣制限規則

政府は戦時下に於いて必要な物資を節約し、併せて低物價に資するため、昭和十五年五月十日の閣議に於いて奢侈品、規格外品の製造並びに販賣の制限を斷行することにその方針を定め、爾來商工省に於いてこれが具體的事項に就いての研究に専念しつづけたが、いよいよその完成を見るに至つたので七月六日、

奢侈品等製造販賣制限規則並びに製造販賣制限の品目を指定してこれを公布し、翌七月七日の支那事變勃發記念日を期してこれが實施に入つたのである。(註：條文は法規法令の項を參照)

この奢侈品等製造販賣制限規則即ち七・七禁令により七月七日以後製造禁止、十月七日以後販賣禁止となる業界品は商工省告示三三九號及び同三四〇號の品目によつて明かであるが、政府は關係業者に對する急激な影響を避けるため、その實施に當つては

- ①製造禁止品目を小範圍に止め②價格においては個々の商品の上から二割を禁止線とし③製造禁止は即日實施するが業者のストックを賣却するため十月七日まで三ヶ月の猶豫期間を設ける。
- 等の措置を講じて居た。化粧品の方は指定期日以後販賣の禁止に遭つたのは僅かに價格五圓を超える香水一品に過ぎず、一先づ慈眉を開いた觀を呈して居たが、小間物界に於いては五圓を超える半襟、五圓を超える腰紐、十圓を超える帶、帶締又は腰帶、三十圓を超える帶、筭又は簪、同じく三十圓を超える帶、ハンドバッグ、十圓を超えるバツクルその他値段の高下を問はず指輪、腕輪、耳飾寶石類及びその模造品等の製造並びに販賣禁止があつて猶豫期間の十月七日までに賣れ残つたものは、完全に死蔵品となつて手許に残ると云ふやうな憂慮から、業界の受けた打撃は精神的方面により大なるものが見受けられた。就中、七・七禁令が業界を悩ました要素は

- 第二條 物品の生産(製造及加工を含む以下同じ)又は販賣を業とする者は主務大臣の指定したる年月日以後は左に掲ぐる物品及其の中古品を賣渡すことを得ず但し主務大臣(主務大臣特に定めたる場合は地方長官)の許可を受けたる場合は此の限に在らず
- 一、前條の規定に依り主務大臣の指定したる物品
- 二、他の法令に依り製造を禁止せられたる物品(當該法令に依る製造の許可ありたるものを除く)
- 三、主務大臣の指定したる物品
- 前項第二條の他の法令は主務大臣之を定む

- 右の規定による他の法令、即ち
- 銅使用制限規則
- 白金使用制限規則
- 鉄鍍物の製造制限に關する件
- 皮革使用制限規則
- 鋼製品の製造制限に關する件
- 鉛、亞鉛、錫等使用制限規則
- ゴムの使用制限に關する件
- 纖維製品製造制限に關する件
- 等により既に昭和十三年の七月から八月當時に於いて製造は禁止されながら、出來上つたものの販賣はそのまま認められて居つた物に就いても、十月七日以後は販賣禁止になると言ふ一項目であつた。これは業界でも相當多數に上ることが豫想され、範圍が廣いだけに打撃も大きい。
- 規則別の品目を擧げて見ると
- ▼銅使用制限規則—腕輪、帶留、鍍金

- 具、鍍金器具、裝飾品、喫煙用器具(煙草、パイプ、ライター、灰皿、シガレットケース等)頭飾、クリップ類
- 化粧品又は化粧用具の容器(口金を含む)香水吹金具、コンバクト、パニチイケース、齒刷牙入、ハンドバッグ、髪剃用コップ、被服用バンド、アローチ、ヘアアイロン、ヘアードライヤー、耳飾、指輪
- ▼白金使用制限規則—裝身具、身廻品
- ▼鉄鍍物の製造制限に關する件—煙草セツト、灰皿、理容用機械器具(バリカンを除く)左の物品又はその部分品を製造する専用機械器具—香水、石鹼、セルロイド及同製品、刷毛及刷子
- ▼皮革使用制限規則—第二條左に掲ぐる物品又はその材料は牛革、馬革、羊革、豚革、鯨革、又は鯨革を使用して之を製造することを不得す 以下略
- 二、靴、トラング
- 五、バンドバッグ、蓑口、紙入、煙草入、名刺入、筆入その他の袋物
- 六、化粧箱
- 七、時計腕草
- ▼鋼製品の製造制限に關する件—バンド用金具、煙草セツト、シガレットケース、ライター、灰皿、鏡、コンバクト、石鹼箱、化粧箱、理容用機械器具(バリカン及剃刀を除く)左に掲ぐる物品又はその部分品を製造する専用機械器具—香水、石鹼、セルロイド及同製品、刷毛及刷子、歯す
- ▼鉛、亞鉛、錫等使用制限規則—煙草

を示し始めたが、要は影響の綿密なる調査に基づく運動でなければ直接的效果が薄いと云ふので、東京組合に於いても數字上の集計を取るべく、七月末日を期して、全組合員よりの申告を求めるところ、總額百萬圓に達する死蔵品が出来ることになつて居ることが判明した。

七・七禁止令關係小間物化粧品調査 昭和15年8月3日

品目別	禁止在庫 賣品金額	禁止原材 製原金額	計
小	15,099	2,570	17,669
間	2,634		2,634
物	162,860	16,959	179,819
	79,857	29,338	109,195
物	600		600
	13,110	87,850	100,960
	377,232	7,983	385,215
	14,334		14,334
	2,370		2,370
	7,023	1,000	8,023
計	675,119	145,700	820,818
化粧品	180,499	7,000	187,499
	6,373	13,203	19,576
計	186,872	20,203	207,075

一、販賣禁止品の對策

①延期希望：四十六人 (回答者の約半數)、右の内譯は單に延期希望が二十四人、六ヶ月延期希望が十八人、一ヶ年希望が七人、三、四ヶ月希望五人となつてゐる。その理由の一例に婚禮用品の如きは十月七日までに販賣不能なりと云ふのがある。

②、その他の希望

を望むハ、低額模造石使用品の許可を望む。即ち模造石の中には一箇二錢乃至三錢のものがあり、これ等は奢侈品に非ずとの意見に基くものである。

二、禁止原料の對策

①製造禁止の延期を望む②在庫品に限り使用許可を望む③模造石、色硝子使用許可を望む④技術保存上必要な

るもの例へば銀彫刻帶留等の許可を望む等があり、これには折角地金の少量配給があつても、模造石がなくては仕事にならない等の理由が擧げられて居る。

三、參考資料照會に對する回答

小間物雜貨の製造は大部分家庭工業又は内職によるものにして、之に従事する者は老幼婦女子、不具者等が多く轉業は不能である。又中には出征軍人の家族にして内職する者もある。

化粧品部では

一、販賣對策

①在庫證明によつて許可を望む②輸出許可を望む(實績なき者にも許可せられたい)等が若干あつた。

指定期日の十月七日に近づくに伴つて業者側の苦悶はいよいよ大きく、法規上の解釋のみによつては方途のつかぬ各種の實例が續出するに従ひ禁令處理の道を打開せんとする熱意は漸次當局者を動かした。戦時下物資不足の折柄費澤品に非ざるものについては、禁令に該當する品物と雖も一定期間販賣を延長しようと言ふことになり、十月七日を目前にした十月三日内務省に開催された全國經濟保安課長會議に於いて販賣期間延長の件が確定した。

そこで、東京府では翌四日午前十時より府立商工獎勵館に於いてその解説懇談會を開催、都下各組合代表者千餘名を召集して福富物價統制課長より販賣許可申請に關する具體的手續に關して説明を試み、要旨左の如き指示を與へた。

一年間の延期
 ①奢侈品禁止令第二條二項「他の法令に依り製造を禁止せられたる物品(當該法令に依る製造の許可ありたるものを除く)即ち銅、白金、銑鐵、錫物、皮革、鋼、鉛、鉛錫、ゴム等の使用又は製造制限規則に觸れるため販賣禁止品の中に擧げられて居た諸商品中、十月七日現在に於いて小賣店の手持品となつて居る分に就いては、販賣許可申請書を地方長官に提出すれば、昭和十六年十月六日までの販賣が認められることとなる。

許可申請手續
 ②東京府に於ける申請期間は七日までであるが、時日切迫の事情を考慮して一週間程度の猶豫は認められる。即ち來十二日頃迄、許可申請者はこの期間内に所定書式に物品の名稱、品種、數量、備考及び許可を受けんとする事由の詳細等を記入の上、委任状を添へて所屬組合に提出すれば、組合がそれを取議めて東京府物價統制課へ取次ぐことになる。届書は四通作製のこと、その提出先は所轄署二通、東京府一通、警視廳一通である。

③販賣許可品には證據を貼付するか、或ひは一箇毎に金のゴム印を明瞭に押捺すること。但し以上が不可能なる場合は販賣許可品なる旨を店頭に掲示しても差支へない。

④許可の方針及びその後の取締事項は、地方長官に委任されて居るのであるから、各府縣の發表には若干の相違

があるかも知れないが、東京府では、許可ありたる小賣店では、毎月その月の販賣數量・殘高を東京府へ報告しなければならぬことになつて居る。新に仕入れたものも同時に報告するの義務がある。尙、許可の申請から報告は一切小賣店の責任に於いてなす可きであり、これを怠つたものは販賣出來ないこととなるのは當然である。

右の販賣延期手續については、東京府でも先づ小賣店の手持品については先を急ぐことになり、許可を得て特免のマークを附すれば、死蔵を覺悟して居つたものが公然と賣れるところから、業者は我れが先に申請書を提出したが、當局に於いてもこれに對しては頗る迅速寛大なる取扱ひを以つて臨み、小賣店の分が一應片附くのを待つて十一月一日より今度は製造元及び問屋の手持品についての販賣許可申請受付を開始した。

わが東京組合に於いては時を移さず組合員に通知を發して所定書式に禁令に觸れる手持品を調査記入せしめ、これに各自の委任状及び關連品に非ざる證明書類を添附して組合事務所へ提出を命じ、その出揃ふのを待つて一括した集計書を添へ府物價統制課へ販賣許可の申請をなした。以上によつて七・七禁令より受ける打撃の緩和については一通りの解決策が取られたが、ここに運ぶまでの精神的動搖及び今後に慮する原材料方面の對策並びに豫想される禁令の強化等を考へる時には、これが業界に及ぼせる影響は従前の各種統制令の比ではなく、業界の活動

暴利行爲等取締規則の改正

を萎縮せしめること甚だ顯著であつた。

低物價政策の堅持、國民生活の安定にあらゆる努力を獻けて來た商工省では、暴利取締令の不備なる點に就いて農林省と打合せの上、その改正を企畫中であつたが、六月二十四日附官報を以て改正せる暴利行爲等取締規則を公布、第一條は即日、他は七月八日より實施とした。一條文は法規法令の項参照)改正の主眼は①一般消費者、購買者側の依頼によるプロカーの暴利を目的とする賣買を新に處罰することとしたこと②價格等統制令の適用を受ける全商品に對して價格表示が強制されたことである。特に後者の規定に於いては、その商品の有する價格は如何なる性質を帯びて居るものであるか即ち九・一八價格であるか、協定價格であるか、公定價格であるか又は許可價格品であるか、新製品であるかの別を記號分けてにして商品の見易い部分に貼付するか、或ひは又店頭に掲示せしと言ふのである。その様式は

- 一、九・一八の價格停止品は◎
 - 一、協定價格品は◎
 - 一、公定價格品は◎
 - 一、許可價格品は◎
 - 一、新製品は◎
- 等によることにしてある。なほ、公定價格が設けられるとそれをくぐるために従來は僅かな變更を商品の一部に加へてそ

れを「新製品」とし勝手な値段を以つて販賣する手段が横行したが、今回は新製品の解釋に嚴重なる制限を加へて居るためにかうした抜け道によつて法外の利益を貪るやうな行爲は一掃されることになつた。

改正暴利行爲等取締規則は如何なる性質を有するものであるか、具體的の解釋については東京府經濟部物價統制課編纂課長の言に藉ることにする。

①新製品の解釋
 改正規則中第二條の二項にある「新製品」又は勸表を爲すものは、所謂九・一八當時になかつたもの、即ちそれ以後に發賣された新製品であるが、この「新製品」といふ觀念は、從來の業者の考へとは甚だしく違つてゐる。つまり業者側では公定價格品と違つたもの或ひは今まで自己の店で發賣してゐなかつたもの(他店では發賣してゐた)等を指してゐるが、これらのものは新製品とは解されない。今回改正の暴利行爲等取締規則に於いては、甚だ嚴密な意味に解釋されてゐる。即ち、形狀に於いても、内容に於いても、或ひはその効用に於いても、本質的に差違あるもの、これを新製品と解釋する。従つて形が同じでも、効用が同じでも、又材料が同じでも絕對に新製品とは認められない。然し、形狀に於いて「本質的に違つて居れば新製品と認められる。又、内容に於いて、効用に於いて、何れか一つでも本質的な差違があれば新

も仲々困難であらう。しかし、新製品としての確信があれば出してよい。

②價格表示の違反
 改正規則は七月八日から實施されるから、それ以後は嚴密な意味の新製品でないものを「新製品」として出して居れば違反になる。例へば公定されたコップ(定價十錢)には模様がなかつた。そこで模様をつけて新製品として十五錢に賣つて來てゐた。従つて八日以後「新製品」或ひは勸として賣つてゐるとこれは違反になる。併しこれは表示の違反で、暴利行爲等取締規則の罰則を受けて料金が拘留位で済むが、その際定價の方が五錢高くつてゐたとすれば、これは價格等統制令違反で三年以下の懲刑或ひは五千圓以下の罰金といふことになる。従つて當分、新製品として曖昧なものばかりつめてもらひ度い。コップの例に據れば模様がついてゐても、新製品とは云へないから、十錢として賣でなければならぬ譯である。

③價格の表示方法
 價格の表示は改正規則によつて價格停止品又は勸新製品又は勸協定價格品又は勸公定價格品又は勸許可價格品又は勸の五種類になつてゐるが、これを値段の上に表示しなければならぬ。改正以前は値段だけでよかつたものである。ところでこの表示はどうするかと云ふと、今までやつてゐるやうに、見本を並べて表示するのよい。澤山同

じ品物を並べて一つだけに表示するのよい。表を作つて店頭に貼つて置くらと表示してもよい。併し、いづれにしてもよく判るやうにして置かねばならない。◎とが勸と云ふ判を使ふ場合は、小さい商品にあつても最低四、五分直徑以上のものにして貰ひ度い。警察の方でそのやうに指導するやうになつてゐる。

製造家も卸業者も表示
 表示は小賣店だけでなく、製造業者も卸業者も表示しなければならぬ。製造家などはいづれの商品に表示することはないだらうが、例へば見本帳を備へて置くとか、店頭掲示をするとか、打とかグロス箱に紙を貼つて◎いから、といふ風にする。一つの商品に製造家の表示もあり、卸屋の表示もあるやうな場合は前のを消して小賣の表示をせねばならぬ。

組合せ商品表示の仕方
 組合せのものとか箱もの(註、化粧品に於けるセットや進物箱)といふやうなものはどうするか。例へば帯紐と羽織紐を一緒に箱に入れて賣つてゐる。帯紐には公定價格があり、羽織紐には協定價格があるといふ場合には、それぞれに表示せねばならない。羽織紐に公定がなければ勸となる。又、箱にも値段があればこれは勸といふとせねばならない。そこで三つ並ぶ譯である。表示を除外されたもの

今度の改正で價格表示をしなくてい

いものがある。これは改正以前から除外されてゐたもので

- 一、輸出品
 國アロツク南洋等を除く純然たる第三國向けのもの。且つ直輸出の場合に限り、輸出業者に國內で賣る場合は表示を要する。
- 二、注文生産品
 特別の注文をされた人が注文をした人に賣る場合。例へば、つゞれを使つてハンドバッグを拵へ、刺繍をさせるといふ風の注文品。
- 三、行商品
 呉服、洋品、賣藥の行商は表示せねばならないが、その他の商品は要らない。
- 四、露天商賣品
 臨時に出る所謂露天商賣の品物は要らない。但し新箱、銀座あたりの定期的で露天商賣でないものは表示を要する。
- 五、駄菓子
- 六、農林水産物
- 七、價格等統制令に除外されたもの
 煙草、酒精等の如き專賣品

右の説明によつて明かなる如く、今回の改正はその物の値段の出所性質を明確にせねばならぬため、以前の價格表示の如く單に價格を明記すべしと言ふことよりは遙かに重々しい印象を業者全般に與へ、それが協定價格であれば勸の印とも

にそれを立證するに足る根據がなければならぬ條件が附随するので、これまで

の稍放漫な物の値段は急激に引締りの氣配を示した。昨年の九月十八日に抑へられて居た物の値段が、その後何となく上昇氣味であつたのに反してこの改正の物價政策に及ぼせる効果は頗る顯著にして、政府の低物價政策も今回の暴利取締令の改正及び別項記載の奢侈品等製造販賣制限規則によつて漸く軌道に乗つて來たと斷言しても憚らないであらう。

六大都市化粧品組合聯合會

昭和十五年四月五月以來業界は益々その非常時局的標相に深刻さを加へ、統制の強化とともに前途はいよゝ多難なることを思はしむるに至つた。就中化粧品業界にありては一難去つて又一難の備みがかつたに押寄せ四月から五月にかけて採み抜いた化粧品公定價格問題が未だその餘震やまざる間に、政府の消費風正が化粧品方面にも及ぶのではないかと言ふやうな流説さへ出て、業者の運命に關するが如き重大問題が絶えず業者を驅つて恐怖の底に陥らしめ、營業の安定を缺くこと夥しきものがあるばかりではなく、それ等難問題の處理如何は直ちに業界全體の浮沈、興廢にも關するところが多大にあるので、この際六大都市に於ける化粧品業者を糾合してその結束を固め、同業團結の力を以つて業界の難局打開に努力するとともに國策の遂行に協力す可しとの輿論が業界の大勢を支配するに至つた。よつてその具體化の第一歩として先づ六大

都市化粧品組合の聯合會を結成、同業の連絡強化に當るべしと云ふ問題が取上げられ東京、大阪、京都、名古屋、神戸、横濱の六大都市に於ける化粧品同業組合の各書記長は六月三日東京組合事務所にて會同して書記長會議を開催、聯合會規約案その他の準備に關する打合せを遂げ、同月二十二日頃を期して東京に總會を開き六大都市化粧品組合聯合會の結成式を舉行することを約して散會した。而してその二十二日に至るや、豫定の如く業者待望の裡に化粧品業界の全國的連絡統合機關ともなるべき重大使命を有する六大都市化粧品組合聯合會の創立總會が開催される運びとなつたのである。即ち東京組合大會議室を會場として大阪、京都、名古屋、神戸、横濱各組合の代表及び東京組合化粧品部役員等總勢三十七名出席。東京組合日南田理事司會のもとに小林東京組長を議長として議事に入るや第一號議案規約制定の件は多少の修正あつて原案可決。第二號議案役員選舉の件は委員を舉げて銓衡の結果左の通り決定した。

かくて、聯合會の指導及びその運営に任ずべき主腦部は確定したわけである。次いで各組合より提出の協議事項に移る。即ち

一、本邦産業上に於ける化粧品の重要性と社會的使命等に就いて弘く之れを認識せしむるを爲すこと
二、物資缺乏の現時下に於いて廢品の資源とすべく「化粧品空容器」の回收運動を更に強化徹底せしむること
三、今回設定の「化粧品公定價格」に對し六大都市組合聯合會の公的價格表を製作し、價格表を全國統一、一元化して區々の作製發行を認めざることを
右の各項目にわたつて慎重審議の後、その實行方法に關しては理事會に一任となり、公定價格表の製作刊行に就いては一切を擧げてこれを東京商報社に一任することに決定を見た。かくて最後に日南田理事起つて左の宣言及び決議を朗讀すれば、滿場の拍手裡に可決。業界最初の廣地域に渉る連絡統合機關は目出度く生誕した。

六大都市化粧品組合の聯合會を結成し、之れを中心として全國業界の聯絡協調を圖るとともに、同業の共存共榮を念として雄渾なる指導精神の下に、全國業者打つて一丸となりその總力を擧げて國民的責務を完ふせむことを期す。

決議

- 一、六大都市化粧品組合聯合會は、非常時局下に於ける國策に順應して、業界の指導精神確立に努む可し
- 二、六大都市化粧品組合聯合會は、業界に於ける重要問題の對策處理に關して常に慎重検討、以て是が實行上の推進力ならむことを期す可し
- 三、六大都市化粧品組合聯合會は、至誠一心、以て産業報國の實を擧げ、興亞の聖業達成に貢獻せむことを期す可し
- 四、六大都市化粧品組合聯合會は、協力親和、以て業界の刷新改善を圖るとともにその共存共榮を圖るに努む可し
- 五、六大都市化粧品組合聯合會は、業界品に對する社會の認識を是正し國民の保健衛生上に於ける商品使命の昂揚に努む可し

中小商工團體

再編成の問題

日本實業組合聯合會では、大東亞共榮國確立を目指す未曾有の大事業を遂行す

るに必要な措置として國內新體制促進の運動が具體化するや、その一翼たる中小商工業の再編成案を獨自の立場から検討すべく九月十一日、丸の内中央亭に於いて六大都市實業代表、即ち

- | | |
|-----|-------|
| 東京 | 中野金次郎 |
| 大阪 | 中山太一 |
| 京都 | 長谷川市三 |
| 名古屋 | 高松定一 |
| 横濱 | 上甲信弘 |
| 神戸 | 秋山斧助 |

以上諸氏參集のもとに理事會を開催、商工團體の再編成問題を議題として東京、大阪、名古屋の各實業案を中心に協議を遂げ、特別委員となつた東京、大阪及び名古屋の三代表は更に引續いて十二、十三の兩日にわたつて細目を審議の結果左の如き全國商工團體新體制案を決定、十四日それを關係各方面に送附するとともに中野日本實業會長は關係諸官省及び企畫院等を屢訪してその内容を説明諒解を求めた。

再編成の趣旨

高度國防經濟の建設に即應すべく經濟體制を整ふる爲には、先づ職能團體的構成の確立を期せねばならぬ。職能團體的構成の確立を圖る爲には最下部組織たる個々の職業團體を整備し、漸次之が上位團體を組織し縱斷的にも横斷的にも、之を系統化せねばならぬ。斯かる見地より本案の樹立を見るに至つた。即ち下部組織にして公益統制機關たる業種別商工同業地方團體は中央機關にして同業自治國策協力機關たる

業種別商工同業中央團體を経て最高經濟機關の一翼たる全國商工團體聯合會に連繫し、以て一貫的縱斷的構成をなすとともに又右の業種別商工同業地方團體は地域的統制連絡機關たる商工團體聯合會地方支部を経て最高經濟機關の一翼たる全國商工團體聯合會に連繫し、横斷的構成をなすものである。

而してこの業種別商工同業地方團體は、同一若くは類似の物品の生産、配給、輸出を業とする者は總て強制加入せしむるとともに又當該業者の組織する商、工及輸出業組合も一個の集團的業者として、之を強制加入せしめ、以て縱斷的横斷的構成の完壁を期するものにして、この生産より配給に至る一貫的構成こそ、現下諸般の經濟統制運營に當り、最も緊要且適切な機關である。従つて中小商工經濟部門に於ける配給統制、價格統制等の重要經濟政策は、總て之が中央機關にして同業自治國策協力機關たる業種別商工同業中央團體を通じて、一元的に實施し之が圓滑なる運營を期す。

- ① 全國商工團體聯合會は商工團體聯合會府縣支部及業種別商工同業中央團體を以て構成し、縱斷的機能は業種別商工同業中央團體に依り横斷的機能は商工團體聯合會府縣支部に依り發揮す
- ② 商工團體聯合會府縣支部は業種別商工同業地方團體の綜合的府縣聯合體として構成し、府縣を單位とし、横斷的機能を發揮す
- ③ 業種別商工同業中央團體は業種別商工同業地方團體の單一的全國聯合體として構成し縱斷的機能を發揮す
- ④ 業種別商工同業地方團體は府縣内一定地域に於ける當該業者及各當該業種別業者組合、商業者組合、輸出業者組合の結合團體として構成し、上位團體及當該業者、各所屬業種別組合に對し縱斷的にも横斷的にもその機能を發揮す
- ⑤ 當該業種別業者組合、商業者組合、輸出業者組合は一定地域に於ける同一若くは類似物品の生産、配給輸出を業とする商工業者を以て各之を組織構成し、組合本來の使命たる協同事業遂行に當る
- ⑥ 業種別商工同業地方團體は非營利團體にして強制加入權並に經費賦課

- ① 徴収権を有す
- ② 業種別地方商工同業團體役員はその半数は地区内業者中より適任者を選任しその半数は同地区内の業者者組合、工業者組合、輸出業者組合役員中より選出す
- ③ 全国商工團體聯合體、商工團體聯合體府縣支部及業種別商工同業中央團體等の権限及び役員その他は別に之を定む
- ④ 當該業種別商業、工業、輸出の各業者組合役員中その三分一は、當該業種別地方商工同業團體の推薦により地方長官の認可を得て就任せしむるものとす

第二・目的

- ① 全国商工團體聯合體は高度國防經濟の建設に即應すべき國策の遂行に資すべく産業經濟課本部の一翼となり、その使命遂行に當る
- ② 業種別商工同業中央團體は高度國防經濟の建設下に於ける同業自治國防協力機關として使命遂行に當る
- ③ 商工團體聯合體府縣支部は府縣地域内の協調連絡統制等の國策協力機關として官民協力高度國防經濟の建設下に於ける經濟團體たる機能發揮に努む
- ④ 業種別商工同業地方團體は一切の營利事業を行はず當該地区内に於ける同業自治團體として業者及所屬組合の健全なる發達を助長し、國策協力上の諸事業を行ひ、公益職能團體たる機能を發揮す

- ⑤ 當該商業者組合、工業者組合、輸出業者組合は經濟統制を遵守し正當なる營業行為を行ひ、その事業の發展と業者の振興に資す

第三・業務

- ① 業種別商工同業地方團體は公益主義に基き強力統制職能機關にして左の事業を行ふ
 - 一、生産、配給、輸出、價格等經濟統制の円滑なる運営を期す
 - 二、政府並に地方行政廳に對する建議及諮問に應じ上意下達、下意上達の徹底を期す
 - 三、業者及所屬商業、工業及輸出各業者組合に對し連絡協調及指導啓蒙の任に當り且つ國策に協力す
 - 四、商工團體聯合體府縣支部を通じて中央機關たる全国商工團體聯合體と連絡を保ち、社會公益機關として産業報國精神の涵養、生活體制の刷新、銑後後援、青年教養、表彰獎勵、體位向上その他福利施設等各般の事業を實施し、以て同業自治の下に物心兩方面より國策に協力す
- ② 業種別商工同業中央團體は全國商工團體聯合體と聯繫を保ち、下部組織たる業種別商工同業地方團體を通じて當該業者に對する配給統制價格統制等の重要經濟政策を一元的に實施し、之が圓滑なる運営を期す
- ③ 全国商工團體聯合體、商工團體聯合體府縣支部等の業務は別に之を定む

附記 農業團體に付いては商工經濟部門と密接なる關係を有するが、之が組織は別に形成さるべきである。従つて本組織形成の曉はそれらの商工機關と連絡を保ち全國商工團體聯合體に連繫する。

なほ、十月二十三日、東京實業組合聯合會主催の下に開催の中小商工業對策官民懇談會に於いて官省側より出席の岸商工次官は、一組合代表の商、工、同各種組合整理に關する質問に對して左の如く答辯、組合問題今後の動向に重大なる示唆を與へて居る。

【問】組合の現状は商業、工業、同業三組合の對立があつて統制上頗る不圓滑を來しそのため經費が嵩んでゐるか、これを簡單なる組織に整備する必要があるが、當局は商、工、同の三組合の何れを現在最も妥當なる職能組合とみてゐるか、又職能組合の指導方針確立に關する意向如何か。

【答】業界の再組織を目標として新組織に關する法案の研究を進め、來議會に提出する積りであるから、いづれ現在の各種組合の長所を掲げ交ぜた適當なる組合の機構が出来るものと思ふ。

東京化粧品卸商業組合復活

帝都に於ける化粧品卸業界では、八月十四日化粧品公定價格の指定告示後に於ける業界情勢に鑑み、配給部門を擔當する業者の團體をして合法化せしめると

應じて出席してその後の情勢を報告意見を交換した。化粧品卸商側としては急迫せる刻下の業界事情より見て、卸商側の復活は一日も等閑に附す可からざるの情勢に差し迫りつつある現狀に鑑み、いよいよ既定方針通りにその計畫を進め十月一杯を以て定款及び統制規約の改正草案等を作成、それを十一月二十二日の復活總會に於て體制を整へ統制經濟下の荒波に化粧品卸業者の法的團體として更生の船出をしたのである。

化粧品營業取締規則の改正

東京府下に於ける化粧品の販賣は、去る昭和七年八月警視廳令第二十四號を以つて發令となつた。化粧品取締規則によつて取締を受け、發賣に當つては許可制度であつたが昭和十三年七月に至るや廳令第二十二號によりそれが改正されて事務簡捷の見地から届出制度となつて今日に及んだ。然るに今年九月二十四日附廳令第三十九號を以つてその届出制も廢止となると同時に規則の名稱も化粧品營業取締規則(法現法令の項参照)と改正されることになつた。しかし、届出が廢止になつたからと云つて取締が全然ないわけではなく、新規規則第三條に「發賣者は主たる營業所に化粧品名、原料品名及分量を明記したるものを備へ置くべし」とある通り、規定通りのものを備へて置いて何時なりとも係官の調査に應ずることが出来るやうにして置かねばならない。

もに時勢克服を目指す國家新體制樹立に即應する商工業新體制の線に沿ふ準備を整ふべしとの輿論が昂まり、卸商九日會を中心にして歴々意見の交換を行ふ一方、組合事務當局に於いても然るべき機關設置の研究を重ねつゝあつたところ、その結果として得たる結論は目下事業休止の状態にある東京化粧品卸商業組合の復活を策することが、最も合理的にして且つ現下の實情に合致する措置であると云ふことであつた。是に於いてか直ちに之が實現の運動を開始し府當局とも諒解の上準備工作を進め、九月十三日組合役員會を開催、理事長代行常務理事田中吉兵衛氏を議長として協議を進めたところ、全員悉く復活に賛意を表したるを以て、復活に關する一切の提案條項を議決。十月一日の興亞奉公日を期して復活總會を開催の上いよいよ七年振りに更生の第一歩を踏み出すことになり、その準備一切に關しては田中吉兵衛、桑原啓造、千本木彌八の三常務理事に一任することになつた。然るにこれと時を同じうして石鹼専門の卸商側にも何等かの形に於ける業者團體の必要を痛感しつつあつた際として、情勢の成行上、この際化粧品卸商業組合に合流して進むのが最も得策妥當なる處置であるとの見解から、石鹼卸商側より進んで参加合流したとの申入があつたので、總會前に豫め双方の顔合せを行ひ、十分に意志の疎通を圖つて置きたいとの用意から九月二十日組合事務所にその懇談會を開催

化粧品卸商側

今次の改正の要點は、その名稱に營業の二字が入つたことによつて明かなる如く、化粧品の廣告が取締の對象となつたこと及び今までにない化粧品石鹼の包含されたことであらう。即ち化粧品石鹼が新たに取締物品として擧げられて居り、化粧品と同様に容器又は被包に品名、發賣者の氏名(法人に在りてはその名稱)若しは商號及び主たる營業所を明記しなければならぬのであるが、既に發賣されたものに就いては昭和十五年十二月三十一日までその適用を受けないことになつて居る。なほ、化粧品營業者の範圍が擴まつて今までのやうに単にメーカーだけを指すのでなく、請賣業者も輸入業者も發賣者と看做される。

改正の最大要點、廣告の取締に就いては、業界としても至大な關心を寄せ、十月八日濱町の日本橋俱樂部に警視廳衛生係長井上警部を聘して新規規則を議題に官民懇談會を開催した程であるが、井上係長の説明によれば

今までは廣告の取締はなく、虚偽誇大なものを警察犯處罰令で取締る位で營業停止の處分までは出来なかつたが、今度はそれが出来るやうになつた(第七條)。これまでの化粧品廣告の大半は誇大なものであつたと云へると思ふが、廣告の文化的商業的效用は兎も角、行き過ぎた廣告は百害あつて一利なしである。然しどの限界を以つて誇大と爲すかは判定がむづかしいが、それには種々手近の實例を以つて指導的に取締つて行く。今日から直ぐにとい

日本齒磨工業協會の結成

わが國に於ける齒磨工業が古き歴史とともに高度の發展を遂げ、今や國民の保

健康衛生上に於ける日用品必需品としての商
品使命を持ち且つその生産額、製造技術、
市場性の何れもから見るも既に重要産
業としての地位を確保して居るものにも拘
らず全業者の連絡機關なく、その統制
協調上に遺憾少からざるものあるに鑑
み、有力業者が九月二十六日日本橋倶楽
部に會して隔意なき相談を遂げたる結果
満場一致を以つて「日本齒磨工業協會」
を設立することに一決。中山豊三、松本
昇、小林喜一、三輪善兵衛、森下博の五
氏を發企人と定め、設立の趣意書を東西
の業者に發送してその参加を求むる一
方、直ちに結成準備に着手し、十月八日
午前十一時より濱町の日本橋俱樂部に於
いてその結成式が舉行された。出席者は
東京側 中山太陽堂、資生堂、小林商
店、丸見屋、楠本商店、守屋商會、長
瀬商會、丸善、山口市藏商店、リッガ
ル商會、鐘實東京支店、東西電球
大阪側 森下仁丹、安田正會社、天贊
堂、純美堂商會、スモカ社、荒川商店
アカネヤ本舖

代表して就任の挨拶があり、將來の結束
を誓つて結成式を終つた。役員如左。
理事長 小林喜一
理事 神谷市太郎
同 中山豊三
同 松本昇
同 木村頼次
同 青木眞三郎
同 三輪善兵衛
同 守屋賢吾
同 廣田嘉一
同 日南田慶富
同 石川静三郎
同 小林富太郎
同 中山太一

同 相談役
同 日本齒磨工業協會々則

第一章 總則
第一條 本會は日本齒磨工業協會と
稱し事務所を東京市に置く
第二條 本會は日本に於ける齒磨製
造業の進歩發達を圖り國民の口腔衛
生思想の普及徹底を期すると共に同
業者の連携を密にし内外の新事業に
對處する必要事項を研究協議するを
以て目的とす
第三條 本會は國內に於て各種齒磨
製造販賣を業とする者を以て組織す
第二章 事業
第四條 本會は第二條の目的を達成
する爲め必要ある場合左の事業を行ふ
一、原料、材料の共同輸入又は購入
二、同業者間の廣告、宣傳、販賣方
法等營業政策の協調及び統制
三、其の他理事會に於て必要と認め

たる事項
第五條 前條各條の事業實施に當り
ては必要に應じ規則を設くるものと
す
第三章 會員の權利義務
第六條 本會會員は本會に對し左の
權利を有す
一、總會に出席し其の議決權を行使
すること
二、本會の施設を利用すること
第七條 本會會員は本會に對し左の
義務を有す
一、會費を分擔すること
二、總會及び理事會の決議を遵守す
ること
第八條 新に本會に加入せんとする
者は會員二名以上の紹介に依り本會
の承認を得るを要す
但し本會の財産共有に参加する爲に
本會指定の入會金の支拂を求むるこ
とある可し
第九條 本會を退會せんとする者は
文書を以て其旨本會に申出で本會の
承認を得るを要す
但し本會に財産ある場合理事會の決
議を以て本人の持分の一部又は全部
を返戻することあるべし
第十條 本會會員にして本會の事業
遂行上支障を生ずる如き言動ありた
る者は總會の決議により之を除名す
ることあるべし

第四條 役員及會議
第十一條 本會に左の役員を置く
理事長 一名
理事 若干名
相談役 若干名
理事長は會務を總理し本會を代表す
理事は本會の事務に參預す
相談役は本會の職務に關し理事長の
諮問に答へ本會の諸會合に對し意見
を述べらるものとす
第十二條 理事は總會に於て會員中よ
り之を互選し、理事長は理事中より
之を互選す
但し必要ある場合會員外より理事を
選任することを得
相談役は總會に於て業界に功勞ある
ものを推薦するものとす
第十三條 本會の會議は總會及理事會
に分つ
總會は全會員を以て組織し雖もとも
毎年一回之を招集す、但し本會々費
負擔數三口又は其の端數毎に一人の
會員を出席せしむることを得但し法
人において取締役若しくは業務執
行社員、個人企業にありては支配人
若しくは幹部店員にして豫め届出あ
りたる者に限る
理事會は理事を以て組織し、會務運
行上の重要事項を議決す

圓域向輸出齒 磨增量陳情

東亞輸出組合の所管に屬する諸物品の
圓ブロック向輸出割當は、昭和十三年九
月一日より同十四年八月末日に至る一ヶ
年間の實績を基準にして十五年三月に於
いて大體その基本數字は決定済みである
が、それによれば化粧品は實績の八掛ま
での輸出を認められて居るに反して齒磨
はその六掛までしか認められないと言ふ
不合理にあり、東京組合ではこの不合理
を是正すべく五月四日、組合事務所に於
いて開催の化粧品部役員會に諮り、東亞
輸出組合化粧品部會の決議によつて齒磨
も化粧品同様に八掛まで輸出が叶ふや
う、陳情書を作成の上、商工省に對して
提出した。

陳情書

政府御當局に於せられては國內資
材の確保國民生活の安定、第三國向輸
出の振興等種々なる見地より滿洲支向
輸出の調整を實施せられつゝあるは時
局下誠に已むを得ざる御慮置と被存
候。然れども我が業界中、獨り齒磨に
限り特に實績期間の六〇%に御査定有
之候は、業界として頗る意外に堪へざ
る處に有之候。仄聞するところによれ
ば、右は業者の申請せる基礎數字に御
不審の點有之やの趣にて大藏省發行の
外國貿易年表等の資料に基き御査定相
成候やに承居り誠に業者の遺憾に存す
る處に有之候。それにつき去る三月十

九日比谷松本樓に於いて催されたる
日本東亞輸出組合聯合懇談會以來商
磨に對する査定の修正方具申居居候次
第に候へども、更に本月四日東亞輸出
組合化粧品部會を開催協議の結果、左
記の如く茲に重ねて實情を披瀝して齒
磨に對する査定額の修正方及陳情候次
第に御座候。
一、政府の統計と當業者の申告と數字
上に相違あるは、輸出統計數字が申
告額たる卸賣價の六五%を以て輸
出價格と見做し大連、瀋陽、上海、
天津等の各税關に於いて査定通關致
居候關係上輸出申告額による業者の
數字と三五%の差有之候様存ざられ
申候。

二、大藏省發行の外國貿易統計昭和十
三年度の數字とその後に於ける滿洲
支輸出額の比率は滿洲國に對して國
策拓土團の移住を始め、産業計畫の
進展により邦人の増加著るしきのみ
ならず、滿人の生活程度又自ら向上
し近年の需要の増大驚くべきもの有
之候。假令は石鹼の如きに於いても
昭和十三年度と昭和十四年度との増
加比率は正に倍額を越え候次第に有
之、齒磨に於いても全くその例に洩
れざる次第に有之、従つて昭和十三
年に比較して實績期間の數字増大は
誠に實需以外の何ものにも無之次第
に御座候
三、且又支那に於いては、邦品の輸出
制限により商品の不足を來し、この
間隙に乘じ上海にては煉チユーヅの

みを以てしても土着資本による製品
は四十種以上に及び且又英米商品の
横行も頗る盛に有之、明治中期以來
業者の營々として獲得せる地盤を根
本的に脅かされるに至り申候。
特に我業界商品中或る種の齒磨の
如きは明治三十九年早くも既に天
津、上海、漢口等に支店を開設して
對支輸出に努力して今日に及ぶるが
如きその勞苦は業者の等しく認むる
處に有之候その他の業界品又然りと
云ふべくこの點特に御諒察相仰度候
四、一般化粧品又は藥品等凡て前年度
實績の八〇%なるに比し獨り齒磨の
み僅かに六〇%とせられ候ことは、
當業者の誠に意外と致す處に有之、
且つ困惑至極に有之候。蓋し齒磨は
保健衛生品として文化生活の必需品
たることは今更申上ぐる迄も無之候
へども、更に生産又は配給状態に於
て何等遺憾なしと被存候のみならず
資材關係に於いても悉く國內資材に
依つて生産せられ居候次第に有之候
之を要するに、以上申述べ候如く
東亞輸出組合化粧品部會商品中、獨
り齒磨類を六〇%に制限せらるゝ必
要無之ことを認められ候に就きこの
際至急實績期間に對し化粧品又は藥
品同様に八〇%の輸出御許可御改定
相成度存候。殊に北支蒙疆地區に
對しては極度の商品拂底の現状より
見て支那に對する輸出は滿洲と區分
して、特に實績期間と同様即ち一〇
%輸出許可御改定こそ願はしく、

且つ妥當なる御取計ひかと被存候。
殊に最近北支蒙疆滿洲等各現地よ
り頻々として業者の上京、又は實情
具陳の申出に對しては眞に同情禁じ
難きもの有之又看過致し難き實狀に
有之候次第に就き、特に至急御諒察
相煩し度候。右及陳情候也。
昭和十五年五月十日
東京東亞輸出組合化粧品部會
幹事長 板倉安兵衛

化粧品の受託 停止問題

鐵道省では、戦時下いよ／＼輻輳の一
途を辿つて來る貨客輸送の推移に鑑みて
成行に任せて置く時には、國策上重要な
輸送の圓滑を期待し難いやうな事態に當
面するかも知れないと云ふ憂慮から商
工、農林、厚生等の各省及び企畫院、精神
總動員本部等の關係方面と協議の末、貨
客輸送の規程を改正して十二月一日より
實施することになつたが、改正取締規程
中に左の物品は不急品と認めて貨物輸送
の場合その受託を停止する等の臨機處
置が取られることになると云ふ項目があ
つた。即ち
輻輳の場合受託を停止する荷物
一、不急品(全面的受託停止)
化粧品、琥珀、眞珠、象牙、鼈甲、
珊瑚及びその製品、水晶製品
二、大口貨物なるべき小口物(小荷物
宅扱貨物及び小口扱貨物の場合)
魚油

三、六大都市着配給統制品(手荷物、小荷物、宅扱貨物及び小口扱貨物)としての受託停止)

右の化粧品とは「香水、天瓜粉、その他」を指し「その他」の中には髪油、白粉、紅、頬紅、化粧水、洗顔クリーム、クリーム、の類が入ることになつて居る。問題を重ねた東京組合では受託停止品中より化粧品を除外されたとの陳情書を作成、十一月十二日の定例役員會にかけた後大阪組合とも協議して除外運動を開始し同十七日鐵道省に對して全文左の如き陳情書を提出した。

鐵道荷物受託停止品中「化粧品」

除外に關する陳情書
今回、政府御當局に於かせられては時局下重要輸送の完遂を期せらるゝため、客貨の移動調節につき種々御苦心の結果、運輸規程の全面的改正を斷行致され候ことは、國策上おことに時宜に適應する御處置にして我々業者たるもの亦進んでこれに協力すべきは勿論の儀に有之候。

然るに來る十二月一日より臨時實施せらるゝことある可き告示相成候「輻輳の場合受託を停止する荷物」中「不急品」の部には化粧品をも包含せられ居るは、業者として誠に意外とする處に有之候。尤も御指定の化粧品には、齒磨・石鹼・洗粉・シャンプー等は之れを除外される由に仄聞、御當局が斯の種化粧品を保健衛生上の必需品として正當に御認め下され候御取扱

に對しては、業者の感謝措く能はざる處に有之候へども、右齒磨、石鹼等とともにクリーム・ボマード・髮油薬用化粧水及化粧液の如きも亦日常生活には一日も欠くべからざる保健衛生用品として國民各層より強く要求され居るは既に周知の事實に有之殊にクリーム又は薬用化粧水及化粧液の如きは皮膚衛生上の必需品にしてアレルギー等の防止、殺菌消毒、その他皮膚疾患の豫防には欠く可からざるの必需品として且つ季節的には方今最も旺盛に要求され且つ最も廣く使用される次第に有之候。白粉の如きも亦家庭及社會生活上の儀禮乃至身嗜みとしての必需品に有之、殊に勤勞生活者の慰安及び明朗化に欠く可からざるものなることは御承知のことと奉存候。然るに萬一不急品としてこれが出荷の受託を停止せらるることとも相成候時は、業者側の堪へ難き苦痛とする處なるのみならず、一般大衆の保健衛生上及び影響の甚大なるは察するに餘りある次第に有之、更らに貨物輻輳の故を以て臨時に、これら國民必需品としての化粧品類の出荷が停止せらるゝ爲必然的に惹起さるゝ需給の不圓滑より延いては各地市場の混亂を考ふるの時、業界に與ふる經濟的打撃も亦決して僅少なからざる可き深く憂慮する次第に有之候。

以上の理由よりしてクリーム・ボマード・髮油・養毛料及び薬用化粧水、化粧液等の國民日常生活に於ける必要性を御認識相成、「受託停止品目」中

より御削除相成候様格別の御詮議相賜はり度く爰に實情を披瀝して閣下の御清鑒を奉仰候
右陳情書也

潤製齒磨關稅

改正陳情

滿洲國では輸入關稅法稅番一四七號により、齒磨の輸入に就いて粉齒磨には容量とも百キロ毎に十五圓四十錢の稅金を課して居るのに比較して、煉齒磨には同量に對し實に四十一圓八十錢と二倍半以上の高率稅を課して居り、然も煉齒磨の中は半煉(潤製)も入つて居るので、日本齒磨工業協會ではその不合理を是正すべく、十一月末左の如き陳情書を滿洲國大使館、對滿事務局その他關係方面に提出して、粉齒磨と半煉(潤製)とはその性質形狀に於いて相等しく粉齒磨に一段と操作を加へてその缺點を除去したものが即ち半煉(潤製)であつて、日常使用に最も便利にして且つ經濟的なる理由を強調、半煉の稅率を粉齒磨に引下げられたしと要請した。

陳情書
貴國輸入關稅法中の、稅番一四七號商磨輸入稅率に關しては

- (甲) 粉齒磨 每百キロ(容器とも) 從量稅一五、四〇
 - (乙) 煉、半煉(潤製) 同型(同じ) 從量稅四一、八〇
- 以上の如く御規定相成居候處兩者の稅率には少からざる差異有之、殊に潤製(半煉)は是を粉齒磨との權衡上より

り申すも、實に著しき開きと申すの外無之、就いては(乙)の稅率中「潤製(半煉)」を(甲)と同一稅率に御改訂相成候様御高配相仰き度く左にその理由を述べて御清鑒に供し奉候。

理由

一、「潤製(半煉)」は粉齒磨を經濟的且つ衛生的に改善したるものにして、粉齒磨が使用の際、動もすれば粉末を飛散するの缺點ある爲是に適度の湿度と保健上の薬品的工作を加へたるものに外ならず候。
二、「半煉」と申す爲「煉製」と混同せらるゝ虞有之やも計られず候へども、全然その工作操作を異にし居り斷じて煉齒磨には無之候。
三、「潤製(半煉)」はその實質的價値より之を見るも、普通の齒磨に比して遙かに經濟的に有之、加ふるに現代に於ける最も進歩的の齒磨として潤製(半煉)齒磨の普及を圖るは口腔衛生上より申すも厚生國策とも申す可き儀と存候。
以上の如き次第に有之候へば我等日本齒磨工業業者の意のある處を御諒察の上是非とも潤製(半煉)齒磨を粉齒磨と同一の稅率に御改正相成、貴國に於ける民衆に對して之を經濟的に使用せしめらるゝとともに之を以て日滿貿易の調整とその健全なる進展に資するを得ば業者の欣幸はに不過右陳情書也
昭和十五年十一月
日本齒磨工業協會
理事長 小林 喜一

物資統制

經濟再編成下の統制

聖戰下第四年を迎へた昭和十五年は内外多事多端の秋に當面し、軍事、政治、外交、經濟、文化等々あらゆる部面が、一路廣義國防國家建設の軌道の上を進行してゐる。十五年七月、近衛内閣成立以來、外交に日獨伊三國同盟の成立、内政に新體制運動の具體化と、その軌道の上において一大轉換を齎したものであるが、殊に世界情勢の急變化は國防國家建設の必要を強化し、東亞共榮圈確立の段階にまで發展した。この軌道上にあつて經濟部面は最もその重壓を蒙ることとなり、自由主義經濟から統制經濟への再編成途上に各方面に矛盾を露はし、諸々の難關に當面しなければならなかつた。政府のその諸對策にもかゝらず、本年に入つてからの生産不足による恐慌状態は、中小商工業者の問題を中心として前面に少しづつ押出されて來た。

確立を目標とせねばならず、相當量の民需壓縮は免れない。
一、この轉失業問題については單純な社會政策的な考へ方からでなく、産業の再編成として考へてある。戰時資材の有効利用による生産効率の最高度化は是非行はねばならぬ。これがため重點主義に徹するといつて、中小商工業は弱から、全部整理するのだといふ考へ方は間違だと思ふ。各業態別に見て系統的に有機的にこれを整理合同するやうにし、再編成するやうにせねばならぬと考へる。
二、要は十五年改訂物動にしろ、十六年度本物動にしろ、民需の相當程度の削減は避け得ないのであるから、この點を明確に政府は勿論、民間もよく把握して明年は勿論、十七年度をもよく見透してその施策の樹立と實施に萬全を期せねばならぬと思ふ。
このやうな大浪のうねりの中にあつてわが業界もまたその一環としての統制の波動を受けなければならなかつた。否、平和産業として最も重壓をかうむらねばならぬ面であつた。殊に業界の主要構成要素をなす中小商工業に對する再編成の重壓は眞向から押しよせて來た。生産方面において業界品の原材料はますます強化される一方、販賣方面において價格統制の問題が、公定、協定價格の設定を

中心に現はれて來てゐる。その他十五年中總動員法の強化によつて労働、運輸、經理等に現はれた統制、次々に公布された統制法規は、目まぐるしく業界にも作用して來た。かゝる物資動員統制に加ふるに、精神的な統制として奢侈品禁令による生産部面のみならず販賣部面への抑制は、これによる打撃よりも、その將來への暗示が一時業界を不安に陥れた。しかしながら、かゝる受動的統制の消極的な統制への積極面をも視なければならぬ。かゝる積極面こそが、統制強化の必然性への唯一の對策なのであるから、この見透しに對して無關心ではあり得ない。經營の合理化、配給組織の整理、企業合同の諸問題、これらへの促進運動としての、また經濟倫理確立運動としての、産業報國會、商業報國會の結成等々は、かゝる積極性をもつて現はれて來たのである。支那事變の前途とともに、これらのものが僅かながら曙光として見え初めたところに本年の經濟界の特色があるといはねばならぬ。業界においてもまた同様である。以下これらの統制の諸要素について記してみよう。

原材料の統制

小間物化粧品原材料の入手難は、事變以來目を追ふてその範圍が擴大され、困難度も増加して來たが、本年に入るとそれは益々全面的に深刻化した。然しこゝには入手難に陥つてゐる原材料の一々については述べず、本年に入つて新たに

法的統制又は自治的統制を加へられるに至つたものに限ることとした。

① グリセリン

グリセリンは化粧品工業にとつて油脂酒精とともに最も重要な原料であり、殊に化粧品の王座を占めるクリームには缺くことの出来ない主原料であるだけに、グリセリンの動きは業界に深刻な影響を與へずには指かない。グリセリンは嘗ては相當の輸入があつたが、國內増産のため事變前に既に輸入皆無の状態となつてゐた。その當時の生産高約八千五百トンの内七割はダイナマイト等の火薬用であつて、僅かに三割が薬用、化粧用、工業用等に使用されてゐたものである。然るに事變の進展に伴ふ各種の統制の強化から、わが油脂工業の需要が旺盛なのに拘はらず、石炭や電力の不足、原料難、採算難のために伸び悩んで品不足を告げてゐる一方、グリセリンそのものに對する軍需方面の要求が頓に著しくなつて來た結果、十五年に入ると、キロ六・七圓といふ驚くべき價格で取引されるに至つた。これは五百キロのドラム罐が實に三千圓以上といふ法外の高値になる譯であつて、品不足に加ふるにこの高値では業界のグリセリン入手難はどうにも打開の途がない所まで押し詰められた感があつた。九月十一日商工省告示五二九號を以つて實施された公定價格は工業用グリセリン一號品キロ一圓八十八錢に引き下げられ、價格の方面では漸く秋眉を開くに至つたけれども、これによつて入手難は

決して緩和されず、十四年十月以來グリセリン共販會社に依つて統制されてゐる配給は、化粧品用に關する限り益々縮減されつつある現状なのである。従つてかかる情勢の急迫による代用グリセリンの研究も業界には早くから行はれて來てゐるものであるが、眞に代用品の名に値ひするものの出現は現在のところ前途未だ遠慮といはなければならぬ。

② アルコール

グリセリンとともに化粧品の主要な原料として重要視されてゐるアルコールも近時不急産業方面への配給は著しく選減されて來た。而してアルコールの公定價格は四月六日商工厚生省告示四號を以ていち早く決定され、その後大藏省專賣局ではアルコールの需給を調整し配給の公正を期するため、アルコールの配給統制を行ふことに決定し、普通アルコール及

び無水アルコールの兩元賣捌會社をして十月一日から配給割當を實施させることになつたのであるが、この割當は醫藥用火薬用、工業用、セルロイド用、樹脂製用品用、塗料用、その他の用途につき一年を四期に分けて需要者をして申告させ、それに基き專賣局に於いて割當を決定の上配給せしめるのであるが、數量は直接軍需向でないもので一ヶ月の所要量百八十リットル未満のものに限定され、百八十リットル未満の消費者は從來通り元賣捌人又は小賣人から買受ける譯である。然し軍需向のものにさへ拂底してゐる今日、何れの方面よりするもアルコールの入手難は、業界にとつてグリセリン同様深刻な問題となつてゐる。

③ 亞鉛華

亞鉛華は白粉原料の最も主要なものであるが、天瓜粉、汗しらす、打粉等にも三割五分乃至四割程度使用されてをり、而も乳幼児に使用される衛生品として品質も嚴重に吟味されてゐる。然るにこれが需要は事變以來非常に増え、軍需資材は優先的に確保されなければならず、國內の増産も到底豫定通り行はれないため、商工省は昨年八月、日本亞鉛アンチモン統制組合を設立させ、輸入を統制すると同時に、一般民需用に對しても割當配給を行ひ、公定價格も設定されたのであつた。而して化粧品用としての配給はかなり強度に統制されてゐたため、需要量に對して僅かに一割程度の配給があるに過ぎない状態であつた。そこで東京に

國家總動員法

〔昭和二年四月一日法律第五號〕

國家總動員法は軍需工業動員法は勿論のこと、支那事變關係の戰時立法を悉くその中にとり入れたもので、日本統制經濟の基本法ともいふべきものである。一朝有事の場合に斷行される物的な、また人的な、資源の總動員に關して、およそ必要な一切の權限を總括的に政府に付與するものである。全文五十條よりなりその構成は次の如くなつてゐる。

- I 總則—定義
1 目的・觀念
2 總動員物資
3 總動員業務
II 戰時規定
A 人の動員
1 臣民の徵用
2 總動員業務に關する協力
3 勞務の需給調整
イ 使用制限
ロ 雇入制限
ハ 賃金統制
ニ 就業時間制限
ホ 勞務争議の防止
B 物資動員
1 總動員物資の需給調整
2 輸出入の統制
3 總動員物資の使用、收用
C 資金動員
1 資金の調整
2 社債募集・資本増加に關する

於いても化粧品工業組合を結成し、東西呼應してその確保を期して努力し來つた結果、本年七月に至つて漸く組合として二月分からの配給割當を受けることになつたのであるが、從來化粧品業界に使用される亞鉛華の消費量は約四〇トンといはれてゐるのに對して、一月から四月までの配給量は月八・二トンであつて、所要量の五分の一に過ぎず、この配給の統制によつて化粧品の生産は非常な制限を受けなければならなくなつた。そこで東西の業界は亞鉛華の確保のために、しばしば協議會を開き對策を練り、商工省及び統制組合に對しても業界の情狀を訴へて善處方を懇請し續けて來たのであるが、その努力にも拘らず時局の急迫、國際情勢の變轉につれて、亞鉛華の配給量は愈々制限を加へらるるの已むなき状態に陥つて來たと見なければならず、現に、五月より八月に至る配給量は前月に比し約四〇パーセント減の四・九トン、九月十月分に至つては更に前回の約二七・七パーセント減の三・六トンとなり、結局初回の配給から見ると六三・三パーセントの激減といふ悲觀すべき數字を示してゐるのであつてこれが對策は業界にとつて一刻もゆるがせに出来ない緊急な問題となつてゐるのである。

④ 小麥粉、澱粉

戰時國民生活確保のための節米運動から代用食の問題が眞剣に取り上げられるに至つて、代用食の最も重要な原料である小麥粉等については、八月八日農林省

令第六十五號を以つて、これが配給統制規則を發令し、八月二十日から實施されることになつた。この規則によると日清製粉、日東製粉等農林大臣に指定された十五會社は、その製造する小麥粉を、中央小麥粉統制機關以外に賣渡すことを禁じられ、中央小麥粉統制機關は、農林大臣の認可を受けた配給計畫によつて配給しなければならぬことになつた、と同時に、注意すべきことは、農林大臣又は地方長官は小麥粉を原料とする製品の製造禁止を指定し得る規定が設けられたことである。かくして從來、化粧品中原料として特に小麥粉を必要とする洗粉、シヤンプー等に對する配給も當然この適用を受けるに至つた。化粧品工業組合に於いては、小麥粉使用の實績を取りまとも洗粉等に小麥粉を必要とする理由を具陳して東京府臨時生活必需品配給部に配給の申請をした結果、九月から割當を受け東京府小麥粉元賣商組合を経て配給されることになつたが、小麥粉の一ヶ月使用實數量が約三〇トンといはれてゐるのに對して、九月分はその二〇パーセントに當る三〇〇袋（一袋二キロ）の配給であり、十月十一月は更に選減して來てゐるので、生産も従つて加速度的に制限を余儀なくされてゐる。

化粧品中打粉、汗しらす、天瓜粉に使用される澱粉も、小麥粉に續いて、八月十四日農林省令第六十八號を以つてその配給を統制され、九月二十日から實施された。この規則で統制された澱粉は、さしあたり馬鈴薯澱粉と甘藷澱粉であつて、

今後は指定統制機關である日本澱粉株式會社の發行する割當票と引換でなければ購入することが出来ぬこととなつた。これが今後化粧品界に與へる影響も亦、かなり甚大なものと見なければならず、化粧品工業組合では組合員の過去三ヶ年間に於ける使用實績を調査し、慎重に對策の萬全を期しつゝある。

⑤ トラカント・ゴム及びアラビアゴム

トラカントゴム・アラビヤゴムの配給については商工省がパーター制によつて輸入し、これを鉛筆工聯、綿工聯始め各種の業種別に割當配給することになつてゐるのであるが、トラカントゴムの業種別配給比率について見るに昨年十二月一日配給比率更改委員會に於いて決定されたものは

Table with 2 columns: Item Name and Ratio. Items include 擦染工聯 (三五パーセント), 綿工聯 (三〇), 鉛筆工聯 (一一), 小間物化粧品工組 (七), 手捺染工組 (七), 日本輸出布帛 (二), 醫藥品配給統制會 (一), 雜計 (一〇〇).

であつた。而して化粧品界では東京齒磨化粧品原料ゴム統制會を結束して、トラカントゴムの配給を受けることになり十四年十一月初めて爪級のものを七二九二

Table with 2 columns: Item Name and Page Number. Items include 高位の制限緩和 (12), 工場事業場、土地・工作物の管理、使用、收用 (13), 2 鑛業權等の使用、收用 (14), 3 被收用者の優先買受權 (15), 4 事業設備の新設、改良等の統制 (16), E 事業統制 (17), 1 業主間の統制協定に關する下命 (18), 2 統制組合設立の強制 (19), 3 物價統制 (20), 4 記事掲載制限・禁止 (21), III 平時規定 (22), 1 國民職業能力調査 (23), 2 技能者養成 (24), 3 總動員物資の保有 (25), 4 總動員業務の計畫・演練 (26), 5 試験研究 (27), 6 事業の助成 (28), 7 損失補償 (29), 8 損失補償及び補助金交付 (30), 9 總動員補償委員會 (31), 10 事業の監督 (32), 11 報告徴取及び臨検、検査 (33), 罰則 (34), 總動員審議會 (35), 國家總動員法發動一覽 (36), 勅令及閣、省令 (37), 人の動員 (38), 三二 (39).

物價統制實施要綱によれば「戦時適正價格の決定」として價格公定の基礎となる中...

- 一、戦時適正價格を設定するに際しては迅速放活に處理することとし開取引の絶滅を期すること
一、通貨の流通については極力これが回収をはかること
一、一般的消費については極力節約をはかること

當時魚油からの硬化油は、第二次歐州戰爭以來英國の油脂類の價格引上げがひいて輸出が有利となり、反面電力と石炭の不足は各社の生産能力を極度に落し、爲に内地工業用にふりむける餘地はなく...

以上の如き戦時下物動計畫に基く價格統制に加ふるに、精動的意義を帯びた消費規正のための七・七禁令、即ち奢侈品等販賣制限規則が公布され、折りからこれに先立つて發令された暴利行為取締規則との混亂を伴つて、業界の不安は極度に達したのである...

組すること

一、國家管理、保險、年金制度、切符制度、強制貯蓄、物價調整資金制度並に物資配給機構等についても速かに考究すること
更に低物價政策については「九・一八價格停止令以後に適正價格による補整が遲延してゐる事實に鑑み、適正價格を全面的に急ぎ設定することになつた」云々と意見を發表したが、この適正價格について藤原商相は議會の答辯の中で次のやうな意見を述べてゐる...

適正價格を決定する際公定價格を引上げねばならないものもあるであらうしかし政府は上げることが目的として適正價格を決定するのではない。低物價政策はあらゆる方面から維持する方針をとつてゐる。けれども一面物資を増産して國民生活を確保することとはどうしてもやらねばならぬ。そのためには生産業者に損をさせないで増産を計るやうなところに、適正價格を置かねばならぬ。これによると、適正價格の意味は前記の要綱のものと大抵ちがつて、増産計畫を目的として、現實の情勢によつては流通面において物價の引上げも止むを得ずといふものであつた。一方において事變發生以來第四回目の増税、税制の根本的改革案が七十五議會に提出され、その一として物品税の改正が斷行されるに至つた。業界においても石鹼、齒磨は修正によつて削除されたが化粧品全體にわたつて二割の課税、五分...

品の配給統制として調期的なものであつたが、同時に多分の消費規正を兼ねたもので、物資不足による生活必需品の配給統制として、更に木炭に實施せられ、次第に範圍を擴大してゆくものと豫想されるに至つた。この消費者と配給業者との關係については項を改めて記述する。七月近衛内閣の成立以來、物價統制は次第に流通面から生産面へと方向をとり出した。即ち總動員法の擴大強化として、價格統制令の改正、會社經理統制令、地代家賃統制令、貸金統制令の改正、船員給與統制令、銀行等資金運用令等の勅令案の發動を見たことがそれである。この各の解説については、本欄の下端を参照されたい。全體的に云つて、これらの統制において各生産費の諸要素をなす利潤、資金等を一定限度に抑制して、生産コストの高騰を防ぐことに眼目が置かれることになつたことが注目されなければならぬ。例へば會社經理統制令においては企業經營への統制強化を目的とし、「會社は國家目的達成上、國民經濟における責任を分擔すること」をもつて方針とするもので、利益配當及び積立金、役員及び社員給與等の七項目に互つて制限監督をしようとする。また貸金統制令の改正の主眼點は、資金そのもの、適正價格を定めることを眼目とするのみでなく同時に物價政策の見地から一工場なり一鑛山なりの資金の總額を制限することに主眼點を置いたもので、一工場の一ヶ月に支拂ふ全資金の總額が、人數や時間數がふえた爲に増大することは認められ、

の増徴となり、これが價格形成の上の問題となり、結局消費者に轉化さるべきものと定まつた。折から決定した化粧品品の協定價格に如何にしてこれを附加するかの問題となつたが、商工當局の見解として、これは公定價格を設定する以外に路がないこととなり、こゝに公定價格の申請が行はれるに至つたのである。政府の物價政策の方針は前述のとほりであるから、化粧品の第一次公定價格は全面的に五分の値上りを認めたらうとナムバー制を以つて銘柄毎に指定されることになつた。公定價格の設定としてはかなり特異なものではあつたが、生活必需品としての化粧品の重要さを考へるとき、これは宛に當を得たものといはなければならぬ。化粧品業界は販賣に關する限り明朗に懸念をひらくことが出来ることになつたのである。同様の情勢の下にありながら、石鹼の公定問題には最もこの物價政策の矛盾が暴露された。殊に洗濯石鹼は一月第一次公定價格制定を境目として一層貧困時代に入り、一號生地十三廻しの公定價格では到底販賣にならず、製造會社は各社とも契約見送り、生産手控への有様で、あまつさへ電力制限、石炭飢饉などが加はり荷物拂底の聲のみ徒に高い石鹼飢饉時代となつた。これは公定價そのものが原料相場を無視した出發點に立つて決められたからで、公定設定前後からこの公定價格を是正するが、原料價格を抑へるかなければ業者の營業がなり立たぬことを商工省に陳情すること屢々であつた。

ある。貸金臨時措置令は貸金昂騰抑制の應急措置で、十五年十月十九日で滿期となる機會に兩令を一本に統合して、資金の昂騰の抑制と同時に、時局下の勞務者の生活の安定、勞務需給の圓滑を圖らうとするものである。舊令では工場鑛山に限られてゐたが、廣く商品の生産配給に關係する各種産業に適用することに範圍が擴張された。雇傭者は貸金規則を作つて地方長官に報告し、この規則に基いて資金を支拂はねばならぬので、資金の計算方法と支拂方法を明確にして紛争を豫防すると同時に、行政的の監督を容易ならしめやうといふのである。今回特に注目すべき點は、物價政策の見地から一工場一鑛山の資金の總額を制限して、生産費の昂騰を防がうとすることである。雇傭主がその工場、全勞務者に支拂ふ資金の總額が、厚生大臣又は地方長官の公定した「平均時間割賃金」に、その就業時間の總數を乗じて得た額の合計を超える場合には認可を受けなければならぬといふ方法である。法務令編に法令の全文あり。

- 6 船員給與統制令(昭和十五年十月十六日)
同 施行規則(昭和十五年十月十九日)
船員の給與も九・一八の賃金停止令と會社職員給與臨時措置令によつて停止されてゐたものが、十五年十月十九日で失効となるので、その後の船員給與を統制した。
物資の動員

一齊増給をしたり、請負單價を一齊に引上げたりして、平均時間割賃金が上昇することは、生産コストの引上げとなるので、許可をうけなければならぬといふものである。このやうな物價政策の轉換につれ、七月以降の公定價格決定の上にはあらはれた特色は次のやうな傾向を示した。

- 一、從來制定された公定價格の再檢討をし、公定價格の告示方法、規格の限定方針、價格そのもの、合理化、利潤の再吟味などの傾向
一、規格の多少の差に拘はらず、包括的に公定價格を設定する
一、生鮮食料等の如く價格、規格の不統一のため、公定價格設定困難のものへの進出
などの諸點をかぞへることが出来る。かくて適正價格が嚴密な意味において採用され始め、生産者に對して甚だ深刻な容貌を帯びて來た。石鹼第二次公定はかかる情勢の中に設定され、化粧品第二次公定もまたこの零團氣の中に不安なる停滯保留を續けることになつたのである。十月二十二日開催された中央物價統制協同會議の官民懇談會において取扱はれた公定價格制度についての内容は次のやうなものであつた。

一、價格決定の段階の問題について。現在公定價格が從來の商習慣に基いて設けられてゐる結果、生産者販賣價格庭先並價格、貨車並價格、最寄卸並價格等類の複雜であり、このため公定價格違反が行はれてゐる状態な

8 米穀換等制限令(昭和十五年一月二十五日)
同 規則(昭和十五年一月二十五日)
總動員物資の非常管理命令を規定する第八條により發動されたもので、戦時食糧問題に對する非常措置として、七分揚の常用を強制した。尙、本令第四條に基き小麦及び小麦粉の輸出に許可制が實施された。

8 陸運統制令(昭和十五年二月一日)
同 施行規則(昭和十五年二月四日)
總動員法第八條の規定に基き、車輛その他の陸上における輸送用物資の使用に關し、又第十七條の規定に基き陸上運送事業者間における統制協定に關し必要な命令を定めたもので、總動員物資の需給調整を計るため、輸送を確保するものである。

8 海運統制令(昭和十五年二月一日)
同 施行規則(昭和十五年二月四日)
總動員法第八條に基き、船舶の製造、修繕及び使用に關する命令、並びに同法第十九條の規定に基き船舶の價格、水上の運賃及び船舶の貨貨料に關する命令の中、價格等統制令に依らぬものを規定した。

8 製鐵用輸入原料配給等統制令(昭和十五年七月三日)
輸入された鐵屑、銑鐵(滿洲において生産せられたるものを除く)及鐵錐等の製鐵原料の配給等の統制を規定した。商工大臣は配給統制機關に對し

ので、これの簡易化を要望することに意見が一致した。規格に關する公定検査制度の問題について。公定価格が定つても規格が嚴重に守られなければならないため、粗悪品量目不足等が行はれ、このため生産能率の低下、特殊技術を發揮する機會の喪失、海外における信用の失墜等、甚大な影響があるので、規格検査の制度設立を要請することに方針を決定した。

一、製品と生産資材との価格決定は相關的たるべし。原料、製品並に關係品の価格をなるべく同時に決定する必要ありといふに意見一致した。

しかしながら前述のやうな公定価格の設定に多分の不滿を感ずる業界自身においても、内外情勢の緊迫した經濟部面の一環として多くの自肅すべき要素を多分に持つてゐることが省られねばならないと云へる。十一月十日附をもつて東京組合から提出された自肅要項において、「公定價格協定價格等總てこれを嚴守勵行すること」及び「公定價格品と雖も同一品種中整理減少可能なものは、これが整理を斷行し」云々と掲げられたことはこの價格政策の段階において、眞に當を得たものといはねばならぬであらう。

運輸の統制

物資輸送力の確保を期し、陸運海運の統制を全面的に強化するため、遂に十五年二月國家總動員法の發動を見るに至り

陸運統制令、海運統制令の二勅令が公布された。この中陸運統制令は次のやうなものである。

- 1、車輛その他の陸上に於ける輸送に用ひる物資の使用と、陸上運送事業者間の統制協定とを規定する
- 2、地方鐵道、軌道、自動車交通事業小運送業者等に對して、貨物の種類や運送の區間などによつて、運送の引受又は順序について制限をすることが出来る
- 3、省線各驛へ貨物が到着して引取期間を過ぎてても荷受人の引取らぬ場合引取りを強制し得ることとした
- 4、相當の期間繼續して運送の必要がある國家的重要物資(例へば鑽石、石炭、木材等)に對しては豫め申告させ、計画的な輸送を命ずることが出来るやうにした
- 5、各種運輸業者間の設備の共同使用相互協定について必要な命令をなし得る
- 6、前條のために臨檢検査が出来る
- 7、本令の定めたる職權の一部を鐵道局長又は地方長官に委任出来る

以上のような事項が總動員物資の輸送を確保する必要に應じて爲されることになつたのであるが、十月鐵道省は貨物の受託制限を告示して、業界にもその波紋が及んで來た。

鐵道省告示(一五・一〇・三三、二九號)

荷物輸送のため運輸上支障を生ずる虞ありと認むるときは左の各號に依りこれが受託を停止することあるべし

廣告の統制

廣告の部面においてもまた統制の浪はげしく打寄せたのである。殊に廣告を重大な要素とする化粧品業界にはげしく統制は精動的な面からと物動的な面からと加へられた。精動的には消費現正として、化粧品營業取締規則の警視廳令の適用を見ることとなつた。物動的には用紙の不足、言論機關の統一などを原因とする新聞雜誌の整理統合、又は紙面の縮小による廣告欄減少が擧げられるのであるが、こゝに注目すべきことは、價格政策の生産部面に於ける統制の見地から、會社經理統制令によつて、廣告費の制限を見るに至つたことである。同令の第二十九條によれば、會社は機密費、交際費など、共に廣告宣傳費の毎事業年度に於ける支出の豫定額を商工省に報告しなければならぬ。そして必要ありと認めるときは支出の金額又は經理の方法に關して商工大臣は必要な命令を爲すといふことになつた。支出豫定理由又は算出の基礎及び前事業年度に比し増加する場合はその理由を記して報告するのであるが、この場合資本金、拂込資金、及びそれ以前三ヶ年度の支出など、ならみ合せた上許可することとなるもの、やうである。

勞務の統制

事變發生以來、勞務の不足は軍需の充足、生産力擴充計畫の遂行等國策上の重大問題であり、十四年三月從業者雇入制限令によつて、勞務の需給を調整して來たのであつたが、十五年に入つて國家總動員法に基いて左の發動がなされた。

- 青少年雇入制限令 二月
- 國民徵用令の改正 十月
- 賃金統制令の改正 十月
- 從業者移動防止令 十一月

それらの個々の法令の解説については下段において解説を加へたから省略するが、先づ青少年雇入制限令は十四年末日を以つて雇入れをストップして、軍需産業方面へ動員するもので、平和産業、商業方面への影響は甚大であつた。國民徵用令の改正、從業者移動防止令のいづれも軍需方面への動員を強化したものであるが、たゞ賃金統制令は物價政策とならみ合せた生産コスト低減の方向へ向つたものである。

これら勞務者の量の問題のみならず、質的向上を計ることが、生産低下の叫ばれてゐる折から更に急務であり、産業報國會、商業報國會の組織は、新體制の叫びと呼應して益々活潑な動きを見せるやうになつた。こゝでは主として産業報國會について記して見よう。昭和十三年七月勞務諸團體の再編成を目指して内務省の指導の下に結成に着手されてから足掛三年、勞資對立の觀念を放棄して事業主從業員が一體となつて産業のために貢獻

價格、數量、賣渡先その他必要な事項を指示し、その賣渡を命ずることを得、又賣渡にかゝる製鐵原料につき必要な制限をなすことが出来る。

- 8 農業水利臨時調整令
- 10 總動員物資使用收用令

〔昭和十五年八月五日〕
〔勅令第一五九六號〕

同 施行規則 〔農林省令第六六九號〕

同 施行規則 〔昭和十五年八月九日〕

〔昭和十五年八月九日〕
〔勅令第一五九七號〕

同 施行規則 〔昭和十五年八月九日〕

〔昭和十五年八月九日〕
〔勅令第一五九八號〕

同 施行規則 〔昭和十五年八月九日〕

〔昭和十五年八月九日〕
〔勅令第一五九九號〕

同 施行規則 〔昭和十五年八月九日〕

〔昭和十五年八月九日〕
〔勅令第一六〇〇號〕

同 施行規則 〔昭和十五年八月九日〕

〔昭和十五年八月九日〕
〔勅令第一六〇一號〕

同 施行規則 〔昭和十五年八月九日〕

〔昭和十五年八月九日〕
〔勅令第一六〇二號〕

同 施行規則 〔昭和十五年八月九日〕

〔昭和十五年八月九日〕
〔勅令第一六〇三號〕

同 施行規則 〔昭和十五年八月九日〕

〔昭和十五年八月九日〕
〔勅令第一六〇四號〕

同 施行規則 〔昭和十五年八月九日〕

〔昭和十五年八月九日〕
〔勅令第一六〇五號〕

同 施行規則 〔昭和十五年八月九日〕

〔昭和十五年八月九日〕
〔勅令第一六〇六號〕

同 施行規則 〔昭和十五年八月九日〕

〔昭和十五年八月九日〕
〔勅令第一六〇七號〕

同 施行規則 〔昭和十五年八月九日〕

〔昭和十五年八月九日〕
〔勅令第一六〇八號〕

同 施行規則 〔昭和十五年八月九日〕

〔昭和十五年八月九日〕
〔勅令第一六〇九號〕

同 施行規則 〔昭和十五年八月九日〕

〔昭和十五年八月九日〕
〔勅令第一六一〇號〕

同 施行規則 〔昭和十五年八月九日〕

〔昭和十五年八月九日〕
〔勅令第一六一一號〕

同 施行規則 〔昭和十五年八月九日〕

〔昭和十五年八月九日〕
〔勅令第一六一二號〕

同 施行規則 〔昭和十五年八月九日〕

〔昭和十五年八月九日〕
〔勅令第一六一三號〕

同 施行規則 〔昭和十五年八月九日〕

〔昭和十五年八月九日〕
〔勅令第一六一四號〕

同 施行規則 〔昭和十五年八月九日〕

〔昭和十五年八月九日〕
〔勅令第一六一五號〕

同 施行規則 〔昭和十五年八月九日〕

〔昭和十五年八月九日〕
〔勅令第一六一六號〕

同 施行規則 〔昭和十五年八月九日〕

〔昭和十五年八月九日〕
〔勅令第一六一七號〕

同 施行規則 〔昭和十五年八月九日〕

〔昭和十五年八月九日〕
〔勅令第一六一八號〕

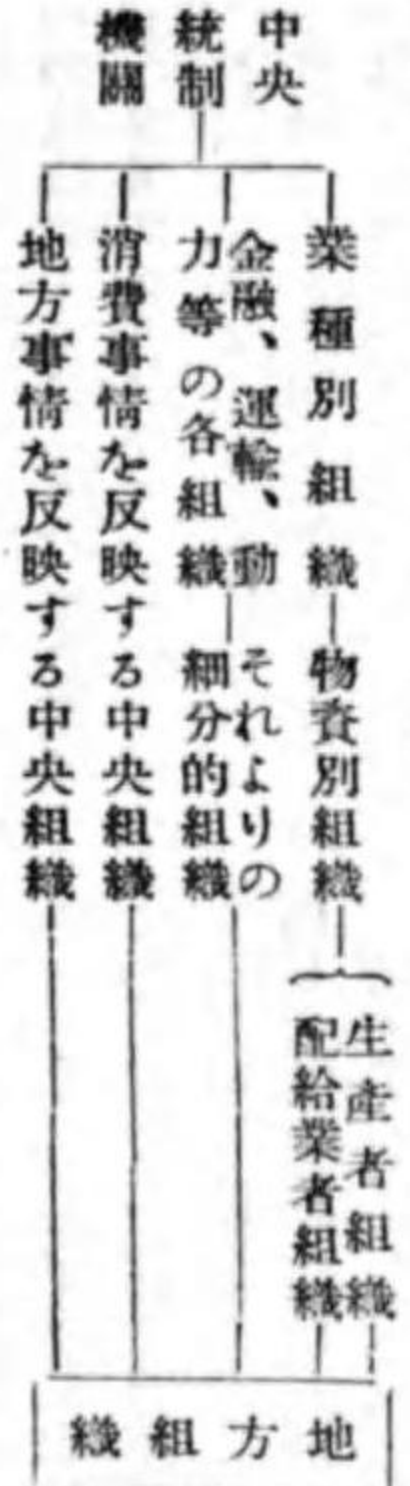
中には業界関係品も含まれてゐるの
で、左に掲げて見よう。

經濟團體整備案

綱要案(抄)

基本方向

- (一) 經濟團體の機能 經濟團體は以上の目的を實現せんがため次の如き機能をもつことを要す
- (イ) 國民經濟的生產(生産資材、勞働力等) 流通、消費計畫の樹立に際しては、關係官廳、上級の經濟團體の諮問に答へ、關係産業の生産能力、需給等を調査し、その意向の上達を圖る
- (ロ) 右計畫の實現に際しては、官廳上級經濟團體の意向を下達し、基本的



化學工業團體整備案(抄)

- (一) 化學工業生産力の計画的擴充を圖るためその技術的關聯を極力重視すると共に製品の用途をも考慮に入れ別表の如く廿二部門に分類し、その各部門の生産者を中心として全國的業種別團體を組織す
- (二) 右廿二業種別團體を統合して更に一の或は數個の最高團體を組織す、最高團體の数は他産業における同種團體との均衡を考慮してこれを定む、右最高團體は他の産業における同種團體

- とともに「中央統制機關」を構成す最高團體は最高經濟政策の樹立並に實施の指導監督につき當該産業部門を代表す
- (三) 業種別團體は左の成員をもつて組織す
- (一) 指導的生産者
- (二) 中小企業の地區別團體(地區は道府縣または府縣アロツクを指す、以下同じ) 地區別團體組織に當つては左の諸點に留意すべし
- (イ) 地區別團體は中企業並に作業別小企業團體を以て之を組織す、蓋し小企業の生産性高度化の目的達成には作業協同體の形成若くは優位企業への吸收合併が企圖さるべく、これが促進上作業別組織最も便なるを以てなり(ロ) 下請工場は親工場の延長と看做す
- (四) 業種別團體は地區別にその支部を置く地區別支部は最高團體地區支部を構成し最高團體地區支部は「中央統制機關地區支部」を構成す、構成員は當該地區における(三)の成員とす、但し大企業は地區所在の工場をもつてその成員とす
- (五) 組織に關しては左の諸點に留意すべし
- (一) 統制團の問題
- (イ) 朝鮮、臺灣、南洋群島は内地と一律の統制團とす(ロ) 滿洲國における諸産業の統制もその控を一ならしめ有機的に聯絡せしむ(ハ) 支那並に南洋に對しては諸國策的開發機關並に個人企業等に嚴密なる統制を加へ、その健全なる哺育を圖る
- (二) 産業機構整備の目的達成のためには現行の關係經濟法規を改廢し、關係官廳の監督系統を一元化し、新に經濟組織法等を制定すべきことが前提となる
- (三) 統制團體の組織に際しては關係官廳、現存諸統制團體及指導的生産者の緊密なる協力により、生産、配給上に停滯、齟齬を來さざる如く配慮すべし
- 本項の諸點は配給團體整備につきても同様留意すべし
- (B) 配給者組織

十四年十月廿日國家總動員法第十九條に基いて制定施行されたが、この中にはいへば九・一八價格停止の規定があり、十五年の十月十九日を以つてその有効期間が切れることになつたのでこの法令によつて一應の安定を見た價格體系を保持すると共に、過去一年の実績に照らして一層公定價格を整備擴充し、戦時下物價對策の萬全を期すべく、更に向ふ一ヶ年間價格停止期間を延長することとなつた。この間に未公定價格品に對して速かに公定價格を設定し、九・一八價格の不揃ひを整へようといふのであつて、これが今回の改正の最大眼目となつてゐる。その他改正された要點は次の通りである。

一、第二條第三項に次の但書を加へた「但し閣令の定むるものが判定困難なる場合においては價格等の受領者の申請あるときは行政官廳においてその額を指示し、その指示額を以て指定期日における額とす」とつりこれまでは新製品その他について九・一八價格を判定することが困難な場合は、地方長官又は主務大臣の指定した法人或は團體がその額を指定したのであるが、種々の疑問を生じやすいため、今回これを行政官廳がその額を指示することに改正された。

一、普通の商品については公定價格が設けられるのであるが、一品一品が強い個性をもつ特殊の商品、例へば特殊の構造機能をもつ機械類、人造石油用機械とか、化學工業用機械

などについては普通の公定價格の設定がむづかしいので一品一品の取引毎に販賣價格の認可を受ける制度とした。

一、改正前は如何なる物品でも取引所内においての取引價格は全然自由で本令の適用を除外されてゐたが、これを藪、生絲、棉花、綿布以外の穀物や肥料、砂糖等については取引所内の賣買取つても本令の適用を受けることになつた。

一、いへば例外許可を受けて九・一八停止價格を超えて販賣取引をなし得ることになつてゐたものの有効期間半ヶ年延長。

一、従來は支那向の輸出價格にも本令が適用されたが、今度東亞輸出組合聯合會が出来て、一元的の輸出入の統制を行ふことになつたので、支那向輸出入價格には九・一八價格を適用しないことになつた。(二五・一〇、一六閣令第十一號)

法令の全文は法規法令の欄を参照のこと

19 地代家賃統制令(昭和十五年十月十六日) 同 施行規則(昭和十五年十月十九日)

十四年十月二十日の地代家賃統制令は十五年十月十九日で效力を失ふので、これを引續いて行ふ必要があり、これを全面的に改正して統制の方式を定めたいもの。改正の要點は、

一、現在の地代家賃は原則として据置き、増築、改築など、一定の事由がある場合には地方長官の許可を受ければ値上げ出来る。

- (一) 地區卸商及び大口需要家に物資を配給するものをもつて第一次配給者全國團體を構成す、但し化學工業に在りては數個の業種別團體に對し一配給團體を置けば足るもの有るをもつて必ずしも各業種別團體に配給團體を照應せしむる要なし(その分類については別に定む)
- (二) 移出入をなすものは國內配給者と看做す
- (三) 貿易業者にして國內配給を兼業するものはその機能を貿易部、國內配給部に分離したる上、後者を(一)の構成員たらしむ
- (四) 第一次配給者團體は當該業種別團體の配給部の計畫に従つて配給を行ふ
- (五) 各府縣に府縣卸商團體を組織せしむ、卸商團體は業種別または物資別に細分したる組織とすることなく、消費材卸商(衣、食、住の三範疇に分割すること)を便とす)生産材卸商(原料、機械器具、藥品等)その他衛生材料卸商等の分類の下に業者を統合して組織し、配給の生産、消費に緊密に結合せしむると共に經營の合理化乃至共同化に便ならしむ、従つて卸賣段階以下では配給團體は多種業種に亘る製品の配給下部組織となる
- (六) 必要に應じ府縣卸商團體を以て地區別協議會を組織し「中央統制機關地區支部」との聯絡を緊密ならしむ
- (七) 府縣卸商團體は第一次配給者の指令に基き配給をなす

- (八) 市町村を單位として市町村小賣團體を置く小賣團體の構成、その任務は(六)(七)に準ず
 - (九) 配給者は前項の外需給事情その他配給上の諸問題につき、上部組織に對し常に具申すべき任務をもつ
 - (別表) 業種別團體及び被包括物資
- (括弧内は管理團體の母胎となり又はこれに包括すべき存在團體)
- 1、工鹽工業(ソーダ灰、苛性ソーダ、鹽素、鹽酸、硝酸、重炭酸ソーダ)(ア) 法曹連工業組合、同共販、電解曹連工業組合、晒粉販賣會社)
 - 2、有機工業工業
 - 3、無機工業工業
 - 4、アセチレン工業
 - 5、タール分留工業
 - 6、染料工業
 - 7、塗料、顔料工業(塗料、漆、顔料、印刷インキ、墨汁、人造皮革(塗料聯合會、日本航空機塗料工組、航空機電機塗料工業組合、日本顔料工業組合聯合會、東京輸出印刷インキ工業組合、大阪印刷インキ工業組合、日本レザー工業組合)
 - 8、醫藥品工業(局方藥、新藥、賣藥)
 - 9、肥料工業
 - 10、壓縮ガス工業
 - 11、油脂工業(硬化油、グリセリン、石鹼、ステアリン酸、オレイン酸、脂肪酸、高級アルコール製品、臘燭(日本硬化油同業會、硬化油販賣會社、日本グリセリン同業會、グリセリン販賣會社、石鹼工組、パラステチ聯合會、日本特許洗

- 12、火藥工業
 - 13、セメント工業
 - 14、硝子工業(硝子、硝子製品、人造石綿(板硝子協議會、日本硝子工組聯合會)
 - 15、窯業工業
 - 16、製紙
 - 17、可塑物工業(セルロイド、セロファン、合成樹脂、チオコールゴム、合成纖維(日本セロファン工業組合、日本合成樹脂工業組合)
 - 18、ゴム工業(屑ゴム、再生ゴム、ゴム製品エゴナイト(日本ゴム工業組合聯合會、日本ゴム利用工業會、大日本再生ゴム工業組合、日本自動車タイヤ工業組合)
 - 19、皮革工業(皮革、皮革製品、膠、セラチン(日本ヒツカー工業組合、日本革加工工組聯合會)
 - 20、寫眞工業
 - 21、電爐化學工業
 - 22、雜化學工業(香料、化粧品、樟腦)
- 政府の經濟新體制は十一月十三日企劃院において原案が作製されるや、これに對し、民間側から種々の意見が行はれ、これを反映した經濟關係懇談會において審議の末これを訂正した。更に全閣議においては、この懇談會案が抽象的の微温的であるとの否難があり、懇談會また國防國家體制確立の目的にそはざる點ありとし、綜合計畫經濟の確固たる方向を示すべきであるとした。今回決定した要

綱には双方の要求が容れられ、甚だ弾力性に富んだものとなつた。その全文は左の通りである。

經濟新體制要綱

第一 基本方針

日滿支を一環として大東亞を包含して自給自足の共榮圏を確立し其の圏内に於ける資源に基きて國防經濟の自主性を確保し官民協力の下に重要産業を中心として綜合的計畫經濟を遂行し以て時局の緊急に對處し國防國家體制的完成に資し依つて軍備の充實、國民生活の安定、國民經濟の恒久的繁榮を圖らんとす而して之が爲には

- (一) 企業體制を確立し資本、經營、勞務の有機的一體たる企業をして國家綜合計畫の下に國民經濟の構成部分として企業擔當者の創意と責任とに於て自主的經營に任せしめ其の最高能率の發揮に依つて生産力を増強せしめ
(二) 公益優先、職分奉公の趣旨に従つて國民經濟を指導すると共に經濟團體の編成に依り國民經濟をして有機的一體として國家總力を發揮し高度國防の國家目的を達成せしむるを要す
本要綱の實施に當りては現下の時局に鑑みその緊急なるものに重點を置き必要に應じ逐次之を實施するものとし生産力の低下配給の不調を生ずることなく民心の不安を來すことなきを期す
なほ本體制の整備に即應して關係行政機構及びその事務の再編成を行ふ

第二 企業體制

企業體制を確立し各個の企業をして

國家目的に従ひ其の創意と責任とに於て之を經營せしめ生産の確保増強を期す

- 一、企業は民營を本位とし國營及び國策會社に依る經營は特別の必要ある場合に限り
二、企業は其の性質に依り一定の基準に従ひ生産計畫並に技術的見地より見て之を分離結合せしむることを得
四、中小企業は之を維持育成す但し其の維持困難なる場合に於ては自主的に整理統合せしめ且其の圓滑なる轉移を助成す
五、企業は國家的生産増強に寄與せしめ又其の恒久的發展を遂げしむる爲適當なる指導統制を加ふ
(イ) 主要物資の價格を公定するに當りては中庸生産費を基礎とし適正利潤を計上す
(ロ) 國民經濟の秩序保持に障害ある投機的利潤及び獨占的利潤の發生を防止すると共に適正なる企業利潤を認め特に國家生産の増強に寄與したる者に對しては其の利潤の増加を認む
(ハ) 企業利益の分配に當りては適當なる制限を加ふるも其の超過部分は公債其の他を以て留保し一定條件に従ひ一定期間後に於て處分するの途を拓く
(ニ) 發明發見に依り國家生産の増強

一、今後新たに生ずる地代家賃は、厚生大臣が適正標準を定め、これを標準にして不當に高いものは地方長官が値下げを命ずる。この適正標準は全國一本に定めず、厚生大臣の定める範圍内で、地方長官が地方の實情に應じて適當に定めることが出来る。その標準は、おほむね地代は土地資本の四分二厘に相當する額、地方の實狀によつて三分乃至六分まで増減し得る。家賃は建築費に造作費、水道、ガス、電燈等の敷設費を含めたものに、標準乗率一分二厘を乗じたものを基準とし、これに地代、火災保険料等を加へて適正家賃とする。但しアパート、下宿屋、共同住宅等は標準乗率一分五厘とし、これに電燈料、水道費等を加へて決定する。

國民職業能力調査

21國民職業能力申告令改正

〔昭和十五年十月十六日 勅令第六七三號〕

同 施行規則〔昭和十五年十月十九日 勅令第六七四號〕

同 令第二條第六號の要申告者に関する申告の特例に関する件

〔昭和十五年十月十九日 勅令第六七五號〕

國民職業能力検査規則

〔昭和十五年六月十八日 勅令第六七六號〕

昭和十四年一月七日勅令第五號によるもの、登録の範圍を擴張し、これに伴ふ登録手續を簡易化したものである

物資統制關係法令

〔昭和十四年十一月〕

一 暴利行爲等取締規則〔昭和十二年商工省令第十號暴利を目的とする物品の賣買取給に関する件改正〕〔二二・二二六商工農林省令〕

同 改正二五・六二四農林省令

同 電力調整令第三條第一項の規定に依る電力の消費制限に関する件〔二五・二三三商工農林省令〕

同 電燈用電力〔二五・二三三商工農林省令〕

電力については昭和十四年十二月通信省省令三八一〇號により定められた用途によつて甲乙に別け甲種のものには關東地方にあつては前年同月の百分の六十、近畿地方にあつては百分の五十五の使用量を指定。

物價對策審議會官制〔二五・一〇一勅令二〇〇〕

價格形成委員會官制〔二五・一〇二勅令二〇一〕

前者は總理大臣の監督に屬しその諮問に應じて物價に関する重要對策に付審議し、又總理大臣に建議することが出来る。會長は總理大臣。委員は國務大臣その他及び學識經驗ある者の中から勅命する。

後者は中央委員會は總理大臣、地方委員會は地方長官が夫々會長となり、その監督に屬し、その諮問に應じて價格形成に関する事項を調査審議する。

奢侈品等製造販賣制限規則〔二五・七六商工農林省令〕

關東州滿洲及支那に對する貿易の調整に

- る爲大政翼賛會と協力す
四、農林水産業に關する經濟團體組織に付ては別途之を考慮す
右の中經濟團體の組織は重要産業については、業種別又は物資別の經濟團體を組織することとし、これがカルテル、コンツエルン等の經濟團體と異り、公益優先の立場をもつものとする必要から「特種法人」とする旨がある。これは現行の工業組合法、商業組合法、商工會議所法等と並んで「産業團體法」と假稱する新法律によつて規定することになるやうである。
利潤統制は戰時經濟に編成されてより以來つととなへられてきたが、十四年物價統制實施要綱において初めて物價政策として取り上げられた。更に十五年四月廿二日陸軍省は軍需工場指導の具體方針と共に「適正利潤率算定要領」を發表新に軍需品に關する適正利潤算定方法を具體的に規定し、利潤發生の源泉に對つてこれが適正を圍り、以つて適當利潤の抑制に努めることとなつた。この調期的な利潤統制は軍需工場について七月一日から實施されたのであるが、一般産業の利潤抑制に關してもこの陸軍方式を採用するやうな参考案として關係各省に配布されたのである。
次いで十月十九日國家總動員法に基いて「會社經理統制令」が發動され、全企業に亘つての會社の經理を統制することとなつた。これは先に發動された「會社利益配當及び資金融通令」と「會社職員給與臨時措置令」とを改廢統合したもの

に寄與したる者に對しては特別なる報奨の途を講ず
(ホ) 技術は之を公開するの途を拓き其の優秀なるものに對しては適當の報奨を與へ以て其の進歩を促進す
(ヘ) 企業設備更新を容易ならしめ其の他企業の基礎を強固ならしむる爲價却を強化す
(ト) 企業の國家的生産増強に對する寄與に應じ重點的に其の擴充發展を助成す
六、農林水産業經營の企業體制に付ては別途之を考慮す
第三 經濟團體
一、經濟團體組織
(イ) 重要産業部門に付ては企業及組合を單位とし同一業種に屬する業者又は同一物資に關する業者を組織する業種別又は物資別經濟團體を組織す其の基本條件左の如し
(一) 經濟團體は之を特殊法人とす
(二) 經濟團體は業者の推薦に基き政府の認可する理事者指導の下に之を經營す
(ロ) 其の他の産業は前項に準じ必要に應じ業種別又は地域別系統團體に組織す
(ハ) 外地の企業は外地各地域に於て前各項に準じ夫々經濟團體を組織す但し内地との一元的統制を特に必要とするものに付ては全國的統制に付適當なる措置を講ず
(ニ) 經濟團體を組織するに付特に留意すべき事項左の如し

配給組織の統制

以上で紹介したところは生産者を主として記して來たので、こゝには配給業者の統制をとり出してみよう。
商業組合中央會の案になる「商業再編成の基本的目標」によると
一、業種別に生産、配給を一貫せる從斷的統制組織を確立すること(業種別に配給業の全國的統制組合を組織して、この下に府縣單位の卸賣業者の統制組合をつくる。同様にして出來た生産者團體と共に所轄官廳の下に協議會を組織して、生産配給並に移出入の圓滑を期す)
二、物資の種類による生産配給組合様式の大別
(一) 現在の統制商品その他の重要物資にして全國的流通力を持つものに就いては配給業者全國統制組合は統制會社を組織し、必要ある場合は生産者團體をも加入せしめ配給を一手に統合し之を所定の徑路を経て各地の消費者に配給すること
(二) 地方的分散的に流通力を持つ必

需物資に就ては當該地方の配給統制組
合は所定の地方生産者團體より當該地
方配給物資の一括供給を受けること、
この場合は生産者團體は配給組合以外
に物資を給せざることを

(3) 以上重要必需物資に就ては所定
の配給階層を先づ整備し生産者は生産
物を配給階層に提供すれば生産物は全
てこの階層を経て消費者に確實に供給
されること、なるものであるが、その
他の物資に就ても先づ配給系統を整備
し然る後生産者との結合を圖ること

(4) 生産と消費との距離大にして而
も消費が廣地域に互り且つ分散的なる
場合、卸業者の存在は不可欠なるが故
に配給統制機關としての卸業者組合を
備え、卸業者の種別を整理して
配給階層を縮少し配給系統を確定する
こと

三、消費者組織と配給との關係
(1) 消費者は原則として産業別、職
場別形態でなく地域別、居住地別形態
に組織されること

(2) 隣組、町會、部落等の國民再組
織の地域的・下部組織が消費者組織の母
體なるが故に之が根本的改善を圖るこ
と

(3) 單位配給組合と消費者組織との
結合を緊密ならしむると共に日常必
需物資に付ては單位組合下の店舗と消
費者組織との結合關係を確定するこ
と
(4) 消費者組織としての町會、隣
組、部落は現物配給に關する經濟行爲

を行はず、配給統制の協力機關たるこ
と
次に昭和研究会が發表した「我國配給
機構改革試案」において卸商の整理改革
の主要方向について述べてある中から抜
いて見ると

「法規による強度の統制は必要とせず
た、國民經濟上相當の重要品にして、
配給の圓滑化、公定價格の維持等を圖
れば足る場合においては、配給過程は
格別系統化せられず、従つて卸商の機
能並に組織は、殆んど變化しない」
「小規模多數の生産者と少數多數の需
要者とが存在する場合(例へば、米、
雜穀、手工業の商品等)におけるが如き
配給過程」には、その配給過程の現狀
が最も複雑にして段階多く、自然、配
給の系統化乃至配給段階の整理等が最
も困難であり、強度の統制に應じて配
給機構を整理改革せし後においても、
配給組織は最も複雑なる型を示す。而
して、この場合における卸商機構の整
理改革は、大體、次の如き程度におい
て行はるべきである。

イ、蒐集段階においては、生産者の
組織化により、買集め商人、移出
地卸等の中間商が排除され、生産
者組合、並に道府縣聯合會によつ
て代位される
ロ、分散過程においては、小賣商の
組織化により、消費地の中間卸が
排除され、小賣商組合によつて代
位される
「要するに配給機構改革の結果、蒐集

段階においては、必要に應じて生産者
組合を以つて従来の買集め商人その他
の中間組織を代位せしめ、分散段階に
おいては、小賣商組合によつて、従
來の卸商組織を代位せしめることにな
る譯である。右の中、蒐集段階におけ
る生産者組合による買集め商人の代位
は、生産者組合に對する金融政策その
他により、比較的容易にその整理を達
成し得るが、これに對し、分散過程に
おける小賣商組合による卸商の代位
は、しらく容易でない。即ち與へられ
たる小賣の商業組合を以つて卸商に代
位せしめ得るや否や及びその難易如何
は、次の條件如何によつて少からず異
るのである。

ハ、取扱商品の價格安全性如何
ニ、取扱商品の規格統一の能否
卸商の整備統制の見透として、抽象的
に以上のやうな方向を暗示してある。す
でに軍需品をはじめ、米、砂糖、マツチ
の生活必需品に至るまで、生産から配給
消費に至る機構は一應系統的に整理され
た。
一方に生活必需品の配給機構の整備の
系統的でない部分においては、自發的に
或ひは強制的に商業組合の設立により商
品配給の確保と圓滑化を期してあるの
であるが、ともすれば濫立となりがちの
傾向にあつた。これは一方には配給統制

關する件 昭和十二年法律第九十二號
第一條及第三條の規定により
〔五・八・二七附則第六六〕 法規令第六
外務省編譯部

所得稅法施行規則改正の件 〔五・三・三二
附令一三四〕
法人稅法施行規則 〔五・三・三二附令一三四〕
營業稅 同 〔五・三・三一附令一四三〕
物品稅 同 〔五・三・三一附令一五〇〕

鐵 鋼
鐵鋼需給統制規則 〔五・三・二〇商工省令
一九〕

燃 料
木炭配給統制規則 〔四・二二・一九農林省令
六七〕
輸出入品等臨時措置令第二條及第三條
に基くもので、木炭を生産した道府縣
外への移出を制限し、配給統制上の必
要なる命令をなし得ることを規定
石炭配給統制法 〔五・法律一〇四〕
同 施行令 〔五・五・二九附令三四〕
同 施行規則 〔五・五・二九附令三三八〕

業者の自治統制にまかされてきた石炭
業界に石炭配給の一元統制を目的と
すると同時に、プールの標準價格を採
用し、低物價政策と増産の矛盾を調和
せんとすとの、生産力擴充並に物價
統制の目的達成上最も支配的影響力な
もつものは石炭の需給及び石炭價格の
適否如何にあり」と十四年九月中央物
價委員會の答申に基き、當時の政府は
資本金一億圓の共取會社を作り販賣機
構一切を國家管理しようとしたが、

上の圓滑を缺くことになり、一方には小
賣業者自身が多額の組合へ加入する負擔
に堪へかねることにもなり、兩面から弊
害を生じた。商工省では十一月二十二日
次官通牒によつて次の要綱を各地方廳に
通達して、次の配給機構整備の根本方針
を明かにし、これによつて商業組合の整
理を斷行し、設立を促進することになつ
た。

生活必需品配給機
構整備要綱

一、生活必需品の小賣業者を左の方法に
依り組織化すること

(1) 相互に密接なる關係ある業種を
統合して包括的業種別(例へば纖維製
品、食料品、燃料、其の他の家庭用雜貨
等の如く)に商業組合を結成せしむる
こと但し同一種類の物資のみを取扱ひ
他の物資の販賣を兼業せざる者が多數
を占むる地域に於ては當該物資のみに
關する商業組合を結成せしむることを
得ること(2) 地方の實情に依り必要
あるときは生活必需品又は之に準ずる
物資の小賣業者を網羅して單一商業組
合を結成せしむることを得ること(3)
地方の實情に依り必要あるときは地區
内に於ける總ての商業者を網羅したる
商業組合(地區商業組合)を結成せし
むることを得ること(4) 組合の地區
は地方の實情に依り適當に之を定め得
るが組合が市町村及び町内會、部落會
隣保班等の消費者團體と緊密なる連絡
を保持し得る様留意すること

二、生活必需品小賣商業組合は左の如く
内部組織を整備し配給事業を遂行する
こと

(1) 取扱物資別に部會制を採用する
こと
(イ) 部會は當該物資の取扱業者のみ
を以て之を構成すること(ロ) 部會は
部會所屬組合員の實績調査、取扱數量
の割當等を爲すこと(ハ) 部會に責任
者(組合の常任理事を以て之に當つ)を
置き當該物資の配給に關する實務を掌
理せしむること
(2) 組合は市町村及び町内會、部落
會、隣保班等の消費者團體との緊密な
聯絡の下に地區内の消費者に對する
配給を行ふこと
(イ) 配給は當該物資の部會所屬組合
員をして之に當らしむること(ロ) 配給
に關する對外的責任は組合自ら之を負
擔すること(ハ) 統制違反者に對する
自治的制裁の組織を確立すること(ニ)
統制物資に付ては必ず組合に於て共同
仕入を爲すこと此の場合に於て委託仕
入の方法を採り計算を組合員に歸屬せ
しむること(ホ) 要すれば組合に於て
統制物資を共同販賣(委託)に付する
ことを得ること(ヘ) 商業小組合等の
形態に依る企業合同を促進し配給費用
の節減を圖ること

三、業種別小賣商業組合(一)、(二)の
商業組合を含む)地區商業組合等を以
て道府縣單位の聯合會を結成せしむる
こと

(1) 聯合會は包括的業種別(例へば

纖維製品、食料品、燃料、其の他の家
庭用雜貨等の如く)に之を結成すること
(2) 業種別小賣商業組合及び地區
商業組合を以て之を組織すること、地
方的卸商ある場合に於ては業種別道府
縣別に卸商業組合を結成せしめ之を聯
合會に加入せしむること(3) 聯合會
は道府縣の指示に依り所屬組合に對し
て配給統制を行ふこと(4) 聯合會に
物資別部會を設け當該物資の配給統制
事務を掌理すること(5) 地方的卸商
あるときは聯合會の統制の下に卸商又
は其の組合より直接小賣商業組合に配
給を爲さしむること(6) 地方的卸商
なきときは或るべく聯合會に於て元賣
機關より共同仕入を爲すこと

四、既設の生活必需品關係商業組合及同
聯合會は前各項の趣旨に依り漸次之を
改組整備すること

かゝる配給機構統制の進行に平行して
商業者自身の實踐運動が、商業報國運動
として活潑になつて來た。殊に十五年五
月頃から全國的な運動として具體化して
ゐる。これは主として商業再編成期に當
つて商業倫理の徹底をめざす精神運動と
して、勞務の統制の項に紹介した「勤勞
新體制運動」の一部門をなしてゐる。十
一月二十一日、全國の商業報國會を一丸
とする中央本部が結成され、その綱領並
びに組織が示された。

一、吾等商業者は農民たるの自覺の下に
職分を通じ皇國の興隆に貢獻せんこと
を期す

内閣更迭と共に改善案として今回のも
のが採用された。法令の内容は石炭配
給統制に關する規定と、日本石炭株式
會社に關する規定とに大別されるもの
で、石炭の生産業者及び輸入業者並
に石炭の取扱をなす會社は、その生産
輸入又は取扱に係る石炭を自己の用
に供する場合及び商工大臣の許可を受
けたる場合を除き必ず日本石炭株式會
社に販賣せねばならぬことが第一條に
ある。會社は石炭の渡賣しをなすに際
し、販賣業者に對し、必要な事項の
指示をなし商工大臣も同時に業者に對
し本會社の指示に従ふべき命令を發し
得る。
石炭配給調整規則 〔五・八・二・商工省令五七
當時月額八百五十噸以上の石炭を使用
する者は商工大臣の認可を受けて石炭
を買ひつけることにつき規定したものを
新炭材需給調整規則 〔五・七・二・農林省令
六二〕
薪炭用材の供給を緩和するため、そ
の増産計畫を樹て、生産を確保すべく
薪炭用立木の譲渡につき地方長官に強
権を附與したものを
煉炭配給統制規則 〔五・一〇・五商工省令八
六〕
將來煉炭の切符制の前提とも見られる
もので、孔明煉炭及豆炭(ピッチ煉炭
を除く)について、その指定した製造
業者は生産數量その他につき、販賣業
者は販賣數量その他につき、夫々承認
をうけることを指定。

非鐵金屬

企業合同の問題

一、吾等商業者は公益優先を根本理念とし、國家の商業者たることを期す
一、吾等商業者は其の機構を革新し新經濟新體制の確立を期す
組 織
一、組織の客體(1) 物品販賣業者、洗濯業者、理髮業者(運送業者) 旅館及食堂等現在商業組合が組織の客體となす業種(2) 社會的觀念としての商業者、例へば製造加工販賣業者にして社會通念としての商業者(3) 百貨店二、客體の單位 業主
三、構成(略)
四、單位報國會
1 組織(イ) 單位報國會は原則として單位商業組合の組織を基準に結成すること(ロ) 商業組合若しくは準則組合の組織單位に依り結成すること(ハ) 特殊の事情に依り經濟區域を町會又は町村區域を基準として設定し之を單位報國會とすることを得(ニ) 百貨店商業報國會は商業報國會と産業報國會とに重複加盟することを得
2 事業(イ) 配給機構の整備を促進せしむるための事業(ロ) 公益優先の商業理念を普及徹底せしむるための事業(ハ) 統制遵守の徹底化の爲の諸事業(ニ) 企業合同の研究並に實施に協力する爲の諸事業(ホ) 轉業の指導斡旋に協力するための事業(ヘ) 消費者組織との有機的結合のための事業(ト) 新生活運動促進のための事業(チ) 商業青年指導のための事業

政府が企業合同を促進するに至つたのは、重工業の生産力擴充に重點を置き、この方向に向つて資本、勞力、資材を集中的に合理化し、従来の戰時應急的な統制經濟から恒久的な統制經濟へ移行する決意を固めるに至つたことに基くのである。物動計畫の改訂に基き資材配給の減少とともに、所謂犧牲産業部門ばかりでなく、重工業においても中小企業には幾多の波瀾が豫想されてをり、これが救済對策として、基本的には弱小企業の強化による動員計畫として、企業合同が勸奨されるに至つたのである。故に企業合同は
一、統一的、全體的統制の必要
二、經營の合理化の要求
この二面から生れて来たものといへるのである。更に中小工業の場合においては、このやうな影響の下に、零細經營の致命的な缺陷である設備・技術の劣悪、經營の非合理性を共同經營によつて打破しようといふ必要が加はるわけである。中小企業の一般的な合同形態としては次の種々の場合が考へられる。
一、全國單一合同
二、地域的ブロック合同
三、同一の業種を統合する方法
四、弱小企業のみを統合する方法
五、大企業の下に適當な数の弱小企業を集中吸収する方法
業種業態に應じてこれらのいづれかの形態をとる場合において、次の二點が常

に考へられねばならぬ。(イ) それによつて技術の向上が可能であること(ロ) 經營の管理ならびに經營體内部の人的構成が適正なものとなる必要である。
政府の考へるところでは、中小工業者の企業合同は次の四つの經營形態が提出されてゐるものゝやうである。
一、有限會社
二、工業小組合
三、各種會社
四、匿名組合
この中當局の最も奨励した有限會社についていへば、元來中小工業の組織化の目標として、工業組合及び工業小組合の結成によつて集團的に經營の維持、或ひは轉換を圖つて来たのであるが、物資統制の益々強化されるにつれ、工業組合制度のみでは、時局産業への轉換を計るべき充分な組織化の目的を達し難い場合があるのので、有限會社法が新に十五年一月實施されたのを機會に、これを勸奨することゝなつたものである。有限會社法は昭和十三年法律第七十四號を以つて制定されたものであるが、實施後、この目的のために設立される有限會社の事業設備については、有限會社事業設備設置補助要綱に基いて、補助金を交付されることになつてゐるにも拘らず、その実績は十五年一月實施以來十月十六日までに登記すみのもの、設立数は僅に二百十四、共同作業場も五百を豫想される程度で、政策的には成功を収めてゐるとは云ひ得ない實狀である。
配給業者の企業合同は、物資統制の最

白金等配給統制規則(二五・五・一四)商工省令三三
輸出入等臨時措置法第二及三條に基いて、白金地金、イリジウム地金、パラジウム地金、ロジウム地金、並に白金イリジウム、パラジウム又はロジウムを主たる成分とする粗地金及び以上の故府金について、指定者以外使用を禁止、統制會社及其の指定以外に譲渡を禁じたもの
アルミニウム屑配給統制規則(二五・五・二)商工省令三四
アルミ屑を業務用の原料又は材料として使用するものは統制會社及指定者以外から譲渡を受けることが出来ぬ。
銅鉛錫等配給統制規則改正(二五・六・二)商工省令六六
條文は法務法令第六
歐洲大戦の進展につれ輸入が途絶されたため軍需資材に不可欠のニツケルの需給關係が著しく圓滑を缺くこととなつた。ニツケルの使用についてはこれまで鋼製用制限規則、鉄鋳物の製造制限に關する件、鋼製品の製造制限に關する件、鉛錫錫等使用制限規則等に含まれて制限されてゐたのを、この規則に整理し強化したものである

一の問題につき左の根本方針の決定をみるに至つた。
一、中小工業者に対する對策
物資の不足、各種統制の強化、價格の公定、輸出の不振等に因り中小工業部門に於ては従来の活動範圍の縮小並に機能の變革を餘儀なくせらるゝものを生ずべく、固より之に對しては代用原料の使用、生産品の規格變更、中小商工業の組織化、時局産業への轉換下請制度の利用等を圖ると共に、政府の損失補償擴充の下に庶民倉庫、商工組合中央金庫等の活用により中小工業者に対する金融緩和の方途を講ずる等各般の對策を實施し、及ぶ限り失業等を出さざる様努むべきも、尙中小商工業者並に之が從業者にして轉業の已むなきに至るものは相當多數に上るものと豫測せらる。依つて此際政府は左の要旨に依る轉業對策を急遽實施せん

一、方針
(一) 轉業は出來得る限り官廳の強制的措置を避け、同業者の組合の申合せ等に基き自治的措置に據らしめ、政府に於ては之に對し必要な指導を加ふること
(二) 轉業(從業者を含む)に依る犧牲は緩和し以て轉業を容易且迅速ならしむると共に、國民勞務再編成の見地より之が勞働力を最も緊要なる方面に再配置すべき十全の施設を講ずること
二、施設
(一) 人の問題
(イ) 轉業問題の處理に當りては轉業者に對し失業をたるの失望感を與ふることなく、國策の必要に基き時局下緊要なる方面に動員配置されるの榮譽と如何なる勞働をも厭はざるの覺悟とを抱かしむるを旨とする
(ロ) 轉業に就ては年少者、兼業者等轉業容易なる者を先に、年長者、専業者等轉業困難なる者は多少能率低下者と雖も成るべく現在の業務を繼續せしむること
(ハ) 轉業者の轉換先は概ね次の如くすること、す①軍需産業②生産力擴充及び附帶産業③滿洲開拓民(中小工業開拓民を含む)④支那、南洋其の他海外への移住進出⑤農業生産力擴充(國又は公共團體營農及歸農)⑥國防上必要な土木事業
(ニ) 轉業の相談に應じ適切な勸奨指導を加ふべき國民職業指導所を設置すること
(ホ) 轉業者を收容して精神的肉體的な基本訓練を行ふべき國民勤勞訓練所を設置すること
(二) 物の問題
轉業者の財産處分、負債整理等に對する便宜を供與し以てその犧牲を最少ならしめ轉業を容易ならしむること、之が爲國民更生金庫を設けること
さらに十月二十二日の閣議においてはこの三機關の設置案を可決し、實施をみることゝなつた。その要綱は次の通り。
國民職業指導所設置案
一、現在道府縣に存する職業紹介所

轉失業對策

も強化された物資を取扱ふものについて著しい。中小商業殊に小賣業は従前から長らく不景氣の場合における人口の捌け口として、無統制に放任されてつたので統制經濟になつて物價政策による利幅の公定、物資統制による物資の不足は、この小賣業者に對し致命的打撃を與へる結果となつたのである。配給統制の必要上つまり配給物資の所在ならびに配給の徑路を明瞭ならしめておくため、卸商については従前から出来るだけ共同計算による共同購入、共同販賣の形態が採られて来たのであるが、近時この傾向は小賣商にまで及んで、米、薪炭等の必需品についてこの形態の發展が見られるに至つたのである。
次に業界についていへば、工業者の問題は主として資材配給の減少から發生したものであらうが、元來家内工業から高度の發達を見たものであるだけに、機構が複雑である反面、又經營の多面化を營むことも困難であるから、企業の合併合同とはいへ、これをいかに運用するかは十分考究すべきであらうと思はれる。

十月九日第一回の會合を行つた經濟關係懇談會では、當面の緊急問題として、次の三つの問題を討議してゆくことゝなつた。
一、中小商工業者轉失業對策
二、國民士氣昂揚の方策
三、生活必需品確保の問題
十月十九日第三回の會合において、第

生絲配給統制規則(二五・一・九)農林省令一
生絲製品製造業者、加工業者は統制團體の割當票によつて配給を受けること
を規定したものを
纖維製品配給統制規則(二五・二・九)商工省令三三
纖維製品の製造業者は總て日本特許纖維製造株式會社、日本内地英大小統制株式會社に製品を譲渡し、以下各指定會社の手を経て、割當票によつて配給を受けることを指定したものを。割當票は商工大臣、地方長官、又は纖維需給調整協議會によつて發行される。
纖維屑配給統制規則(二五・七・八)商工省令五〇
純綿及び毛を含む纖維屑に對し配給機構を整備することを目的としたもの。
黃麻マニラ配給統制規則(二五・六・二)商工省令四二
學廠大廠等統制規則(二五・六・二)農林省令四四
學廠大廠等の購買制限に關する件(二五・六・二)商工省令四三
皮 革
野獸原皮の販賣制限に關する件(二五・一)農林省令六七
猪及養殖された狐の原皮は前者は大日本獵友會、後者は日本養殖毛皮株式會社において販賣一切を行ふ。

農 産 物
四七

中央商工相談所を統合して國民職業指導所とする。

二、國民職業指導所においては職業轉換の勸奨、相談、指導、就職者の紹介、斡旋、其の他労務の配分に關する事務を有機的一體として行ふものとす。

三、國民職業指導所の事務については知事を責任者とし、その業務執行を圓滑適正ならしむるため國民職業指導員を置くものとす。

四、國民職業指導所は厚生省の主管とし、中小工業の轉業に關する事務については關係各省と協力してこれを行ふこと。

國民勤勞訓練所設置案
一、國民勤勞訓練所は新に設立する特別の團體に委託し經營せしむるも、これに要する費用は國において負擔すること。

二、差當り東京、大阪の二ヶ所に設置すること。
三、收容期間は三ヶ月以内とする。
四、訓練は被訓練者を原則として合宿せしめてこれを行ひ、家族に對する生活手當をも考慮するものとす。

尙(1)軍需産業及び生産力擴充産業への轉換に對しては職業指導所の活用を圖ること。(2)滿洲開拓民に對しては滿洲開拓民訓練所を活用すること、海外への移住進出者に對しては特別の訓練施設を考慮すること。(3)農業生産力擴充への轉換に對しては修練農場等を活用すること。

國民更生金庫設置案抄
一、本金庫は時局の要請に應じ轉廢業せんとする者の資産、負債の整理を促進するを以て目的とす。

二、本金庫は東京に本社を置き全國概要の地に支社、出張所を設く。

三、本金庫は轉廢業者よりその事業用資産、不動産の信託譲渡を受けてこれを管理、處分し又右資産評價額の限度において負債償還資金、轉廢資金等の貸付を爲すことを得。

四、轉廢業者本金庫に資産の信託譲渡を行ひ資金の融通を受けんとする際は原則として所屬組合の承認を受けるものとす(組合において政府の監督の下に整理計畫を樹てたるもの限り本金庫において引受くるものとす)。

五、所屬組合において整理計畫を樹つるに際しては共助の原則により轉廢業者に對し組合より相當額の給付を行ふ建前を執るものとす。
六、本金庫が事業用資産の信託譲渡を受ける場合における評價は、一應營業を繼續するものとしての妥當なる價格によりしむることとす。但し七により組合より給付を受ける場合又は本人

の資産状況等により、適當にこれを査定するものとす。

七、資産處分を了へて尙ほ殘存する債務については、適宜本金庫において肩代りを行ふものとす、これより生ずる損失は政府これを補填す。但しこの場合債權者にも相當の犠牲を負擔せしむるものとす。

八、國民更生金庫の設立には立法上の手續きを要するため、早くとも十六年四月以後になる豫定であり、その間の暫定措置として、大藏省企畫院の兩當局の間において研究中であつたが、左の如き財團「國民更生金庫」の設立を快定した。

一、民間の寄付金によつて財團を設立し、右の財團に對して補助金として第二豫備金中より百五十萬圓程度の支出を爲す。

二、右の補助金は貸出經由機關の手續料、損失補填金、財團職員俸給等に充當する。

三、資金貸出機關としては全國金融協議會がこの際協力を申出てるので協議會加盟各銀行を利用する。
四、貸出取扱銀行は特別勘定を設けて實際貸出に當る。
五、貸出の所要資金は興業銀行に對して融資命令を發して更生金庫に供給せしめる。
六、資金總金額は本年度末まで(立法手續を経たる國民更生金庫の設立まで)に大體一千萬圓程度を見越してをり、その資金供給については預金部においても十分考慮する。

米糖配給統制規則(二五・二・一三農林省令)

麥類配給統制規則(二五・六・一五農林省令)

農村水利臨時調整令(二五・八・五勸令五一六)

青果物配給統制規則(二五・七・一〇農林省令)

小麥配給統制規則(二五・七・一五農林省令五八)

小麥粉等配給統制規則(二五・八・八農林省令六五)

小麥の出荷配給の機構を一元化した上小麥粉の配給の統制に及んだ。日清製粉、日東製粉等十五會社を指定して、これらは總て中央統制機關以外に賣渡すことを禁じ、同機關は農林大臣の認可をうけた配給計畫に従つて配給する。なほ小麥粉を原料とする製品で農林大臣又は地方長官が製造禁止を指定し得る規定が設けてある。

澱粉類配給統制規則(二五・八・一四農林省令六八)

甘藷澱粉(生澱粉、並澱粉、晒澱粉、浮粉)馬鈴薯澱粉(未粉を除き小袋詰を含む)につき日本澱粉株式會社を統制機關と定め、この幹旋により割當票をもつて販賣する。これが配給團體としては全國澱粉配給組合を指定した。従つて澱粉を原料とする製品の製造業者は、單獨に、又はその所屬する團體に日本澱粉から割當票を交付され、配給團體から購入することになる。

薬工品配給統制規則(二五・八・二五農林省令七〇)

薬を主要原料とする吹越等につき府縣

ORIGINAL PERFUME

國産第一品

原料 大リヂナル
香水 大リヂナル

大リヂナル化粧品

安福石 腔

衛生錠 力大ール

本舖 安藤井筒堂 株式會社
東京・水天宮前

KAOL



主要製品

洗濯石鹼
化粧石鹼
蠟燭
硬化油
ステアリン
オレイン
グリセリン
ステ
蠟
其他油脂製品

協同油脂株式會社

協同油脂石鹼株式會社

本社 東京市京橋區銀座西六丁目三番地
電話銀座 六二二七番
電話北 一一九二番

大阪出張所 大阪府北區堂島濱通り一丁目一〇四番地
電話北 一一九二番

名古屋駐在員 名古屋市中區大船町三丁目一番地
電話本局 七四一〇番

京城出張所 京城府明治町二丁目一〇四番地
電話本局 七四一〇番

奉天支店 奉天市鐵西區嘉工街四段第七號
電話 三三三〇番

工場 東京第一工場、第二工場
大阪第一工場、第二工場

本社 京城府明治町二丁目一〇四番地
電話本局 七四一〇番
電話三 七四三三番

三陟工場 朝鮮江原道三陟郡三陟
電話三 七四三三番

清津工場 朝鮮清津府松郷洞洞漁港
電話清津 二九五〇番

東京出張所 東京市京橋區銀座西六丁目三番地
電話銀座 六二二七番
電話北 三三三〇番

大阪出張所 大阪府北區堂島濱通り一丁目一〇四番地
電話北 三三三〇番

月の友五五番香水

月の友化粧品

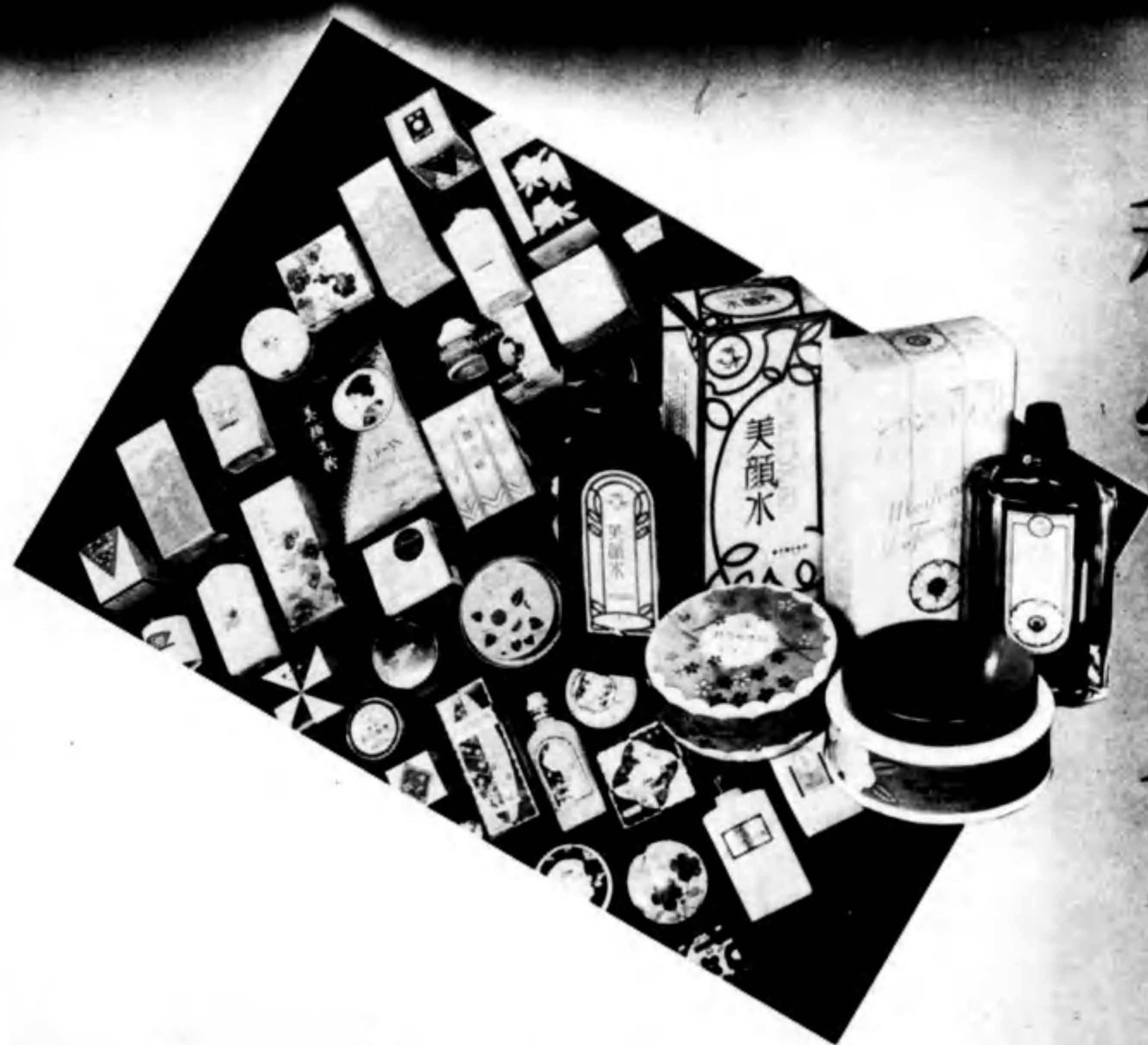


月の友五五番香水

本舖
月の友化粧園
東京・大阪

ンゼンリ

トストア色明



美容にも
科学の力!

ムリック

ンミン

リック色明

液白乳研理

ムーリクドルーコ研理

ムーリクグンシニバ研理

ドーマポ研理

クツニトーヤへ研理

品粧化の研理
Riken

新らしい瓶の製作と

株式會社

金屋商店

優良キヤップの御用は

(電三三五三)一四ノ五筋野部阿區吉住市阪大 店支 (三九〇七三三)地番四目丁一越島區草淺市京東 店本
 (三九六二三三)一三町橋美加郡内河中府阪大 場工 (番一四六東城話電)地番六三一目丁一井逆區川戶江市京東 場工

優良國産金牌受領・英・佛專賣特許

冬、兎角粗雑に流れがちなメ
ンスの處置を極く簡単な操作
のうち、最も衛生的かつ合
理的にすませ、紐コム・運動
の自由なユニークなハンド!

護れ興亞の兵の家



A 號品	保領ベルト式、装飾前 單、腰、運動向	・10ゼン
B 號品	保領安全裝 保領腰衣付	・8ゼン
C 號品	保領安全裝 保領腰衣付、紐コム付	・11ゼン
B 號・C 號用	保領腰衣付、紐コム付	・11ゼン

小間物店・デパート
小間物店にあり

帯經月な在自由自・ヌレゾヨ・ズマルユ

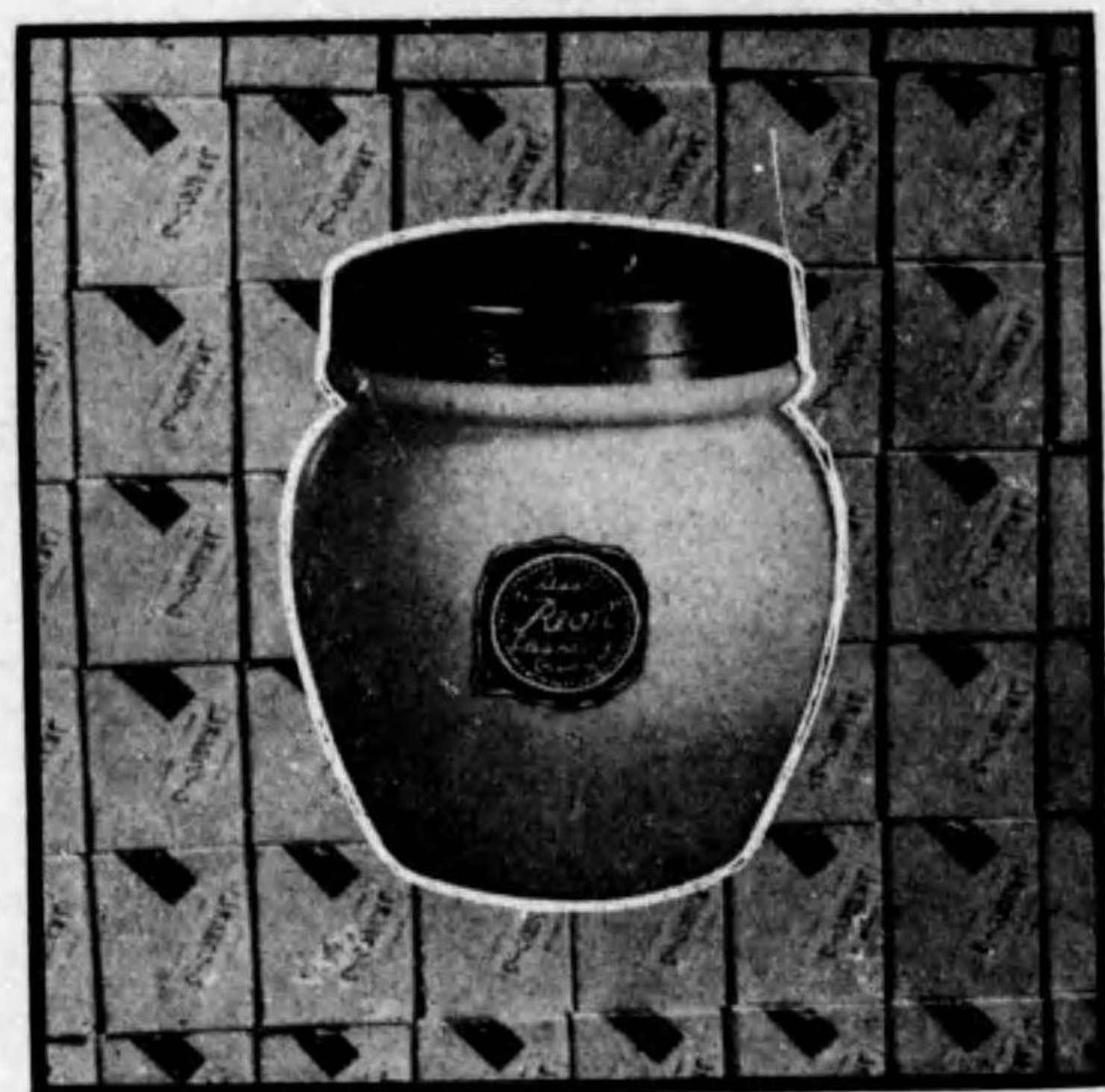
ヤリトケド

二〇〇三—京東管振 所作製ムゴ和大 社會式株 地番一田神東區田神市京東

時節柄、素肌から
美しく整へる

科學的美肌料の
使命は偉大です。

美白力、殺菌力の
強いコロイド硫黄を
應用したレオンこそ
色黒、ニキビ、
脂顔の方々に
心から・・・
お薦め出来る
非常時お化粧料で
ございます。



公定價格
普通型
一圓五十錢

ムーリク顔洗ンオレ

舗本ムーリク顔洗ンオレ・京東

用 濯 洗 · 用 粧 化

喚石ノオイラ



姉妹製品
 ミクニ粉石鹼
 硬水用トーム石鹼
 ライオンクレンザー
 精製グリセリン
 特製硬化油
 無水アルコール
 酸素
 其他各種油化製品

社会式株油ノオイラ

石鹼問屋

櫻井傳和商店

ライオン石鹼
神田区内配給所

在庫豊富
配給円滑

東京市神田區若木町八番地
 電話 花 6611 六番
 振替 日本東京 八六六六番

三ツワツ石 驗

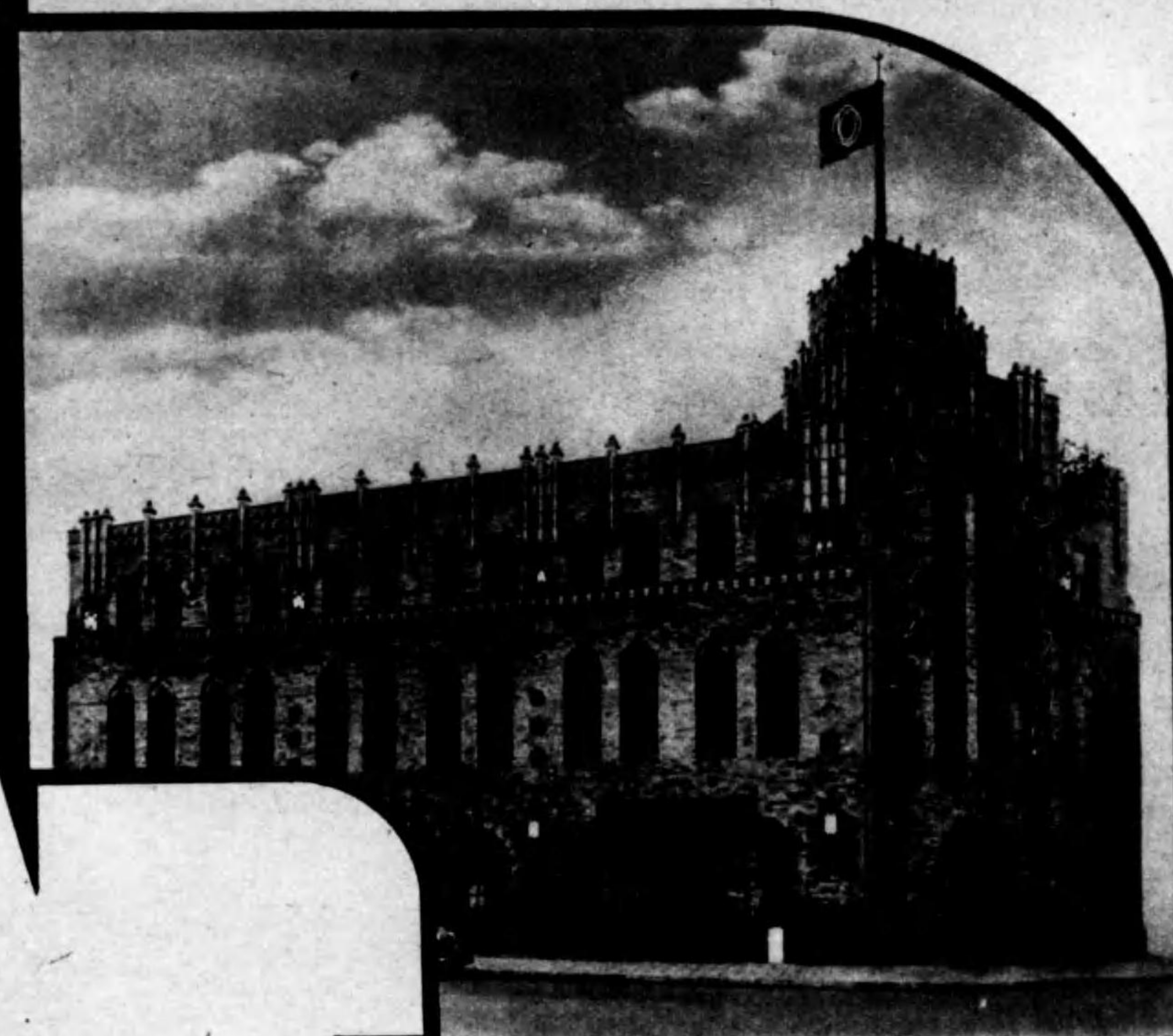
品質第一主義

の信念の下に輝きしかつ伝統と
 不抜の聲價を確保する本品は
 御家庭でも工場でも学校でも
 社會でも不可の保健必需品

ミツワツ肝油ブロッサムツワツ石 驗
 ミツワツ各種葡萄酒 ツワツレフ
 ツワツ粉 白 ーサ ンブセトーロア

丸見屋商店
 東京日本橋兩國

の劃期的三重作用を
 具へ使用量は經濟的
 感觸は實に爽かです



豫防齒科醫學の立場
 から最も推獎される
 新時代の完全齒磨！
 基礎劑ゼオライトの
 威力は置換吸着收斂

專賣特許

ラオゼ

磨齒用藥

ドゥウリハ
トゼンリトスア
ンヨシーロ

ドゥウリハ
ムーリク^カル^コ苺^苺

東京・大阪・名古屋・福岡
ハリウッド美容室
發賣



PIPPI CLIP
FOR HAIRBAND
フリー
ピック

ドゥウリハ
グン^イグ^イイ^ウ
ンヨシーロ



インザン・マスター

マスター乳液A

マスタークリーム
ケンシニハ

ドゥウリハ
トゼンリトスア
ンヨシーロ

ドゥウリハ
ムーリクブルコ苺

東京・大阪・名古屋・福岡
ハリウッド美容室
貴發



⑧
ピーフ
ブツク

ドゥウリハ
グンイヴェイウ
ンヨシーロ



最高級原料にドイツ特許皮膚榮
養料ラセランを巧みに應用して
ありますから、アレ止め美白化
効果は一等です。

マスター
グンシニバ
クリーム

ラセラン・マスター

白粉分子とクリームを完全に抱合
させた一分間化粧用白粉クリーム

マスター乳液A

クリームと化粧水の効果を一品で
兼ねたミルク・クリーム



香〇〇六四(48)販会代販電 堂美尚社會式株品粧化一タスマ 一町區本都市京東



創業六十六年
古き歴史・新しき良心

東京・京橋・銀座一丁目
ローヤル化粧品株式会社
つやふきん 佐々木商店

ローヤル化粧品株式会社
明日も又。清楚な程の美しさ。



¥ 1.00
¥ .60

會		小	
<p>井上小四郎商店 支配人 井上小四郎商店 東京市浅草区 上平右衛門町一</p>	<p>井上商店製作所 金屬・石鹼容器 化粧品容器輸出 雑貨製造 東京市本所区千歳町三ノ云 電話本所(73)〇七二九</p>	<p>井上小四郎商店 金屬製輸出石鹼容器 化粧品容器 シカレットケース セルロイド製石鹼容器 化粧品容器 湯桶 洗面器 東京市浅草区浅草橋一ノ八 電話浅草(84)四〇七七 振替東京一七九七二</p>	<p>井上小四郎商店 井上小四郎商店 ノート部支配人 東京市浅草区 浅草橋一ノ五</p>
<p>西村常三郎商店 スマイル印刷子本舗 ハート印刷子本舗 大阪市東區北久寶寺町一 電話船場(四八)一八 振替大阪四二九九八</p>	<p>堀江藤一商店 文房具 事務用品 字消ゴム クレオン鉛筆 一般文具 卸商 東京市日本橋區馬喰町 電話浪花(67)〇七一三 振替東京二七〇三</p>	<p>井上捨吉 井上小四郎商店 販賣課長 眞市 間川 莊市</p>	<p>村上幾太郎商店 晃陽商アラン 耐水マツチ 高級化粧品 化粧用雑貨 製造卸 晃陽商會 東京市神田區東神田一八 電話浪花(67)二五一九</p>
<p>米山清七商店 日紅 頬紅 眉墨製造 ミツキス紅 シャープ紅本舗 東京市本所区千歳町一ノ四 電話本所(73)三三〇七 振替東京八二二五四</p>	<p>桑畑直吉商店 商刷子 頭髮刷子 鬚刷子 化粧品雑貨 卸商 キンロー商刷子本舗 大阪市東區北久寶寺町一ノ四 電話船場二五八三(呼)</p>	<p>岡田福二郎商店 一般文房具卸商 お子様商會 東京市浅草區柳橋二ノ九 電話浅草(84)五三八四 振替東京一五六八三</p>	<p>山崎弘商店 文具事務用品 紙製品 一般製造卸 東京市浅草區浅草橋三ノ二 電話浅草(84)六六一二 振替東京三〇五六二</p>
<p>宮畑力松 井上小四郎商店 セルロイド製品製作部 東京市本所区千歳町三ノ二 電話本所(73)二四七六</p>	<p>井上商店製作所 工場長 鹽崎又治郎 東京市本所区千歳町三ノ云 電話本所(73)〇七二九</p>	<p>竹中得四郎商店 セルロイド文具 製品各種製造 東京市浅草區 菊屋橋二ノ一ノ三</p>	



株式会社
生化工業研究所
 ●
 東京市蒲田區下丸子町190番地
 電話蒲田3317番
 ●

水顔料ハーモニ
 わかとの
 シヤベトニツク

香粉ハーモニ
 はだごろも

二葉椿

純良な邦産椿油よ 精製せ香る油す
 香り装ひ共に 近代人の感觸に
 適合せるものす

二葉整髮料

二葉ポマード
 二葉チツク
(アモアサイクラメン)
 二葉艶出し油
 二葉ペーラム

二葉レオポマード
 二葉ゆり



葵香本店

名古屋市中區傳馬町一
 東京市牛込區市谷田町

淑髮には

一ココ

養毛つや出し洋髪香油
の中では：
既に抜群定評の逸品！

三種の蒸りあり
★ホワイトロース気高く白よ：水色色
★マイガレットゆかしく白よ：琥珀色
★パイオレットやさしく白よ：紅玉色

品質自慢の

一滴ノ頭髮香水

ゴヨウのがほり

汗にムレ、油に汚れた髪
の臭みを消して、爽やかな蒸
髪にする ●パイオレット ●シャ
スミンの二種の蒸りあり



この三大名品

椿黒一ココ

性物植純高最

見事な健康黒髪をつくるのに一番大切な椿油の純粹榮養を一番豊富に含んでいます！
●今迄の髪油に比べて、強度の養毛力は確かに、黒梅獨特の自慢です！

舗本料髪整一ココ
堂英昇
京東・都京

頭飾品
装身具
化粧用品
屋問



名品の代名詞 製品

HEATCHER トレード

東京市日本橋區横山町七番地

合名 飛川商店 會社

電話 浪花 (67) 二五九六五番
一九五九番
振替 東京 七一七一二番

營業時間
午前八時より 午後五時迄
定休日
毎月第一、第三日曜日

仁丹齒磨



經濟線に副ふ
 最高度の品質と性能！



- 仁丹齒磨四種
- 半煉齒磨
 - 煉齒磨
 - 粉齒磨
 - 潤性齒磨



發賣元 株式會社 森下商店

標商錄登

シラフ齒印トブカ

シラフ齒印兜鐵

シラフ齒一リトクビ

シラフ齒ンレイサ

ム一リク靴印公楠

ム一リク靴一リトクビ

齒
ブ
ラ
ミ
ン
の
化
粧
用
雜
貨

一目丁二町喰馬區橋本市京東

店商飼鳥

番八九五二(67)花浪話電

番四三七二二京東金貯替振

ふ匂く高品香
品名の堂官孔

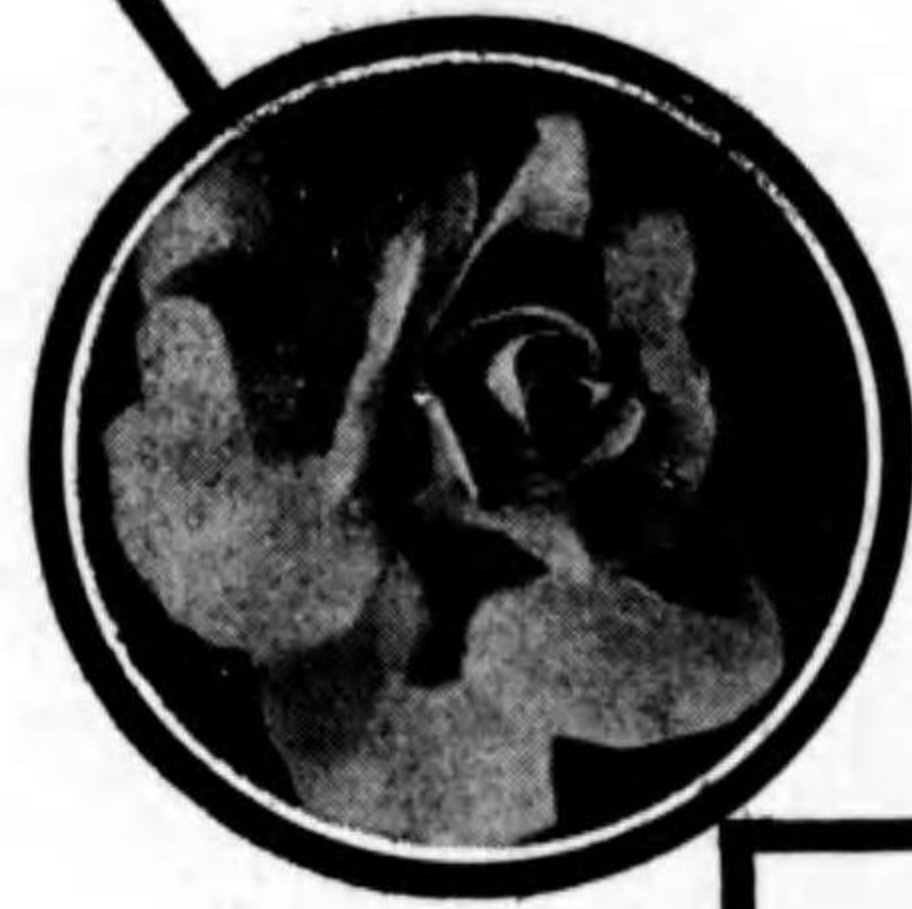


舖本

堂官孔

目丁二上江老海區川淀西市阪大 店本
地番五目丁二町橋區橋京 所張出京東
番二六〇五(56)橋京話電

K 國産化粧品の
麗朗の源泉
香料



R
Y



塩野香料株式會社

大阪市東區道修町三丁目
電話 北福 (23) 3081・3092・1683

東京市芝區田村町鳥羽ビル

工場 大阪市東淀川區新高北通三丁目
電話 北 (36) 2395

臺灣工場 臺灣新竹州竹東街上公館

四國工場 愛媛縣西宇和郡川之石町

用藥活
性

ニードの三大製品
ニード洗粉

許特賣專

ニードの三大製品



許特賣專

入袋布

粉洗ドーナ
-フンカシドーナ

社會式株善中田 鋪本



製煉粹

かをりよき

オパール石鹸

玉の取后蝋

舍誠芳 會社名

三町線區所本市京東



清楚
化粧

清楚な
化粧品
を
身に着
て
越えぬ
やうに

美肌・美手に
荒止めに
クリンジングに
ヒゲ剃り後に
八五センチ



素肌のやうに
見える清楚さ

小瓶・切手
十三センチで送届

原上・谷部・京東
ヤラク 社會式株

品名地
ンラードムーリケヤラク

薬用 アモパン ヤ

脂粉黛薫を纏はぬ新しい美容法として

素肌美の三頭建

バイン酵素とアルモンドを巧みに
應用した穴跡や傷跡を作らずに治せる

ニキビ
ソバカス
シミ取り

(1) ハバヤ洗粉で洗顔する
(2) ハバヤ化粧水で肌を整へる
(3) アモンハバヤを少量肌へ塗りこむ
新調下には、まもなくも若々しい
素肌美が生れる！専賣特許新製法で
高級基礎美容料としての三大姉妹品



杉田商店
東京 丸の内區 有楽町一丁目
電話 八七〇
大阪 中央区 本町一丁目
電話 八七〇

薬用
ハバヤ化粧水
ハバヤ洗粉

外の移出を制限し、移出は日本薬工品
配給株式会社によつて行はれることを
指定。

臨時米穀配給統制規則 (二五・八・二〇農林
省令七四)

食糧問題の解決策として、米穀の出荷
を市農會又は町村農會の統制下に置く
こととした。

用材配給統制規則 (二五・一〇・三農林省令八
七同九一、九八改正)

軍需資材及び生産力擴充資材に對する
供給を確保するため、用材の生産者、
販賣者に出材量を割當て、配給先販賣
先の指定を行ひ、配給區域を限定する
等、用材の配給を計畫化した。

大豆及大豆油配給統制規則 (二五・一〇・二
九農林省令一〇一)

大豆油については、その製造、輸入若
は移入をなすものは、その大豆油を全
部大豆製品共販株式會社に賣渡すこと
同會社は毎月十日までに翌月の販賣先
別、用途別見込數量の認可をうけて配
給すること等の配給統制を規定した。

化學品

セメント配給統制規則 (二五・三・二商工省
令一三)

セメントの需給調整のため、セメント
製造業者をもつて共販會社を組織して
同社をして共同販賣を行はしめると共
に、切符制を採用するもので、三月一
日から實施された。

ソーダ工業藥品配給統制規則 (二五・三・
一五商工省令一六、一五・一〇・三〇同九〇改正)

ソーダ灰、苛性ソーダ、液體鹽素、鹽
酸及晒粉については、その製造業者輸入
或は移入をなしたものは、ソーダ工業
藥品を左の統制機關以外に配給出來ぬ
こと。販賣は統制機關の發行した割當
證明書がなければ出來ぬこと(但し一
瓶以下を譲渡するときは例外)。その他
配給統制上の當局の命令權及び報告提
出の義務等につき規定した。

一、ソーダ灰及アンモニア、ソーダ法
により製造したる苛性ソーダについ
ては日本アンモニア法曹連販賣株式
會社

一、電解ソーダ法により製造したる苛
性ソーダ、液體鹽素、鹽酸及び晒粉
については晒粉販賣株式會社
なほ改正は、ソーダ工業藥品の製造設
備についての統制規定。

漁油配給統制規則 (二五・八・一九農林省令七
二)

鰵油及び鯨油について、蒐荷、販賣及
び使用の非常管理を實施した。魚油の
製造又は精製業者は農林大臣指定の集
荷機關に、精製業者は共販機關に販賣
すること。輸出を除き集荷機關は共
販機關にのみ販賣すること。魚油を原
料とする製造業者は共販機關又は農林
大臣指定の團體より、農林大臣の承認
した配給計畫に従つて買受けること等
を規定した。

其の他

マツチの製造及配給に関する件 (二五・二
五商工省令一) 附止

マツチ配給統制規則 (二五・一〇・四商工省令
八〇)

マツチの需給圓滑を目的とした前條の
省令を強化し、六月から六大都市に實
施されてゐる自治的切符制に法的根據
を與へた。この第四條第一項の規定に
より北海道機寸販賣株式會社、東京機
寸販賣株式會社、全國購買組合聯合會
等四十會社を元賣機關として指定した
(告示六一七)

砂糖の購入制限に関する件 (二五・五・三二
商工省令三九)

砂糖配給統制規則 (二五・一〇・四商工省令七
九)

これもマツチと同様切符制實施に對す
る法的根據を與へたもので、前項の法
令に廢止された。

鑛石配給統制規則 (二五・九・一四商工省令七
三)

金鐵、銀鐵、銅鐵、鉛鐵、錫鐵、亞鉛
鐵、鐵鐵及び硫化鐵につき、鑛山と製
鍊所との間に於ける鑛石の自由な移動
を制限し、製鍊の能率向上と鑛石の輸
送合理化を計るもの。

商業組合

商業組合法改正 (二五・四・二法律九七)

商業組合法は昭和七年九月法律第二五
號を以つて公布となり、商業の改善、
小賣商の窮境打開を目的とし、組合員
の取扱商品の仕入、保管、運搬、組合
員の營業に關する共同施設並びに統制
組員に對する資金の貸付、貯金の受
入、價格の協定等につき、當時の一般

者

一、資本金額五千圓を超えざる商業
者
二、商工大臣の指定する種類の商業
者にして、その資本金額商工大臣
の指定する金額を超えざるもの
小賣業者の企業合同への一つの方向又
は過程と見られるものである。

物 資 統 制

Table listing various commodities such as oil, sugar, and other goods with their respective prices and grades. Includes items like 硬質品容器詰, 同中味, and 工業用グリセリン.

農 産 物

Table listing agricultural products including various types of flour (小麦粉, 生粉), oil (大豆油), and other foodstuffs with their prices.

雑 品

Table listing miscellaneous goods such as paper (紙), oil (油), and other household items with their prices.

Table listing various commodities such as oil, sugar, and other goods with their respective prices and grades. Includes items like 大豆サラダ油, 正味一六, and 正味一〇〇.

Table with columns for commodity types (e.g., 日本共販卸賣, 卸賣, 小賣) and their respective prices. Includes sub-sections for 板生地 and 削棒生地.

料につき各銘柄を四十九種に種別し、總數三、六〇九點の販賣価格を指定。詳細は業界一年史、生産販賣、商品商店の各欄を参照。なほ樺太では全地を甲乙丙の三區に別け、地理的條件によつて賣値に若干の差をつけ、大體六分乃至一割の値上りを以つて公定価格を定めた。

Table listing various goods such as 安全剃刃, 片刃兩刃特級品, 同二級品, etc., with their prices.

公定價格告示追加 (告示年月日及び告示番号)
棒種子・棒油 一五・一・一農林告示五四〇
ミシン 一五・一・一農工商告示六八六

全國業界組合一年史

一、昭和十五年中に於ける全國各地の業界情勢を一目瞭然たらしめむが爲に調査したるものにして、過去一年間に行はれたる各地組合(同業、工、商)の事業概要を収録する

組 合 體 團 合 組

北海道・樺太
札幌小間物化粧品小賣商組合
二月十一日、創立記念日を以て新年總會を開催し九月十日、販賣制限奢侈品在庫調査を十日、猶豫期限後の持越品調査

岩内化粧品小間物組合
總會を三回開催するの外毎月一回役員會を開き、時局問題に就き協議をなす

東京小間物化粧品卸商同業組合
一月十二日、定例役員會開催
小間物化粧品協定價格認可申請書提出済み、實聯主唱板紙増産

二月十二日、重任十年の役員表式舉行、長瀬富郎、伊東榮、桑原啓造の三氏表辭▽同日、十五年定時總會開催、經費豫算、組合費徵收法可決▽同日、午後四時より日本橋俱樂部に精勤從業員表式舉行、滿三十年六名、滿二十年三八名、滿十年一二名を表彰▽二月十三日、協定價格正式認可▽二月十五日、向ふ八日間に互り大體記念學術講習會を開く▽同日二十六日、十五年度豫算並に賦課金徵收法の件東京府より認可▽同日二十五日、小間物化粧品協定價格表製作配布▽三月十八日、名古屋同業組合聯合會東京各組合視察團一行の來訪を受く▽三月二十七日、物品稅増徴に伴ふ化粧品協定價格改訂問題に關し卸商部第一回査定委員會を開く▽四月五日、八日、同問題に關し化粧品部協議會▽四月十日、第三次協議會開催、業者百二十餘名出席、研究委員より商工省當局との折衝の經過報告あり、公定、否公定の賛否兩論に駁る、大阪組合とも聯繫の上根本的檢討に入る▽同日十二日、定例役員會に於いて該問題研究委員三十名を選任▽同日十四日、第一回委員會開催、討議三時間半の後公定に向ふべく業界案を作製當局と折衝踏みのことに決定▽四月二十一日、第二回委員會開催、大阪中山組長も出席の上公定試案を作成▽四月二十六日、第四次協議會開催、組合員百五十餘名出席、廣田理事より經過報告の後質疑應答ありて當局の意向

組合

一月廿五日、定時總會開催... 四月三日、勤続役員並びに従業員表彰式開催... 七月四日、暴利取締規則改正に付き協議開催... 八月八日、化粧品公定価格発表に付き役員協議開催... 一月二十五日、定時總會を大手町新會に開催... 八月十八日、化粧品公定価格発表に付き役員協議開催... 一月二十五日、定時總會を大手町新會に開催... 八月十八日、化粧品公定価格発表に付き役員協議開催... 一月二十五日、定時總會を大手町新會に開催... 八月十八日、化粧品公定価格発表に付き役員協議開催...

北陸

富山洋品雜貨商組合 三月十日、總會開催... 八月八日、懇親旅行開催... 富山化粧品小問物雜貨小賣商組合 九月十八日、創立總會開催... 九月二十日、商業革新會富山支部に加盟役員出席... 九月二十日、商業革新會富山支部に加盟役員出席... 九月二十日、商業革新會富山支部に加盟役員出席...

中部

福井小問物化粧品商組合 三月十七日、順化會館に創立二十周年記念式開催... 福井化粧品商組合 五月二十二日、創立總會開催... 石川縣石鹼化粧品小問物商組合 十月十二日、創立總會開催... 岐阜小問物化粧品商組合 一月十日、總會開催... 岐阜小問物化粧品商組合 一月十日、總會開催... 岐阜小問物化粧品商組合 一月十日、總會開催...

中部

鳥取石鹼化粧品小問物商組合 十月一日、前鳥取小問物化粧品組合を改組、役員改選並びに前役員表彰式開催... 大津小問物化粧品商組合 三月十日、定時總會開催... 岐阜小問物化粧品商組合 一月十日、總會開催... 岐阜小問物化粧品商組合 一月十日、總會開催... 岐阜小問物化粧品商組合 一月十日、總會開催...

五八

取締合に就き役員協議開催... 一月十五日、静岡縣化粧品小問物中支部設立に關し役員協議開催... 一月二十三日、役員協議開催... 四月二十日、富士郡化粧品販賣同業組合設置の件に就き協議開催... 七月廿八日、静岡縣化粧品小問物組合東支部設立に就き臨時役員協議開催... 七月七禁令に依る組合關係商品の販賣禁止に就いて十月十日役員協議開催... 十月九日、各業組合聯合運動會に参加...

組合

於いて創立總會を開き定款、事業計畫、金機機關の設定等を審議可決... 愛知縣石鹼商組合 九月第一回切符制に依る配給を愛知縣一圓の組合員に實施す... 愛知縣化粧品石鹼商組合 六月廿日、名古屋化粧品卸商業組合を母體として地区を擴張... 名古屋化粧品卸商組合 四月四日、大須宮前にて總會を開き業界の明朗化と親睦を圖る... 東三小問物雜貨卸商組合 共同仕入、統制經濟に就いて縣との協定をなし組合員協力して實を擧ぐ... 關東物産組合 七月拾日、既設の荒物雜貨商組合を分離して設立し創立總會を開く... 大垣小問物化粧品商組合 三月廿五日、化粧品第三次増税に付き協議... 坂地方厚生ハイキング... 五月十日、名相組合長東北滿蒙古地方視察旅行出發... 七月十四日、七七禁令その他に就き協議開催... 七月二十九日、各業種別査定問題に就き委員任命... 九月廿四日、商業報國會結成式舉行... 京南藥粧商業組合 共同仕入五萬圓統制醫藥品の配給... 衛生材料の配給... 共同仕入五萬圓統制醫藥品の配給... 衛生材料の配給...

近畿

川部會の設置... 京都府化粧品業組合聯合會 五月十四日、商工會議所に於て創立總會を開催... 京都府化粧品業組合聯合會 五月十四日、商工會議所に於て創立總會を開催... 京都府化粧品業組合聯合會 五月十四日、商工會議所に於て創立總會を開催... 京都府化粧品業組合聯合會 五月十四日、商工會議所に於て創立總會を開催... 京都府化粧品業組合聯合會 五月十四日、商工會議所に於て創立總會を開催...

組合

大阪實業組合聯合會節米運動に委員五名参加... 大阪洋裝附屬品卸商組合 四月二十日、軍人會館に於て創立總會を開催... 大阪洋裝附屬品卸商組合 四月二十日、軍人會館に於て創立總會を開催... 大阪洋裝附屬品卸商組合 四月二十日、軍人會館に於て創立總會を開催... 大阪洋裝附屬品卸商組合 四月二十日、軍人會館に於て創立總會を開催... 大阪洋裝附屬品卸商組合 四月二十日、軍人會館に於て創立總會を開催...

五九

臨時總會開催... 臨時總會開催... 臨時總會開催... 臨時總會開催... 臨時總會開催... 臨時總會開催... 臨時總會開催... 臨時總會開催... 臨時總會開催... 臨時總會開催...

四國

日、秋季總會開催
德島小間物化粧品卸商組合
八月十二日、大阪に於いて開催の日本石鹼卸業組合聯合會に役員出席▽九月四日、高松に於いて開催の四國化粧品小間物卸業組合聯合會創立總會に役員出席▽徳島商工會議所にて臨時總會、暴利取締、七・七禁令その他の件につき協議

九州

全九州化粧品組合聯合會
二月廿五日、熊本縣高瀬町に總會開催、新配給組織に就き善後策を協議す
福岡小間物卸業組合
五月三日、舞鶴館に於いて創立總會を開き組合規約の決定、役員の選舉等を行ふ
熊本化粧品卸業組合
四月十四日、第七回總會開催監事三名を改選
熊本縣化粧品卸業組合
當地既設の、五日會を母體として商業組合を結成、五月九日活洲に於いて發會式を舉ぐ
熊本小間物卸業小賣商業組合
六月二十日、味の銀丁に於いて創立總會を開催し、役員選出本年度の事業計畫等を協議
若松化粧品組合
四月、第三回總會▽九月、役員地方業界視察旅行
志布志化粧品組合

朝鮮

京城化粧品組合
一月廿四日、初役員會開催▽六月廿日、統制經濟週間に要旨を印刷し組合員に配布▽八月十四日附の暴利取締令を徹底する爲め全組合員に通達▽八月十五日、府當局よりの貯蓄組合結成に對し訪問勸誘に努め總額五萬圓に達す
釜山化粧品組合
公定價格問題その他の爲め臨時總會及臨時總會を開催す

滿洲

滿洲化粧品卸商組合
四月廿三日、資金統制のため昨年創立不許可となりたる滿洲化粧品販賣株式會社の營業を組合名にて開始▽五月三日、安東五龍背温泉にて臨時總會▽五月九日、滿洲化粧品販賣株式會社設立認可、營業權讓渡▽六月廿五日、新京國防會館に臨時總會を開催▽九月十二日、滿洲化粧品統制組合を組織總會を開催▽十月十八日設立承認指令下る

臺灣

臺灣石鹼鹼化粧品統制組合
七月廿五日、臺北鐵道ホテルに於いて創立總會を開催し規約並に役員を決定

追補

海南石鹼化粧品小賣商業組合
九月、既設の海南小間物化粧品組合を母體として設立▽十一月二十一日、設立認可となる▽第一期事業として商品の共同仕入、保管及運搬、營業に關する指導研究調査及統制に關する件長崎縣小間物化粧品卸業組合時局の推移に鑑み既設の長崎化粧品組合の卸小賣業者一丸となつて商業組合を設立▽今後物資供給の調整、價格の統制等を圖り配給機關の使用達成に努力をなす

群島中部化粧品商業組合

五月二十七日、前橋商工會議所に於いて第八回臨時總會を開き、前年度の事業報告、昭和十五年度經費收支豫算議定をなし監事改選等を行ふ
四日市小間物化粧品小賣商業組合
七月三十一日、發起人會を開催▽八月二十六日、創立總會を開き▽九月三日、認可申請書を縣當局へ提出、認可次第既設の四日市小間物化粧品組合は發展的解消を遂ぐる豫定
山口藥粧小賣商業組合
七月三十一日、既設の準則組合、山口化粧品組合を準則組合と變更の爲め、定款變更認可を得▽八月二十四日、指令第三八八六號を以つて山口藥粧小賣商業組合を變更認可を得
京都府漆器卸業組合
九月七日、組合事務所に於いて理事會を開催、理事長の選任及配給所設定に關して協議
高崎荒物雜貨小賣商業組合
六月十八日、商組認可となり設立登記申請、出資拂込完了▽常務理事會及理事會を再度開會なし圓滑配給の實を舉ぐ▽新加入申込多く九月末日現在にて二〇三名出資總額九五四〇圓となる▽十月九日、地域擴張に就て臨時總會を開き、直ちに縣當局へ認可申請手續を取る
三重縣ゴム製品小賣商業組合
舉國新體制下に於いて商業報國の實を舉ぐるを旨として、組合員一同協力、本年度布靴一二九、一七九足、地下足袋一九七

六〇

一二足の配給をなす

埼玉縣ゴム製品卸業組合
本年度に於ける配給品種、地下足袋二十三萬足、學童用ゴム長靴三十萬足、ゴム長靴三萬足、青年訓練靴及び女子勞働ゴム布靴等の配給を圖る、縣下二十七個所に荷受配給所あり
高田化粧品小賣商業組合
七月九日、創立總會を開催▽十月二十二日、商組認可指令下る▽業者不統一價值の統制施行化粧品公定價值の告示徹底化組合員の共済共榮、七・七禁令の善後指導等をなす
山口縣漆器卸業組合
九月、出資金壹萬圓を貳萬圓に増額、組合員拾貳名を九拾六名増員
根室ゴム製品小賣商業組合
學童用布靴及びゴム長靴其他の配給品を取扱ひ、圓滑配給を圖る
日本セロイド刷子工業組合
七月、臨時總會を開き役員一部の移動及五名増員を圖る△十一月、組合員を以つて日本セロイド刷子株式會社を創立し、原料材料の賣買及製品の販賣に當る、資本金拾九萬圓
日本燻工工業組合
時局柄原材料の共同購入及購入給に重點を置き、國民生活必需品生産の確保に遺憾なきを期したり

業界 組合役員一覽

【昭和十五年十月一日現在】

①同業組合の部

長は組合長、副は副組合長、理事は理事、監事は監事、幹事は幹事、常任役員は常任、臨時役員は臨時、代任役員は代任、役員は役員、庶務は庶務、書記は書記、その他はその他。

北海道・樺太

函館和洋小間物商組合
長 齋藤信平、副 村田文藏、會 池田勝彦、庶 木間鶴松、幹 岡ノ上平吉、奥田熊太郎、吉田勘右衛門、白崎朝次郎、三條泰次、玉井謙三郎、輪島榮之進、神原清太郎、佐々木孝三郎、小林甚吉
函館小間物化粧品卸商組合
長 齋藤信平、副 内山哲雄、評 奥田熊太郎、村田文藏、本間鶴松、神原清太郎、壽原商事函館支店
函館小間物化粧品石鹼雜貨卸商組合
長 大總一郎、理 奥田熊太郎、佐藤建治、輪島榮之進、小林甚吉、木間鶴松、中吉萬三郎、壽原商事函館支店、書 池田勝彦
札幌小間物化粧品小賣商組合
長 小笠原楠彌、副 下妻義治、幹 澤田卯太郎、今井市郎、手

岩手縣

岩手縣化粧品卸商組合
長 齋藤爲太郎、副 森島利一、田辰次郎、大野木龜次郎、杉野源太郎、政市造、齋藤兼藏、齋藤幸次郎、野寺重造、中村政路、大森かめ、佐伯碧治、大家キミ、伊達小間物商組合
長 寺田源藏、副 坂下德太郎
帶廣小間物商同業組合
長 有田勝彦、副 竹中一晃、齋藤新五郎、會 小島重平、部長 西島小市、三浦源一郎、宮本伊吉、淺野義之、原清之助、顯 莊田德吉、吉田繁之助
豐原市化粧品卸商組合
長 松崎敏吉、役 養生堂樺太販賣會社、野原常太郎、小林清、黒澤政治、河井甚作

青森縣

弘前小間物商組合
長 大高千代吉、副 土田與忠、市 評 原田啓三郎、竹内清吉、關藤吉、辻井幸次郎、藤田寛太郎、小川藤四郎、坂垣常吉、松崎關二、書 原田啓三郎

茨城縣

水戸小間物化粧品卸商組合
長 西原三平、副 松井光、川又龜次郎、評 川上重之助、戸井田五郎、軍司松次郎、吉川銀藏、大山晴康、中村金藏、龜山清兵衛、深作政之助、小幡萬太郎、竹内康治、鶴田正之、郡司篤憲、種村玄三郎、梁田春吉、今瀬謙三、橋本三代吉
土浦地方荒物雜貨商組合
長 柴沼繁之助、副 佐野伊右衛門、石塚次郎兵衛、萩原平三郎、評 近藤由助、横田守、中村福次郎、具塚徳次郎、宮本藏之助、岩瀬佐一郎、柴沼孝雄

宮城縣

仙臺小間物雜貨商組合
長 齊川久吉、副 櫻井益之助、西内長治、常 遠藤長治、幹 遠藤長三郎、庄司勇太郎、川合清藏、村上安之助、加藤留五郎、佐藤周三郎、書 井澤慶太郎

群馬縣

前橋小間物商組合
長 高橋政治郎、副 中島幸平、幹 忍足鋼作、白田謙藏、關下文太郎、新井三郎、關口巖
高崎小間物化粧品石鹼雜貨卸商組合
長 齋藤忠三郎、副 廣兼國久、會 國澤辰治、幹 田村住五郎、清水佐太郎、金子次雄、鈴木英一、三井伊三郎、歌代民二、須田健三、佐藤一郎、小林茂十郎、飯塚富太郎

栃木縣

栃木縣小間物化粧品卸商組合
長 藤井源太郎、副 田島謙三、富岡光三郎、海老根義造、幹 入野健太郎、鈴木金三郎、石崎要治、栗原茂、上野吳服店、荒井政義、相 笠間文信、宇梶萬吉、針喜商店、松村幸治、會

組合團體

荒井政義、栗原茂。
栃木縣小間物化粧品卸商組
長 笠間文悟、副 田島鐵三、

宇都宮小間物化粧品卸商組
長 藤井源太郎、副 松村幸治
入野健太郎、石崎要治、會 荒

小山小間物化粧品卸商組
長 野田喜平、副 鈴木京之、
大塚恒吉。

埼玉化粧品卸商組
長 服部清十郎、副 小林靜、
岡戸正次郎、桑原登、會 梓澤

川越小間物化粧品卸商組
長 長谷川重吉、副 間仁田廣
藏、幹 小島助八、坂本篤之助

千葉縣
小見川小間物化粧品卸商組
長 岡野萬助、副 高木伊之助
幹 岡野文治郎、滑川善次郎。

東京小間物化粧品卸商組
長 小林富次郎、副 田中吉兵衛
幹 鈴木新吉、安藤福太郎、評

神奈川縣
橫濱化粧品卸商組
長 福田七郎、副 金子一眞、
佐藤伊三郎、議長 鈴木豐吉、

愛知縣
愛知縣化粧品卸商組
長 加藤寛次郎、副 大橋長七
後藤庄太郎、會 河合喜三郎、

靜岡縣
靜岡縣化粧品卸商組
長 岡部源太郎、副 市川文平
長 岡部源太郎、副 市川文平

福井縣
福井縣化粧品卸商組
長 野地光男、副 三田崎政治
會 德光政信、理 麻生巳作、

石川縣
石川縣化粧品卸商組
長 野村吉六、副 佐賀村善太
郎、島田商事株式會社、會 中

新潟縣
新潟縣化粧品卸商組
長 小黒喜三郎、幹 須賀田治
郎八、川崎文吉。

富山縣
富山縣化粧品卸商組
長 野村吉六、副 石崎作太郎
中村榮作、會 香井竹次郎、柴

富山縣
富山縣化粧品卸商組
長 野村吉六、副 石崎作太郎
中村榮作、會 香井竹次郎、柴

富山縣
富山縣化粧品卸商組
長 野村吉六、副 石崎作太郎
中村榮作、會 香井竹次郎、柴

國松眞三郎、小池敬三郎、土屋
了三、書 飯島俊之助。
佐原小間物化粧品卸商組
長 大木宗藏、副 喜多見正三

東京小間物化粧品卸商組
長 小林富次郎、副 田中吉兵衛
幹 鈴木新吉、安藤福太郎、評

東京小間物化粧品卸商組
長 小林富次郎、副 田中吉兵衛
幹 鈴木新吉、安藤福太郎、評

東京小間物化粧品卸商組
長 小林富次郎、副 田中吉兵衛
幹 鈴木新吉、安藤福太郎、評

東京小間物化粧品卸商組
長 小林富次郎、副 田中吉兵衛
幹 鈴木新吉、安藤福太郎、評

東京小間物化粧品卸商組
長 小林富次郎、副 田中吉兵衛
幹 鈴木新吉、安藤福太郎、評

東京小間物化粧品卸商組
長 小林富次郎、副 田中吉兵衛
幹 鈴木新吉、安藤福太郎、評

東京小間物化粧品卸商組
長 小林富次郎、副 田中吉兵衛
幹 鈴木新吉、安藤福太郎、評

東京小間物化粧品卸商組
長 小林富次郎、副 田中吉兵衛
幹 鈴木新吉、安藤福太郎、評

東京小間物化粧品卸商組
長 小林富次郎、副 田中吉兵衛
幹 鈴木新吉、安藤福太郎、評

東京小間物化粧品卸商組
長 小林富次郎、副 田中吉兵衛
幹 鈴木新吉、安藤福太郎、評

東京小間物化粧品卸商組
長 小林富次郎、副 田中吉兵衛
幹 鈴木新吉、安藤福太郎、評

東京小間物化粧品卸商組
長 小林富次郎、副 田中吉兵衛
幹 鈴木新吉、安藤福太郎、評

東京小間物化粧品卸商組
長 小林富次郎、副 田中吉兵衛
幹 鈴木新吉、安藤福太郎、評

東京小間物化粧品卸商組
長 小林富次郎、副 田中吉兵衛
幹 鈴木新吉、安藤福太郎、評

東京小間物化粧品卸商組
長 小林富次郎、副 田中吉兵衛
幹 鈴木新吉、安藤福太郎、評

組合團體

伊藤錠助、書緒川頼太郎。愛知縣小間物雜貨小賣業組合

長 後藤庄太郎、副 宇佐美武三郎、加藤祐助、會 伊藤銀四郎、理 早川德三郎、加藤京治郎、藤田彌雄吉、牛谷久四郎、石原德三郎。名古屋縣商組合

長 水野信太郎、副 岩田彦兵衛、相 山田治助、書 緒川頼太郎。名古屋縣商組合

長 宇佐美政次郎、副 松岡東造、會 大野喜助、書 緒川頼太郎。名古屋縣商組合

長 山崎重兵衛、副 大木俊三、白木松兵衛、會 服部治助、北山商店、幹 井田利三郎、小澤利三郎、谷伊一、長尾銀治、荒川鉦二、中島好太郎、河合増次郎、富田敦一、福田賢一、山田練一、藤代末吉、石原勘一郎、大喜仲重、順 伊藤繁治郎、水谷周平、戶田卯之助。東三小間物雜貨卸商組合

長 後藤精一、副 松田信一郎、岡本米吉、會 加藤正介、幹 小林榮次郎、近藤林四郎、藤井小太、宮川晴政、杉木一。桑名小間物化粧品商組合

長 安保恭作、副 東山春吉、中村經滿、評 山部榮五郎、佐々木繁太郎、安保恭作、柴田武一郎、中辻要五郎、書 小河喜作。廣島縣除虫菊同業組合

長 安保恭作、副 柴田武一郎、評 波里春吉、永井元吉、市河勝市、小出寅吉、神田哲男、羽根六左衛門、新谷福松、岡田金一、中本福二、書 小河喜作。山口縣石鹼化粧品小間物卸商組合

長 夏川和造、幹 日ノ本商事會社、日ノ本商事會社、德山商業會社、中尾商店、戶崎芳男、西田民忍。山口縣商組合

長 被田吉之助、理 高木商店、久保田利德、今井吉松、佐野敏雄、土佐商工株式會社、和泉傳吉、和泉仁一郎、長野宇一、大石德藏、丸岡忠平、監 魚井萬吉、淺田隆、德倉茂雄、代 栗田準三、渡邊幸平、松崎龜四郎、久保恭平、田代泰三、山本計器。四國化粧品小間物卸商組合聯合會

岐阜縣

大垣小間物化粧品商組合 組長 名和清助、會長 相比甚市、副 村上亮三、幹 石川忠彌、北村寅一、名和清一、村上俊吉、金森周藏、清水金藏、外村謙一郎、林順一、柴田眞一、小川與郎、日比指。中津化粧品同業組合 長 田口熊一、副 田中清一、會 辻村浩三、理 古井傳、伊藤福松、藤井宮一。關西商組合 長 吉田梅三郎、會 小島榮次郎、副 藤田次郎。

滋賀縣 大津小間物化粧品商組合 長 松村留次郎、幹 西川安太郎、飯田善四郎、川島喜與左衛門。長濱小間物化粧品商組合 長 中島昇、評 林逸郎、中澤發三、道慶與三郎、副 羽淵善三郎。

京都府 京都府化粧品業聯合會 長 橋金治、副 鈴木富三、藤田米市、會 能登秀士、梅村耕一、理 片野省一、酒井久嗣、桑友與太郎、槍崎美馬、佐藤敬一、植村彦吉、牧彌三松、五羽新太郎、宮川佐久郎。京都化粧品卸商同業組合 長 橋金治、副 酒井久嗣、會 增田茂八郎、三宇克知、野本秀太郎、泉餘藏、中村利平、近藤義雄、統 眞鍋金次郎、近藤克芳、兵頭源藏、小坂達男。

德島縣 德島小間物化粧品卸商組合 長 大石德藏、副 丸岡忠平、評 中村利平、德倉茂雄、泉餘藏、近藤義男、大原賀多七、武村勘次、田中德太郎、江戶武三郎。德島化粧品商組合 長 田村保、副 數島久米助、山本正敏、會 森田光太郎、幹 片山勝市、岩佐松久、溝内豐、丸岡善平、沖野儀三郎、發伊藏、檢泰平、高橋春雄。

福岡縣 福岡化粧品石鹼卸商組合十日會 長 井上與吉、理 三宅順次、瓜生友二、山口途三郎、山本伊三夫、書 中尾典巳。福岡小間物卸商組合 長 相部正太郎、副 波多江岩次郎、幹 坂川竹次郎、會 萬崎友次郎、幹 坂本重之、中尾菊次郎、青木豐次郎、田尻三郎、三宅慶一郎、原日排一。福岡小間物雜貨卸商組合 長 山本伊三夫、副 森山留次郎、會 中尾三三、會 渡吉助。福岡小間物商組合 長 相部正太郎、副 結川竹次郎、波多江岩次郎、會 阿部友次郎、幹 青木豐次郎、中尾菊次郎。

佐賀縣 武雄化粧品小間物卸商組合 長 前田英一、副 西野一郎、幹 井上武司、松尾安次、宮原市太郎、松尾一馬、江口國雄、山口秋利、中川アキ子、鈴田國廣、中尾清馬、田中フタ、吉田勲六。大分縣木蠟業同業組合 長 清末高藏、副 吉武政雄、評 河野鶴松、早田勲藏、井上勇、光田直策、內田眞直、顧植木佐太郎、向井利平、書 伊藤明文。

熊本縣 九州化粧品商組合聯合會 長 正清彌七、副 相部正太郎、幹 小倉化粧品商組合、久留米化粧品商組合、大牟田化粧品組合、佐賀化粧品組合、長崎化粧品組合。熊本市小間物化粧品小賣商組合 長 瀨戶山武助、副 上津定吉、評 水明嘉秀、室屋正平、上東直助、和田武義、會 稻森勇吉。

鹿兒島縣 鹿兒島縣化粧品卸商組合 長 大工園達藏、副 藤崎豐志、幹 馬場國仁右衛門、森永照、北川善四郎。鹿兒島小間物雜貨卸商組合 長 大工園達藏、副 北川善四郎、役 是枝弘章、土井鶴松、松島留一、上田稔。

宮崎縣 都城小間物化粧品小賣商組合 長 瀨戶山武助、副 上津定吉、評 水明嘉秀、室屋正平、上東直助、和田武義、會 稻森勇吉。鹿兒島縣 鹿兒島縣化粧品卸商組合 長 大工園達藏、副 藤崎豐志、幹 馬場國仁右衛門、森永照、北川善四郎。鹿兒島小間物雜貨卸商組合 長 大工園達藏、副 北川善四郎、役 是枝弘章、土井鶴松、松島留一、上田稔。

和歌山縣

喜三郎、天野源七、野村外吉、田中情二、安部茅二、山本說次郎、書 石川靜三郎。大阪府 大阪府商組合 長 田村眞策、副 木村半藏、理 株式會社小川香料店、鹽野香料株式會社、合名會社永廣香料店、合名會社齋藤商店、合名會社渡邊商店、書 土田市夫。堺鹽商同業組合 長 尾田八兵衛、副 中田楠信、評 大塚源平、田畑篤三、鬼頭勇治郎、奧野久治郎、書 正木良昌。大阪府雜貨卸商組合 長 山田房治郎、副 吉田米藏、會 淺原市治郎、役 大谷稔、佐藤菊太郎、加藤半藏、笹谷新助、矢野新治郎、古田清三郎、神納平兵衛、高田鹿次郎、竹本伊三郎、書 今橋誠治。

和歌山市小間物化粧品同業組合 長 岩橋滿、副 淺田順一郎、幹 井如惣右衛門、野上龜十郎、土井爲吉、藤村幹一、湯淺精吉、竹中榮太郎、湯川精太郎。鳥取縣 鳥取石鹼化粧品小間物商組合 長 松田恒藏、副 田中藤太郎、理 八田茂雄、幾代清二、斧谷豐藏、出井時藏、田本喜代治、監 間島辨次郎、森下秀隆、統吉村鐵藏、萩野茂、岩崎貞雄。

廣島縣 廣島化粧品小間物卸商組合 長 佐久間勇、副 中澤愛次郎、會 西本作次、評 緒方義文、鳴谷喜兵衛、吉田山三郎、田中善助、竹本藤一、熊谷忠一、溝口節夫。福山化粧品小間物小賣商組合 長 草原準一、副 岡崎繁雄、伊藤公正、會 池田國太郎、幹 西谷定男、諏澤喜平、田中多一、豐田一夫、中島勘市、本瓦道義。

岡山縣 岡山小間物化粧品商組合 長 三宅慎吉、幹 福井榮三郎、和氣政次郎、植田哲三。倉敷小間物化粧品商組合 長 平岡是治、副 岡本久平、理 岡本隆正、幹 藤原喜太郎、石原笑津、渡邊德助。小倉商組合 長 兒玉清一、副 有田稔、會 吉原眞造、幹 森保コマ、下村ユカ、久田晃、伊本政夫、齋藤サチ子。瀨戶郡小間物化粧品商組合 長 岩田七三郎、幹 龜山七之助、上野謙一郎、相原清。

廣島縣 宮本洋品店、日ノ丸小間物店、三浦藥局、蒔田春苗、西大門藥局、宮本千枝堂、阿部藥局、山岸天祐堂、文化小間物店、三河屋商店、脇有望堂、天風堂藥局、坂井藥房、白石商店、川浪藥局、大豐商店、吉野屋本店、德永商店、韓青化粧品部、海東藥局、東仁商店、大內百貨店、相 梓屋號、夏川支店、三田村商店、書 高橋幸一。釜山化粧品組合 長 西尾角藏、副 中江重三郎、加納功、會 石田義雄。大邱化粧品商組合 長 富江仲次郎、副 西村慶一、李根茂、會 中村平四郎、理 南方眞次郎、有本隆重、石井種次、川鍋梅次郎、榮孝太郎、木內松之助、安背律、禹夏律、馬鎮斌、車炳坤、李圭眞、禹且學。

滿洲支那 滿洲化粧品卸商組合 長 石黑義博、副 前田スカ、評 中村房市、鹽見圭造、阿知治郎吉、監 谷口益太郎、西尾一五郎、書 三谷秋男。關東州藥業同業組合 長 石川良三郎、常理 谷口甚一郎、藤井源一。關東州化粧品組合 長 夏川榮造、專 家守藏次、常 齋藤博、理 松井清、叢樹玉、石垣康郎、寺島治三郎、小泉忠雄、石黑靖二、山下山一、望月健一郎、今中良、林秀山、監 前川都夫、梅澤源次郎、牟敬修、書 內田崇。

朝鮮 京城化粧品組合 長 岡田永治、副 東亞婦人會、齊藤藤三郎、會 北岡庄七、幹 新澤繁登、サキキヤ商店。

六四 金谷豐實、書 岩崎春治。米子小間物化粧品商組合 長 津田重太郎、副 神庭常吉、幹 藤谷スエ、藤尾秀近、中田よし子、高濱よし子、西尾利國、手島勇、小坂元三郎。

天津化粧品輸入配給組合
會長 龜澤省朝、副 中戸川孝造
會 吉田陽二、理 石黒仙治郎
中西幸保、川勝莊一、監 豊田國夫。

臺灣

臺灣石鹼鹼化粧品統制組
會長 中辻喜次郎、理 越智寅一
神木次郎、脇村元造、小林啓七
評 小野勘市、林誠雷、張景明
名取學文、柯福。

商業組合の部

註 長は理事長、副は副理事長、常任
常務理事、理は理事、監は監事、
信は信用評定委員、統は統制委員

北海道

函館洋品服裝雜貨小賣商業
組合
長 岡野上平吉、理 生駒利三
小川清七、森本竹三郎、高橋喜
藏、川瀬勇、東田文雄、小池田
竹次郎、宮本眞一郎、大西昇三
横岩米藏、土谷平太郎、玉井謙
三郎、監 三條泰治、山根政吉
小樽雜貨賣場化粧品商業組
合
長 岡島元次郎、理 小安秀、
西島九二六、小西七藏、美奈見
要藏、直江清次、書 奥野孝三

山形縣

長 岡島元次郎、理 小安秀、
西島九二六、小西七藏、美奈見
要藏、直江清次、書 奥野孝三

鶴岡小間物洋物商業組合
長 後藤善太郎、理 伊藤安治
郎、小池湖一郎、小松謙治郎、
皆川良吉、山田堅固、田林桂二
監 高橋安次郎、本間安藏、書
小池湖一郎。

宮城縣

仙臺化粧品商業組合
長 佐藤太郎右衛門、常、今野
平藏、飯田信七、理 氏家良助
佐藤量、八木信男、佐藤禮治、
半澤長三郎、高橋勝衛、監 庄
司新左衛門、櫻井政吉。

福島縣

福島化粧品商業組合
長 長谷川兵吉、理 後藤勇吉
橋本重信、藤井民次、高山庄助
監 塚原文平、宮田勇。

茨城縣

茨城縣中部小間物化粧品小
賣商業組合
長 戶井田博正、常 中村金藏
深作政之助、理 竹田康治、軍
司松次郎、小橋萬太郎、種村友
三郎、郡司篤重、金澤勲藏、鈴
木壽一、監 今津謙二、藤田竹
之助、竹内武治。

群馬縣

群馬縣中部化粧品商業組合
長 高橋政次郎、常 中島幸平
理 忽足銅作、白田謙藏、新井
三郎、國下文太郎、星野忠藏、

磯野德太郎、星野謙作、宮下善
次郎、監 關口巖、中山直三、
伊藤福司、關谷權雄、萩野龜松
關上雅男、中島藤一、高桑菊太
郎、森田和作、磯野宗三郎、
高崎荒物雜貨小賣商業組合
長 杉浦源一郎、副 吉澤五二
郎、專 秋山駒二、常 三井伊
三郎、野澤元一、理 阿久津忠
作、有賀謙吾、田端良太郎、吉
田安藏、後藤米治、高橋茂保、
監 松本榮三郎、宮下榮作、梅
山辰之進、高橋朋吉、高橋運三
郎、書 吉澤五二郎。

埼玉縣

熊谷化粧品小賣商業組合
長 小泉龜太郎、西山靜吉、渡
邊儀太郎、菅谷桂二、宮下長一
松浦卯之輔、大澤福太郎、監
小林庄三郎、柴崎忠太郎、岩崎
豐次郎、五味信治、書 菅谷桂
二。

東京府

東京朝子卸商業組合
長 澤京治郎、副 島岡光三、
德永保之助、理 高橋萬吉、杉
崎達、富士治左衛門、大野木傳
村上幾太郎、清水清治、寺內源
七、大内重雄、植木太作、監
富原九八、黒川兼吉、山本七郎
兵衛。

東京都

東京鐘針卸商業組合
長 池田藤兵衛、常 關口次郎
理 石井啓之助、瀧澤三雄、
上田長左衛門、監 小林新、杉
山吉三郎。

東京手藝縫製用品卸商業組
合
長 關口次郎、常 須田新吉、
瀧澤三雄、理 池田藤兵衛、
上田長左衛門、白鳥米吉、高柳
政雄、伊藤賢次郎、多崎山太郎
監 杉山吉三郎、野村勇。

全國藥粧商業聯合會

長 吉田達次、鈴木勇雄、鈴木
小善、米山貞次、松本金重、伊
澤弘芳、三森兼藏、稻葉房藏、
伊丹太藏、松永十太郎、緒方作
次郎、市倉佐次郎、小田健三、
大内源吾、大野實太郎、監 花
村武郎、山本直美、淺原鐵三郎
主 國分敬郎。

東京中央藥粧商業組合

長 伊澤弘芳、常 玉井賢、理
堀部治三郎、松澤八右衛門、久
保田聖也、岡田信辰、菊地恭三
松下常太郎、未田憲一、監 櫻
潤久次郎、橋本義廣、小林利明
書 新見義宗。

東京山の手藥粧商業組合

長 萩村武郎、理 水野善重、
喜多川辰三、守田豐三、高木助
一、鶴柄正平、監 河野長吉、
都築喜藏、瀧崎吉太郎、高野未
四、書 小川實。

東京北區藥粧商業組合

長 鈴木勇雄、理 渡邊清三郎
本多覺二、萩原嘉一、清水滋、
古屋英盛、早塚健之助、石川平
治郎、小松周太郎、監 池田正
尾、可兒重一、建持直衛、花房
重藏、書 大倉五。

東京東區藥粧商業組合

長 三森兼藏、常 伊藤重、理
古田士八重吉、高橋勘次、渡邊
幸一、朝倉三郎、島岡初治、監

黒田喜一郎、加藤勝衛、佐々木
憲志司、書 龜田伍輔。
東京城北藥粧商業組合
長 米山貞治、常 荒井水治、
理 小林品五郎、野田萬治、田
中波吉、山本芳郎、平尾金五郎
監 遠山四郎、矢島義松、福島
延太郎、小林三四郎、前田松藏
書 高柳義夫。

東京城西藥粧商業組合

長 松本金重、理 石井輝太、
澤四郎、鈴木四郎、青木喜三治
岡田久治郎、石田健男、監 鈴
木義治、加藤慎一、魚井勝、大
川信一郎、北村英夫、書 常泉
新。

東京都南藥粧商業組合

長 吉田達次、常 鈴木小善、
理 伊藤清三郎、小山達、吉田
儀藏、木村敏吉、大矢登太郎、
水野彌一、村下小太郎、監 松
堀越砂、中村作五郎、福重甚吉
書 國分敬郎。

東京燒酎卸商業組合

長 小宮勇三郎、常 塚本翁藏
中村與市、丸山松治、小森敬三
理 岩田勘藏、保坂重治、片田
要松、栗山善太郎、增田源治、
藤浪良三、坂田正雄、監 伊藤
敬止、河合吉二郎、木下成吉、
石川善三、保坂重治、片田要松
中野新作、梅原榮之助、栗山喜
太郎、增田源治、木下修三。

橫濱藥粧商業組合

長 市倉佐次郎、常 齋藤初藏
栗原徹、山崎定一、如與德吉、
理 清家喜三郎、萩原誠一郎、

新潟縣

高田化粧品小賣商業組
合
長 青山德信、理 川浦留吉、
野口峯吉、野口好太郎、山田周
一郎、岩島榮太郎、監 清水健
治、勝山亮太郎、丸山喜太郎、
統 森平司、山田練四郎、增村
岩作。

富山縣

富山市化粧品小間物雜貨卸
商業組合
長 成田松太郎、常 板倉治平
理 高松直次郎、長越友雄、稻
澤三郎右衛門、監 中市屋商店
永森徳平。

富山化粧品小間物雜貨小賣
商業組合

長 安井榮次郎、理 平山常次
郎、天郷滋次郎、桑名善三郎、
關仲次郎、柴田忠義、增田勝藏
監 清水中次郎、松崎善平、中
林茂良。

高岡化粧品小間物卸商業組
合

理 野村岩太郎、常 宮崎甚平
理 松井正吉、米澤利作、岡田
善藏、監 北野庄太郎、毛利龍
藏。

中新川郡小間物雜貨化粧品
商業組合

長 依田富重、理 井上長右衛
門、

福井縣

福井化粧品商業組合
長 三田崎政治、常 板倉末吉
會 岡田治平、理 角外吉、野
坂甚吉、朝倉新平、毛利久太郎
監 武田吉太郎、岡田捨榮、田
中澤次郎。

長野縣

長野小間物化粧品小賣商業
組合
長 山田金藏、常 宮尾三郎、
理 春日文五郎、矢澤哲雄、伊
藤彌吉、山田伸治、上原則二、
栗田萬五郎、監 高澤義雄、鈴
木務、渡邊綱雄、信 大澤富藏
增城登二、高野喜一、原茂兵衛
增田友吉、統 横山寛治、小林
榮藏、渡邊八重吉、河原新六、
宮澤辰之助。

上高井小間物化粧品文房具
紙雜貨小賣商業組合

長 福津喜久治、專 廣田正太
郎、理 北島金吾、高島仙造、
小林耕造、種田榮一、松澤喜治
郎、小山三治、監 小田切善三
郎、瀧澤甚左衛門、牧小彌太、
筱岡政治、中村甚二。

山梨縣

長 依田富重、理 井上長右衛
門、

山梨縣

長 依田富重、理 井上長右衛
門、

六六

六七

滋賀縣

瓜田米吉、養谷牛助、杉山久治郎、下山佐吉、大江巳之吉、熊崎元吉、田近文三郎、今枚金七、伊藤松太郎、山本正藏、横井安藏。

滋賀縣 工業組合の部

長 中西傳兵衛、常 橋金治、外村兼次郎、理 西川安太郎、郡田信次郎、出目英一郎、寺居豊次郎、羽澤善三郎、川島喜右衛門、監 川島忠次郎、中井彌一郎、吉川長三郎、統 松村留次郎、林逸郎、安藤誠介、信加納久次郎、山中一藏、加藤庄次郎、園司松兵衛、八木甚三郎。

京都府

京南化粧品卸商業組合

長 吉川留次郎、常 森口政信、竹内茂治郎、理 野崎富三郎、岩田茂次、上田岩次郎、監 廣瀬捨三、長谷川平治郎、杉本寛治郎、書 坂口熊次郎。

京都府 卸商業組合

理 今井順一、竹内久次郎、清水吉之輔、岡崎善次郎、上田辻右衛門、宮川佐兵衛、澤井孝治、監 山本龍雄、淺井宗治郎、統 岡崎善次郎、竹内久次郎、和田勝雄、河合良雄、森本種三、監 見國三、清水常次郎。

大阪府

大阪府 卸商業組合

中谷辰藏、山岸徳次郎、松本昇小柳朱一、天野源七、金原巳三郎、三輪善兵衛、監 井上太兵衛、東野芳三郎、久保政吉、阪本一郎。

東京ヘヤートネット工業組合

長 岩谷谷次、常 岩崎與作、入澤三郎、理 正守利三、鈴木正男、片岡浩三、監 山本三之助、小口常雄。

東京輸出金庫石鹼卸商業組合

長 井上小四郎、理 森留藏、勝野磯吉、監 村上幾太郎。

東京金庫小間物工業組合

長 飛川源吉、理 長谷川鐵太郎、川名光三、吉澤善吉、木村秀吉、渡邊光造、川又二郎、日比野惠造、中村松五郎、吉村安太郎、井桁直憲、監 關口藤次郎、海渡義一、書 酒井三郎。

東京袋物工業組合

長 田中與會一、副 重田榮次郎、專 中島義一、理 長谷川五郎、向笠井、池上慶次郎、高野三郎、植松松造、那須柳太郎、横松仁助、吉田初太郎、吉川安太郎、福野昇、監 荒井福松、松井鶴藏、比留間玉吉、書 福澤信。

東京輸出金庫雜貨工業組合

長 梶田久治郎、常 荒川清一、理 井村松五郎、谷田賀良俱、金丸文郎、森留藏、宮田伊太郎、岡部太郎、白山源次郎、清水藤三郎、廣野等、中川繁、山田高一郎、監 中野新助、持田憲作、石黒重三郎。

組合團體

愛媛縣

長 平井米吉、理 小林朝之助、西村常三郎、理 伊勢爲吉、砂川耕三、大島兼助、山際爲三郎、松岡柳一、荒木金助、澤田幸太郎、杉田宗助、監 和田喜三郎、片岡長吉郎、西岡貞次郎、書 大前常藏。

愛媛縣 工業組合の部

長 長谷川彌三郎、常 池田牛兵衛、中島太助、木村治郎、理 製油株式會社、吉川儀三郎、攝津製油株式會社、監 伊勢村寺治郎、瀨能忠敬、書 大野逸三、大阪製身具雜貨卸商業組合、長 島井清吉、副 大島清二郎、大谷伊太郎、所庄吾郎、會 原田小三郎、書 門田信喜。

香川縣

長 平井米吉、小林正義、伊勢爲吉、大島兼助、西岡恒次郎、荒木金助、和田喜三郎、西村常三郎、井上德太郎、砂川耕三、林員良、澤田幸太郎、松岡柳一、監 秋元都太郎、井上豊治、山際爲三。

福岡縣

長 松永十太郎、副 高木實、小川安司、理 太田英亨、侯野文造、生方善八、小橋涉、三島住也、石井兼、尾林誠、中村菊造、大内不尤人、鳥生利三郎、久保喜一。

長崎縣

長 長崎縣卸商業組合、長 幸田康彦、理 松浦巖、權田東作、溝口助作、帆土重雄、

大阪府

長 大河龜太郎、副 岡本長一郎、理 上武龜次郎、細原伊平、福田源造、松浦直次郎、監 柴野繁太郎、松原政市、統 柴野繁太郎、兼 常市、吉田要太郎、下村利夫、祐田未次郎、大河龜太郎、岡本長一郎、書 柿崎充、大阪ヘヤートネット工業組合、長 佐藤富男、理 增田博造、笠原吾三郎、監 小林清人、山口俊二、書 門田信喜。

兵庫縣

長 上杉藤美市、副 宮永和三郎、青木德松、理 橋本新三郎、奥野通久、金川松次郎、神谷恒次郎、菅原喜作、木村芳太郎、芝野新三郎、由本清一、高濱辰治、名村儀一郎、桑田儀一、五明眞吾、監 松尾福市、祐田成次郎、書 中村敏和。

追補

長 大河龜太郎、副 岡本長一郎、理 上武龜次郎、細原伊平、福田源造、松浦直次郎、監 柴野繁太郎、松原政市、統 柴野繁太郎、兼 常市、吉田要太郎、下村利夫、祐田未次郎、大河龜太郎、岡本長一郎、書 柿崎充、大阪ヘヤートネット工業組合、長 佐藤富男、理 增田博造、笠原吾三郎、監 小林清人、山口俊二、書 門田信喜。

愛知縣

長 河合仁平、副 岡島豊、理 和久田茂兵衛、監 安藤幸夫、

名古屋化粧品卸商業組合

長 河合喜三郎、森庄助、小林宗治、伊藤貞七、近藤誠宏、中北伊助、伊藤鏡助、水野増次郎、加藤寛次郎。

愛知縣 工業組合の部

長 石黒新市、理 甚目慶太郎、鈴木鐵之助、森要市、後藤米三郎、監 西川繁松、松岡岩吉、書 甚目慶太郎。

岩谷俊郎、中原四郎、飯先忠雄、平川茂、金子巽、監 徳島倉次郎、鮫島三太郎、吉田四郎、書 池田光義。

大分縣

長 小林昇一、專 内田伊伊、中山善助、理 安部利市、澤間義三郎、甲斐榮八、吉村滿、宮崎直喜、伊勢島尙、糸永東、金馬義住、岡本彌八郎、岩谷政一、監 植木惣平、森喬、佐藤唯義、別府化粧品卸商業組合、長 溝部裕平、副 野崎玉彦、理 甲斐佐次、野口禮次郎、花神好造、土谷久雄、荒川松壽、監 渡邊金七、外村義一、河野政道、吉田俊治。

熊本縣

長 正清彌七、理 田中熊七、益田彌平、尾崎茂之輔、森田宇兵衛、西田未藏、松前顯義、岩本鐵雄。

熊本縣 工業組合の部

長 宮崎次三郎、副 森田宇兵衛、藤村一郎、理 岩本鐵雄、和泉百貨店、千徳百貨店、沖永哲太郎、森田鶴雄、監 黒田靜雄、監 山善藏、吉本壽七郎、相正清彌七、北野茂美。

鹿兒島縣

長 鹿兒島化粧品卸商業組合、

鹿兒島縣 工業組合の部

長 高砂化學會社、評 井上辰造、篠崎四郎、小林安太郎、塚野照之助。

東京府

長 阿部長次、副 岸録郎、理 武澤益三、石川久平、日向野代助、監 首長正三郎、渡邊輝藏、書 廣田善八郎。

栃木縣

長 阿部長次、副 岸録郎、理 武澤益三、石川久平、日向野代助、監 首長正三郎、渡邊輝藏、書 廣田善八郎。

東京府

長 小林富次郎、副 板倉安兵衛、安藤金平、中山豊三、專 廣田嘉一、理 伊東榮、井田友平、外池五郎三郎、高橋三四郎。

北海道

長 新倉周造、專 廣田元介、理 羽鳥千賀恵、山崎自治、笹井子之作、永草榮一、齋藤春雄、田中多、米田辰次郎、監 波多野兼太郎、佐藤昌吉、村住三右衛門。

北海道 工業組合の部

長 熊谷忠一、常 中村崇太、渡部市郎、木村熊四郎、理 溝口節夫、森川喜久治、土屋利三、米田常吉、立花春吉、望月利八郎、尾山徳一、原田稔、國崎喜一、土井千代吉。

工業組合の部

長 熊谷忠一、常 中村崇太、渡部市郎、木村熊四郎、理 溝口節夫、森川喜久治、土屋利三、米田常吉、立花春吉、望月利八郎、尾山徳一、原田稔、國崎喜一、土井千代吉。

全國同業組合一覽

【昭和十五年十月一日現在】

組合名	所在地	設立年月日	組合長	書記長	組合員數
大泊小間物化粧品商組合	大泊本町大通南一ノ一三	昭二・七月	野原常太郎		一五
豐原小間物化粧品商組合	豐原商工會議所内	昭一四・一〇・二	松崎敬吉		四〇
豐原化粧品卸商組合	同	昭一四・一・二二			六
○札幌小間物化粧品卸商組合	札幌市南二條西四丁目	昭六・一・一〇改組	長谷川四郎	宮岸彌助	一五
札幌小間物化粧品小賣商組合	同市南五條西四ノ七	大一〇・二・一一	小笠原楠彌		一五
札幌化粧品製造組合	同市南二條西四丁目	昭一五・七・一八	長谷川四郎		一
北海道化粧品製造業組合	同市同	昭一五・一〇・二三			三一
札幌婦人理髮保健組合	同市北二條西三ノ一	昭一四・二・五	國井アサ		一
函館小間物化粧品卸商組合	函館市高砂町三ノ五	大一五・四・一	齊藤備平	大梶善太郎	一七
函館和洋小間物商組合	同市同町、大梶方	昭二六・五月	同	池田隆	八三
函館小間物化粧品卸商組合	同市西川町一三東日本商報社内	昭一五・八・二四	大總一郎		二一
小樽洋物小間物商組合	小樽市稻穂町西六ノ九	昭二九・五月	河邊甚藏		二四
小樽美粧品卸商組合	同市永井町一丁目	昭一五・一・二八	○河邊甚藏		二二
旭川荒物雜貨卸商組合	旭川市四條通五丁目	改組	○西田幸次郎		一五
旭川小間物化粧品卸商組合	同市町廣瀬町一二五	大九・一・一一	齊藤爲太郎		二二
稚内化粧品卸商組合	稚内町本通北三丁目	昭五・五・二七	○高橋甚之助	山口壽	一五
稚内荒物雜貨卸商組合	同町北濱通三丁目	大五・三月	○寺江甚助		一八
帶廣小間物商同業組合	帶廣市中央通南十一丁目有田方	昭一三・二月	○太田嘉久馬		七九
岩見澤文具小間物組合	岩見澤町二條西一ノ七丸善商店	大一五年	○村瀨武右衛門		一一
瀧川化粧品卸商組合	瀧川町村木通北五丁目、浦上方	昭一三・一月	○野瀨兼次郎		二一
釧路洋物小間物商組合	釧路市南大通六・村瀨方	昭四五年	○高橋政芳		一一
北見四郡化粧品卸商組合	網走町南四條東一丁目・久田方	昭一三・七月	○植賀喜代市	伊藤久之助	二二
遠輕小間物化粧品卸商組合	紋別郡遠輕町大通三五七	昭四・二・一一	○寺田源藏		二五
伊達町小間物化粧品卸商組合	有珠郡伊達町網走町	昭二・二・一五	○岩崎銀松		一〇
名寄化粧品販賣商組合	名寄町四條六丁目・岩崎方				四〇
青森和洋小間物商組合	青森市大町一ノ一二四	昭三五・四月	○樋口喜輔		五六
青森化粧品卸商組合	同市同	昭一三・二・二二	○中村與吉		五八
青森縣織寸配給組合	同市	昭三〇・七月	○大高千代吉	原田啓三郎	三八
弘前小間物商組合	弘前市和徳町				
盛岡化粧品卸商組合	盛岡市三戸町一四八	昭一・四・一五	○井上留吉	池野金太郎	一〇五
岩手縣化粧品卸商組合	同市看町七二	昭一五・一〇・二八	○熊谷彌八		一八
花巻小間物化粧品卸商組合	花巻町上町・岩田方	大六・五月	○岩田豊藏		三四
釜石洋品文房具商組合	釜石市仲町	昭一三・七月	○谷澤榮太郎		一八
秋田市小間物商組合	秋田市大町三ノ二五	昭三一・二・一一	○木内隆一	米塚勇五郎	三七
秋田荒物商組合	同市同	大一三・四・一	○片屋永之助	同	三三
秋田縣織寸配給組合	同市同	大四・五月	○岸部儀助		二四
能代小間物商組合	能代町上手・マルキ洋品店內	大三一・五・一一	○伊藤久吾		一〇
本莊町小間物同業組合	由利郡本莊町大町三九				
山形縣織寸配給組合	山形市	昭一七・五月	○鈴木吉助		二七
山形荒物商組合	鶴岡市鍛冶町甲二五	昭六・三月	○諏訪富右衛門		一〇
鶴岡蠟燭製造業組合	同市上看町乙五八	昭三八・二月	○高山菊次郎		六一
酒田小間物洋品文具商組合	酒田市大工町	大七・五月	○五十嵐傳七		三三
酒田荒物商組合	同市下中町・五十嵐方				
宮城小間物雜貨商組合	仙台市東二番町一〇三	昭三一・一〇月	○齊藤久吉	井澤慶太郎	
宮城・岩手織寸配給組合	同市				
福島小間物雜貨商組合	平市四ノ二六	大一三・二・一五	○猪狩庄平	中野庄吉	一〇
福島縣織寸配給組合	郡山市				

全國商工會議所議員一覽

昭和十五年十月一日現在

議員氏名	所屬
須川外次郎	小樽
井林清介	函館
杉江仙次郎	旭川
三上純次	釧路
谷口純次	室蘭
高橋美三郎	帶廣
岡澤泰太郎	釧路
石名泰雄	釧路
多田光太郎	釧路
松岡喜八	釧路
宮本正吉	釧路
宮本實	釧路
同本	釧路
西川源次	釧路
池田三郎	釧路
谷内安太郎	釧路
池田千代吉	釧路
加藤重孝	釧路
樋口藏吉	釧路
山崎榮次郎	釧路
鈴木和吉	釧路
長谷川隆三	釧路
中村長十郎	釧路

註
 本欄中... 小樽小間物... 函館小間物... 旭川小間物... 釧路小間物... 室蘭小間物... 帶廣小間物... 釧路小間物... 小樽小間物... 小樽美粧品卸商組合... 旭川小間物化粧品卸商組合... 稚内化粧品卸商組合... 帶廣小間物商同業組合... 岩見澤文具小間物組合... 瀧川化粧品卸商組合... 釧路洋物小間物商組合... 北見四郡化粧品卸商組合... 遠輕小間物化粧品卸商組合... 伊達町小間物化粧品卸商組合... 名寄化粧品販賣商組合... 青森和洋小間物商組合... 青森化粧品卸商組合... 青森縣織寸配給組合... 弘前小間物商組合... 盛岡化粧品卸商組合... 岩手縣化粧品卸商組合... 花巻小間物化粧品卸商組合... 釜石洋品文房具商組合... 秋田市小間物商組合... 秋田荒物商組合... 秋田縣織寸配給組合... 能代小間物商組合... 本莊町小間物同業組合... 山形縣織寸配給組合... 山形荒物商組合... 鶴岡蠟燭製造業組合... 酒田小間物洋品文具商組合... 酒田荒物商組合... 宮城小間物雜貨商組合... 宮城・岩手織寸配給組合... 福島小間物雜貨商組合... 福島縣織寸配給組合

組合名	所在地	設立年月日	組合長	書記長	組合員數
青森和洋小間物商組合	青森市大町一ノ一二四	昭三五・四月	○樋口喜輔		五六
青森化粧品卸商組合	同市同	昭一三・二・二二	○中村與吉		五八
青森縣織寸配給組合	同市	昭三〇・七月	○大高千代吉	原田啓三郎	三八
弘前小間物商組合	弘前市和徳町				
盛岡化粧品卸商組合	盛岡市三戸町一四八	昭一・四・一五	○井上留吉	池野金太郎	一〇五
岩手縣化粧品卸商組合	同市看町七二	昭一五・一〇・二八	○熊谷彌八		一八
花巻小間物化粧品卸商組合	花巻町上町・岩田方	大六・五月	○岩田豊藏		三四
釜石洋品文房具商組合	釜石市仲町	昭一三・七月	○谷澤榮太郎		一八
秋田市小間物商組合	秋田市大町三ノ二五	昭三一・二・一一	○木内隆一	米塚勇五郎	三七
秋田荒物商組合	同市同	大一三・四・一	○片屋永之助	同	三三
秋田縣織寸配給組合	同市同	大四・五月	○岸部儀助		二四
能代小間物商組合	能代町上手・マルキ洋品店內	大三一・五・一一	○伊藤久吾		一〇
本莊町小間物同業組合	由利郡本莊町大町三九				
山形縣織寸配給組合	山形市	昭一七・五月	○鈴木吉助		二七
山形荒物商組合	鶴岡市鍛冶町甲二五	昭六・三月	○諏訪富右衛門		一〇
鶴岡蠟燭製造業組合	同市上看町乙五八	昭三八・二月	○高山菊次郎		六一
酒田小間物洋品文具商組合	酒田市大工町	大七・五月	○五十嵐傳七		三三
酒田荒物商組合	同市下中町・五十嵐方				
宮城小間物雜貨商組合	仙台市東二番町一〇三	昭三一・一〇月	○齊藤久吉	井澤慶太郎	
宮城・岩手織寸配給組合	同市				
福島小間物雜貨商組合	平市四ノ二六	大一三・二・一五	○猪狩庄平	中野庄吉	一〇
福島縣織寸配給組合	郡山市				

議員氏名	所屬
野口利助	小樽
谷部永之助	函館
片屋永之助	旭川
三浦久吉	釧路
鈴木吉助	室蘭
齊藤久吉	帶廣
伊藤久吾	釧路
大高千代吉	釧路
原田啓三郎	釧路
井上留吉	釧路
熊谷彌八	釧路
岩田豊藏	釧路
谷澤榮太郎	釧路
木内隆一	釧路
片屋永之助	釧路
岸部儀助	釧路
伊藤久吾	釧路
齊藤久吉	釧路
井澤慶太郎	釧路
猪狩庄平	釧路
中野庄吉	釧路

石川縣 石川縣物卸商組合 昭一五・九・一二 昭二・二・一一 昭一五・九・一二 昭二・二・一一	福井縣 福井小間物化粧品商組合 昭一〇・七・二 昭六・一・一八 昭一五・一・〇七 昭四・四・二	長野縣 松本小間物化粧品商組合 昭五・一・一三 昭元・一・一〇 昭四三・四・一〇 昭一三・九・一〇 昭八・五・一六 昭八・四・一	岐阜縣 大垣小間物化粧品商組合 昭一〇・一・〇月 昭三・一・一〇 昭一五・七・一〇 昭一三・四・三	滋賀縣 滋賀縣化粧品商組合 昭一三・五・一四 昭一三・八・二五 昭四二・四・月 昭一五・七・一九 昭一五・九・月	靜岡縣 靜岡縣化粧品商組合 昭二・一・月
八幡濱 下關 宇部 博多 久留米 門司 小倉 若松 大牟田 直方 八幡 直方 飯塚 長崎 佐賀 唐津 大分 中津 熊本 宮崎 都城	八幡濱 下關 宇部 博多 久留米 門司 小倉 若松 大牟田 直方 八幡 直方 飯塚 長崎 佐賀 唐津 大分 中津 熊本 宮崎 都城	八幡濱 下關 宇部 博多 久留米 門司 小倉 若松 大牟田 直方 八幡 直方 飯塚 長崎 佐賀 唐津 大分 中津 熊本 宮崎 都城	八幡濱 下關 宇部 博多 久留米 門司 小倉 若松 大牟田 直方 八幡 直方 飯塚 長崎 佐賀 唐津 大分 中津 熊本 宮崎 都城	八幡濱 下關 宇部 博多 久留米 門司 小倉 若松 大牟田 直方 八幡 直方 飯塚 長崎 佐賀 唐津 大分 中津 熊本 宮崎 都城	八幡濱 下關 宇部 博多 久留米 門司 小倉 若松 大牟田 直方 八幡 直方 飯塚 長崎 佐賀 唐津 大分 中津 熊本 宮崎 都城

八幡濱 下關 宇部 博多 久留米 門司 小倉 若松 大牟田 直方 八幡 直方 飯塚 長崎 佐賀 唐津 大分 中津 熊本 宮崎 都城

八幡濱 下關 宇部 博多 久留米 門司 小倉 若松 大牟田 直方 八幡 直方 飯塚 長崎 佐賀 唐津 大分 中津 熊本 宮崎 都城

八幡濱 下關 宇部 博多 久留米 門司 小倉 若松 大牟田 直方 八幡 直方 飯塚 長崎 佐賀 唐津 大分 中津 熊本 宮崎 都城

八幡濱 下關 宇部 博多 久留米 門司 小倉 若松 大牟田 直方 八幡 直方 飯塚 長崎 佐賀 唐津 大分 中津 熊本 宮崎 都城

八幡濱 下關 宇部 博多 久留米 門司 小倉 若松 大牟田 直方 八幡 直方 飯塚 長崎 佐賀 唐津 大分 中津 熊本 宮崎 都城

新瀉縣 新瀉縣物卸商組合 昭四・五月 昭四・五月 昭四・五月 昭四・五月	新潟縣 新潟縣物卸商組合 昭四・五月 昭四・五月 昭四・五月 昭四・五月	富山縣 富山縣物卸商組合 昭五・九・一七 昭七・一・一五 昭四二・一・二二 昭六・一・一八 昭五・一・〇〇 昭三・五・一〇	石川縣 石川縣物卸商組合 昭二・二・一九 昭四・三・一一 昭一三・二・二〇 昭一三・二・二〇	福井縣 福井縣物卸商組合 昭一五・九・一二 昭二・二・一一 昭一五・九・一二 昭二・二・一一	長野縣 長野縣物卸商組合 昭一〇・七・二 昭六・一・一八 昭一五・一・〇七 昭四・四・二	岐阜縣 岐阜縣物卸商組合 昭五・一・一三 昭元・一・一〇 昭四三・四・一〇 昭一三・九・一〇 昭八・五・一六 昭八・四・一	滋賀縣 滋賀縣物卸商組合 昭一〇・一・〇月 昭三・一・一〇 昭一五・七・一〇 昭一三・四・三	靜岡縣 靜岡縣物卸商組合 昭二・一・月
荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄	荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄	荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄	荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄	荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄	荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄	荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄	荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄	荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄

荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄

荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄

荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄

荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄

荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄 荒木武雄

組合團體

和歌山縣

○下市製菓同業組合	下市町下市一・二五	大二・六・一〇	峠	嘉一郎	一〇三
和歌山市化粧品小問物同業組合	和歌山市杉ノ馬場町三ノ一	大八・七月	岩橋	滿	五五
和歌山縣小問物卸商組合	同市橋向町	昭一五・八・三	岡本	忠男	五三
和歌山荒物商組合	同市東仲間町一丁目	昭一四年	前田	茂兵衛	七
日本除蟲菊製品業組合	同市	大一四・二月	○兒玉	勝太郎	三〇
新宮化粧品商組合	新宮市新宮一、一〇〇	大二年	○正木	安康	一〇
新宮小問物商組合	同市新宮	昭四年	○小島	由太郎	三五
海南小問物化粧品商組合	海南市四方	昭四年	○山本	喜一郎	七五
田邊小問物化粧品商組合	田邊町榮町六三	昭一二年二月改組			

鳥取縣

鳥取石鹼化粧品小問物商組合	鳥取市川端三ノ五六	昭一五・二〇改組	松田	恒藏	六八
米子雜貨小問物商組合	米子市・商工會議所内	昭五・六・一九	○神庭	政七	三五
米子小問物化粧品商組合	同市同	昭一五・八・二二	津田	重太郎	五四

島根縣

松江小問物化粧品卸商組合	松江市白湯本町・梶谷方	明二五年	○梶谷	種一郎	六
今市小問物化粧品卸商組合	今市町六五二	明四三・七月	○片岡	信助	一八

岡山縣

岡山小問物化粧品商組合	岡山市紙屋町十二	明一五・一・一三	三宅	横六	一〇〇
岡山漆器器業同業組合	同市西大寺町・加納方	大一一・一〇・四	○林	泰八	二四
○岡山縣漆器同業組合	同市	明四〇・六・二二	○田中	馬見二	四六
津山化粧品商組合	津山市橋本町	昭五・二・二六	○德岡	忠平	四六
倉敷小問物商組合	倉敷市阿知町三八五・平岡方	大一一・一月	○平岡	忠治	三五
○中備薄荷同業組合	同市	大二・六・一〇	○松枝	四方吉	三五
○岡山縣除蟲菊同業組合	笠岡町	大六・五・一〇	○犬養	健	七五
○小田後月薄荷同業組合	小田町堀越六、六四四ノ二	明三八・八・一五	○東山	春吉	四〇
○山口郡小問物化粧品商組合	淺口郡玉島新町・商工會議所内	昭一五・一・二七	○岩田	七三郎	一七

廣島縣

廣島化粧品小問物卸商同業組合	廣島市細工町、廣島クラブ販賣株式會社	昭一一・五・六	佐久間	勇	三六
廣島荒物卸商組合	廣島市猿橋八	大七・一〇・一	○柴田	益明	二三
福山化粧品石鹼小問物袋物小賣商組合	福山市笠岡町一〇〇・草原方	昭一五・九・一一	草原	準一	五〇
尾道化粧品卸商組合	尾道市土堂町	昭元・二・一	藤本	坂次郎	九
尾道市小問物化粧品袋物商組合	同市同	昭一五・六・八	三宅	保次郎	四八
○廣島縣除蟲菊同業組合	同市土堂町四、六八八	大七・六・一三	安保	恭作	四九
吳化粧品小問物商組合	吳市・商工會議所内	昭六・四月	○山縣	鐵之助	三六
芦品化粧品小問物商組合	府中町八三六	昭三・一〇・一五	○益田	照次郎	三六
矢野髮同業組合	安藝郡矢野町・町役場内	大六・六月	濱井	大二	八六
三原市化粧品石鹼小問物袋物小賣商組合	三原市・商工會議所内	昭一二・三・二五	兒玉	清市	四五

山口縣

山口小問物商組合	山口市西門前町三〇來栖方	昭一五・八・一七	○來栖	信助	九
山口縣石鹼化粧品小問物卸商組合	下關市西南部町・夏川方	昭一五・九・一三	○西田	民恵	四八
宇部小問物袋物商組合	宇部市東區常盤道	昭一五・九・一四	藤井	義太郎	三九
下關市小問物袋物商組合	下關市西端町	昭一五・九・一四	前田	忠雄	二八
防府石鹼化粧品小問物小賣商組合	防府市三田尻町				三三

德島縣

德島小問物化粧品卸商組合	德島市二軒屋町	明四四・六・二六	大石	德藏	二五
德島小問物化粧品卸商組合	同市東新町	昭一四・一・二五	田村	勝美	五〇
德島化粧品商組合	同市・商工會議所内		田村	保	二六

香川縣

香川縣小問物化粧品卸商組合	高松市南新町一五・綾田方	大一四年	○綾田	吉之助	六五
高松小問物化粧品同業組合	同市兵東四〇・金光方	昭六・一・二・五	○金光	常吉	六一
○香川縣除蟲菊同業組合	同市内町九六	昭九・五・一八	○松浦	伊平	五七
丸龜化粧品小問物商組合	丸龜市松屋町筋・小西方	大一五年	○小西	篤治	一一
善通寺化粧品商組合	善通寺赤門筋・城井方	昭一〇・三・二五	○城井	小彌太	一六
多度津化粧品同業組合	多度津南町・西岡方	昭三・三・一五	○石川	嘉左衛門	三六
觀音寺化粧品商組合	觀音寺町・松崎方		○松崎	秀太郎	三六

愛媛縣

高松市南新町一五・綾田方	同市兵東四〇・金光方	同市内町九六	丸龜市松屋町筋・小西方	善通寺赤門筋・城井方	多度津南町・西岡方	觀音寺町・松崎方
--------------	------------	--------	-------------	------------	-----------	----------

七八

會、淺草大岩、一・二二日
 名古屋十一日會、新年會、兼
 以て大和巡遊、一・二二日
 北海和樂路會、新年例會、京
 橋ニエーランド、一・二三日
 名古屋ゴキョー會、聯合懇談會
 一・二七日
 東京雜貨化粧品卸商旭東會
 懇親會、三輪新世界、一・二七日
 啓進會、第百零回、日本橋ク
 ラブ、一・二七日
 興進會、新年總會、淺草大支
 一・二七日
 大東京クラブ大洋會、新年總
 會、熱海大野屋、一・二八日
 丹頂ベルトライン會、第二回
 總會、綱島水明樓、一・二九日
 東京化粧品工業會、新年總會
 大森三芳、一・二九日
 東京金鳥會、新年總會、組
 合樓上、一・二九日
 東京友誼會、協議會、組合樓
 上、一・二九日
 ヒントクラブ、作品發表會、
 組合樓上、一・二四日
 大阪社工會、發會式、城崎西
 村屋、一・二四日
 名古屋エキセルン會、琴芳園
 一・二五日
 名古屋同和會、新年會、商報
 社樓上、一・二五日
 ライオン山岳會、日光スケー
 ト會、一・二八日
 ライオン山岳會、志賀高原ス
 キー、一・二七日
 門司社友會、總會、錦町相生
 二・二日
 パヒリオ十五日會、幹事會、
 虎の門晚翠軒、二・三日
 大阪社富會、例會、白濱白良

七九

莊、二・三日
 東京化粧品工業會、役員會、
 熱海大野屋、二・六日
 東京親油會、例會、組合樓上
 二・七日
 名古屋共榮クラブ會、區會長
 會、借樂亭、二・八日
 近畿クリン會、總會、雁風
 園、二・二六日
 啓進會、第百二回、日本橋ク
 ラブ、二・二七日
 興進會、例會、組合樓上、二
 一・二九日
 東京親油會、例會、日本橋愛
 知ビル、二・二〇日
 東京ラモナー會、懇親會、水
 上温泉、二・二二日
 大阪社富會、臨時會、組合事
 務所、二・二二日
 東京一生會、例會、京橋河合
 二・二三日
 ヒントクラブ、作品展示會、
 組合樓上、二・二四日
 ミツバ山岳會、上信國境スキ
 一會、二月
 東京十日會、例會、日本橋ク
 ラブ、三・一日
 東京親油會及大阪油和會、合
 同協議會、東京組合樓上、三・
 二日
 東京ニッサン會、總會、新橋
 演舞場、三・四日
 東京養生堂チエーンストア
 會、總會、東京劇場、三・六日
 東京ライオン會、理事會、帝
 國ホテル、三・七日
 東京ボーネット會、懇親會、
 長岡温泉、三・八日
 東京ライオン會、總會、歌舞
 伎座、三・九日

關東地方

Table listing industrial groups in the Kantō region, including categories like '栃木縣懷爐灰工業組合' and '東京輸出セロイド玩具工業組合'.

東京府

Table listing industrial groups in Tokyo Prefecture, including categories like '東京輸出セロイド玩具工業組合' and '東京セロイド玩具工業組合'.

Table listing various associations and meetings in the Kantō region, including '啓進會 第百八回、日本橋' and '東京親油會 役員會、組合樓'.

中部地方

Table listing industrial groups in the Chūbu region, including categories like '若狭塗箸工業組合' and '愛知縣護工工業組合'.

Table listing various associations and meetings in the Chūbu region, including '荒川區尾久町一〇ノ八' and '日本橋區馬喰町三ノ三'.

商報社の一年

十二月(昭和十四年)
東京商報社 第百回啓進會を
日本橋俱樂部に開き加藤唯堂氏
を講師に招く、二日、

組合團體

Table listing various industry groups and their members in the 'Nearby Area' (近畿地方). Includes groups like '静岡縣澁粉工業組合' and '愛知縣茶種油工業組合'.

近畿地方

Main table for 'Nearby Area' (近畿地方) listing industry groups, their members, and associated individuals. Includes entries for '日本機寸工業組合', '神戸人造眞珠硝子工業組合', etc.

大阪府

Main table for 'Osaka Prefecture' (大阪府) listing industry groups, their members, and associated individuals. Includes entries for '日本硝子腕輪工業組合', '大阪化粧刷工業組合', etc.

組合團體

中國地方

Bottom section containing various notices, dates, and organizational information. Includes dates like '一月', '二月', '三月', '四月', '五月' and mentions of '大阪商報社' and '東京商報社'.

組合團體

Table listing various industry associations across different regions including Hokkaido, Tohoku, Kanto, and Kyushu. Columns include association names, establishment dates, locations, and representatives.

全國商業組合一覽

【昭和十五年十月一日現在】

Table listing national commercial associations, categorized by region (Hokkaido, Tohoku, Kanto, etc.). Columns include association names, establishment dates, locations, and representatives.

八八

東京商報社 香油ボマード特... 大阪商報社 創刊四十周年記...

六月 東京商報社 新舊主幹送迎會... 日本橋俱樂部 荒物特輯號發行...

七月 東京商報社 荒物特輯號發行... 大阪商報社 輸出振興特輯號...

八月 大阪商報社 四十年の傳統を... 東京商報社 表紙二色刷廢止...

九月 東京商報社 新體制に即應し... 東京商報社 新體制に即應し...

十月 東京商報社 東京月報並に南方... 京都商報社 京都化粧用品協定...

十一月 東京商報社 紀元二千六百年... 東京商報社 紀元二千六百年...

八九

組合 團體

Table listing various combinations and organizations, including categories like '仙臺物産品商業組合' and '關東地方' with associated numbers and names.

組合・府縣別一覽表

Summary table of combinations by prefecture, listing names like '北海道', '青森', '岩手', etc., and their respective counts.

東京府

Main table for Tokyo Prefecture, listing various combinations such as '東京中央藥粧商業組合' and '東京市芝居區愛宕町一ノ三四'.

中部地方

Table for the Chubu region, listing combinations like '名古屋市中區入江町三ノ二' and '愛西化粧品小賣商業組合'.

Table with columns for '和歌山', '鳥取', '島根', etc., containing numerical data and a '注' (Notes) section.

貿易組合

府縣別一覽 [昭和十五年十月十五日現在]

Table for trade combinations, listing '北海道' and other regions with '輸出', '輸入', and '合計' columns.

組合團體

Table listing various industry groups and their members, including categories like 'Chemical Products' and 'Agriculture'.

Table listing names of individuals associated with the groups, such as '多羅尾八郎' and '中村金作'.

Summary table for 'National Industry Federation' (全国業界工業組合) with columns for 'Category' (部別) and 'Count' (組合数).

近畿地方

Table listing industry groups in the Kansai region, such as 'Chemical Products' and 'Agriculture'.

Table listing names of individuals in the Kansai region, including '成田松太郎' and '安井榮次郎'.

Summary table for 'Tokyo Federation' (東京組合) with columns for 'Category' (部別) and 'Count' (組合数).

組合團體

Table listing various industry groups and their members, including categories like 'Chemical Products' and 'Agriculture'.

Table listing names of individuals associated with the groups, such as '貴志徳右衛門' and '中野安一'.

Summary table for 'Industrial Federation' (工業組合) with columns for 'Category' (部別) and 'Count' (組合数).

組合團體

Table listing various commercial associations in Osaka Prefecture, including their names, addresses, and members.

大阪府

Table listing various commercial associations in the Kansai region, including their names, addresses, and members.

中國地方

Table listing various commercial associations in the Chugoku region, including their names, addresses, and members.

四國地方

Table listing various commercial associations in the Shikoku region, including their names, addresses, and members.

九州地方

Table listing various commercial associations in the Kyushu region, including their names, addresses, and members.

組合團體

各種組合中央會等要覽

- List of national commercial union central associations and their details, including names, addresses, and members.

全國商工會議所議員數及選舉權所有者數

Table showing the number of members and voters in national commercial and industrial conference associations across various regions.

純粋 榨製
すき油 びん附

為

井筒香油

井筒ポマード
イツツコス、チツク
イツツ養毛トニツク
井筒艶出し香油

毎度有難うございます

井筒屋商店 本舗

東京市本區形町三丁目

組合團體

大牟田化粧品商業組合	一・二・一〇・二一	大牟田市	一三二	川野忠吉	金澤市	二、五八二
九州皮革小賣商業組合	一三・八・七	九州一圓及沖繩	二六	兒島善四郎	福井市	一、七三〇
九州再生ゴム材料卸商業組合	一四・三・二七	同	四	宮本芳三郎	敦賀市	一、三三三
川内洋品雜貨商業組合	一四・四・一〇	川内市外十一ヶ村	六〇	奥村義郎	甲府市	一、〇六七
都城服裝雜貨商業組合	一四・四・一九	都城	二七	吉田康彦	長野市	一、〇七二
長崎藥粧商業組合	一四・六・二一	長崎市	一五三	牟田康彦	松本市	七六二
福岡市服裝雜貨卸商業組合	一四・七・七	福岡市	二一	大塚次太郎	上田市	四三一
大分化粧品商業組合	一五・一・一九	大分市	二九	小林昇一	岐阜市	二、三一
別府市化粧品商業組合	一五・二・二六	別府市	二九	溝部翁平	大垣市	七四九

聯合會

東京藥粧商業聯合會	一三・七・五	東京市	七組合	吉田達次	清水市	七二一
日本皮革卸商業聯合會	一三・六・二四	内地一圓	二	山良小一郎	清水市	七八六
日本護謨原料卸商業聯合會	一四・一・六	同	二	首藤新八	名古屋市	一、二四八
新潟縣ゴム製品小賣商業聯合會	一四・五・五	新潟縣	六	常務理事 谷源吉	豊橋市	一、七五〇
茨城縣洋品雜貨小賣商業聯合會	一四・六・一五	茨城縣	六	平松富藏	岡崎市	一、四二〇
石川縣洋品雜貨小賣商業聯合會	一四・六・二〇	石川縣	九	津田猪平	半田市	五〇四
長野縣洋品雜貨小賣商業聯合會	一四・一〇・一〇	長野縣	二二	津田猪平	津市	七五八
全國藥粧商業聯合會	一四・一〇・一一	全國一圓	三三	津田猪平	津市	八六二
千葉縣洋品雜貨小賣商業聯合會	一四・一〇・二五	千葉縣	一五	津田猪平	津市	九一四
日本再生ゴム材料卸商業聯合會	一四・二・一三	内地一圓	三	津田猪平	津市	九一四
大阪藥粧商業聯合會	一五・二・一四	大阪府	四	津田猪平	津市	九一四

追補

結城郡北部洋品雜貨小賣商業組合	三二	同	五、一〇〇	茨城縣結城町大字結城七一	昭和十五年三月一日	彦根市	三、七三
新治郡北部洋品雜貨小賣商業組合	四四	同	一〇、〇〇〇	同縣新治郡石岡町大字西岡六四五	同縣の認可分	京都市	一〇、三三
西茨城郡西部洋品雜貨小賣商業組合	一八	同	四、〇〇〇	同縣西茨城郡岩瀬町一五〇ノ二		大阪市	二、七五五
那珂郡東部洋品雜貨小賣商業組合	二八	同	一〇、〇〇〇	同縣那珂郡那珂湊町五、二五七		堺市	一、一八八
那珂郡西部洋品雜貨小賣商業組合	四七	同	一〇、〇〇〇	同縣那珂郡山方村大字山二〇〇		布疋市	一、一五九
眞壁郡北部洋品雜貨小賣商業組合	六六	同	一一、〇〇〇	同縣眞壁郡下館町丙三一八		神戸市	九、一七二
能美郡洋品雜貨小賣商業組合	四九	同	八、八〇〇	石川縣能美郡小松町字本折町		姫路市	一、七二〇
鹿島郡南部洋品雜貨小賣商業組合	三八	同	六、二〇〇	茨城縣鹿島郡鹿島町大字宮仲		明石市	六、九〇
猿島郡中部洋品雜貨小賣商業組合	一九	同	五、〇〇〇	同縣猿島郡境町一六二五		和歌山市	二、二七四

〔昭和十五年三月一日認可の分〕

東京市日野區下日野三、四九七	五〇、〇〇〇	東京市日野區下日野三、四九七	吉田達次	金澤市	二、五八二
大阪市此花區上野島七、一〇二八	一〇、〇〇〇	大阪市此花區上野島七、一〇二八	山良小一郎	福井市	一、七三〇
神戸市神戶區西町	一〇、〇〇〇	神戸市神戶區西町	首藤新八	敦賀市	一、三三三
新潟市水道町二、八一四	一〇、〇〇〇	新潟市水道町二、八一四	常務理事 谷源吉	甲府市	一、〇六七
水戸市、商工會議所内	六、〇〇〇	水戸市、商工會議所内	平松富藏	長野市	一、〇七二
金澤市森下町一〇四	一〇、〇〇〇	金澤市森下町一〇四	津田猪平	松本市	七六二
松本市南保志一三五	二〇、〇〇〇	松本市南保志一三五	津田猪平	上田市	四三一
東京市本町一ノ一	七〇、〇〇〇	東京市本町一ノ一	津田猪平	岐阜市	二、三一
東京市日本橋區本町一ノ二	六五、〇〇〇	東京市日本橋區本町一ノ二	津田猪平	大垣市	七四九
大阪市長堀橋筋一ノ一六	三七、五〇〇	大阪市長堀橋筋一ノ一六	津田猪平	静岡市	二、四三三
	四〇、〇〇〇		津田猪平	濱松市	二、五八八

リガール化粧品



厚き信用と愛用者層を有す
保健康整容料

ベ シ リ ン 香 水	頭 髪 用 ユ ー モ リ ン ク リ ー ム	リ ー ガ ル フ ラ ワ ー ポ マ ー ド	リ ー ガ ル ア ラ ン チ ツ ク	リ ー ガ ル ポ マ ー ド チ ツ ク
リ ー ガ ル ロ ー シ ヨ ン	リ ー ガ ル タ ル カ ン パ ウ ダ ー	リ ー ガ ル ロ 紅	リ ー ガ ル 香 水	リ ピ ロ 固 煉 齒 磨

本 舗

リガール商會

東京・日本橋・石町三丁目
電話 日本橋(24)三五九六



信 用 行 第 一

東 髮 美

施 髮 到 手

ラ メ ロ キ ャ ツ

斯 界 隨

ヘ ヤ ネ ャ ト

メ ヤ リ ス 造 ス 附 燕 號

イ ス ズ バ ド

純 植 物 性 髮 洗

イ ワ ヤ シ ヤ ツ

東京市麹町區九段四丁目二

岩谷商會 社名

電話 九段(33)二一四八番

ドーマポママヌメ

この品質
この聲價
今こそ國策に
順應して外貨
獲得に邁進す
る煉油界の
最優良品！



ドーマポママヌメ
ドーマポオネママヌメ
ドーマポ製特ママヌメ



本舗經營の寛麻子栽培農園の一部にしてママポマードの主原料となるものてあります

堂 榮 京 田 井 舖 本

地 番 六 目 丁 二 川 豎 區 所 本 市 京 東

料粧化ルアデ



社 會 式 株

堂 洋 東 橋 高

イア

白 粉
ク リ ー ム
化 粧 水
ポ マ ー ド
香 水

IDEAL





香料



高砂化學工業株式會社東京支店

東京市日本橋區本町四丁目一番地
電話日本橋 三六七二、三六七三、一七五五

本社、臺北工場 臺北市大安字龍安坡十
東京工場 東京市蒲田區本蒲田四ノ二
大阪支店 大阪市東區南久太郎町一ノ二四
日高工場 和歌山縣日高郡矢田村

植物性

伊豆椿ポマード

品質堅持

純質椿煉

多年の信用と名聲を
堅持する植物性ポマ
ードの權威

國產優良

養毛香油

毛髮に榮養を與へ
美しい黒髮美を發
揮するつや出し香油

洋髮用

伊豆椿艶出香油

伊豆椿香油本舖大機彩芳園 ★大阪内本町二★東京東區谷黒門町



ヨウモトニク

養毛料の始祖

姉妹品

三共の研究室から生れ出た・新着眼の薬粧料

毛を伸ばす 新研究の

ヨウモト香油

洋妻
男子
用

よく落ちて 毛を傷めぬ 養毛シャンプー

ヨウモト洗髪液

劇物不害の特許自然色染毛劑



白毛染 ベナン

新薬理應用

中川清博士創製



にきび 専門薬 **ボンラック**

パイン酵素入新化粧水



美肌 新化粧 **パイロン**

正しい皮膚の栄養料



皮膚 栄養料 **リポイドクリーム**

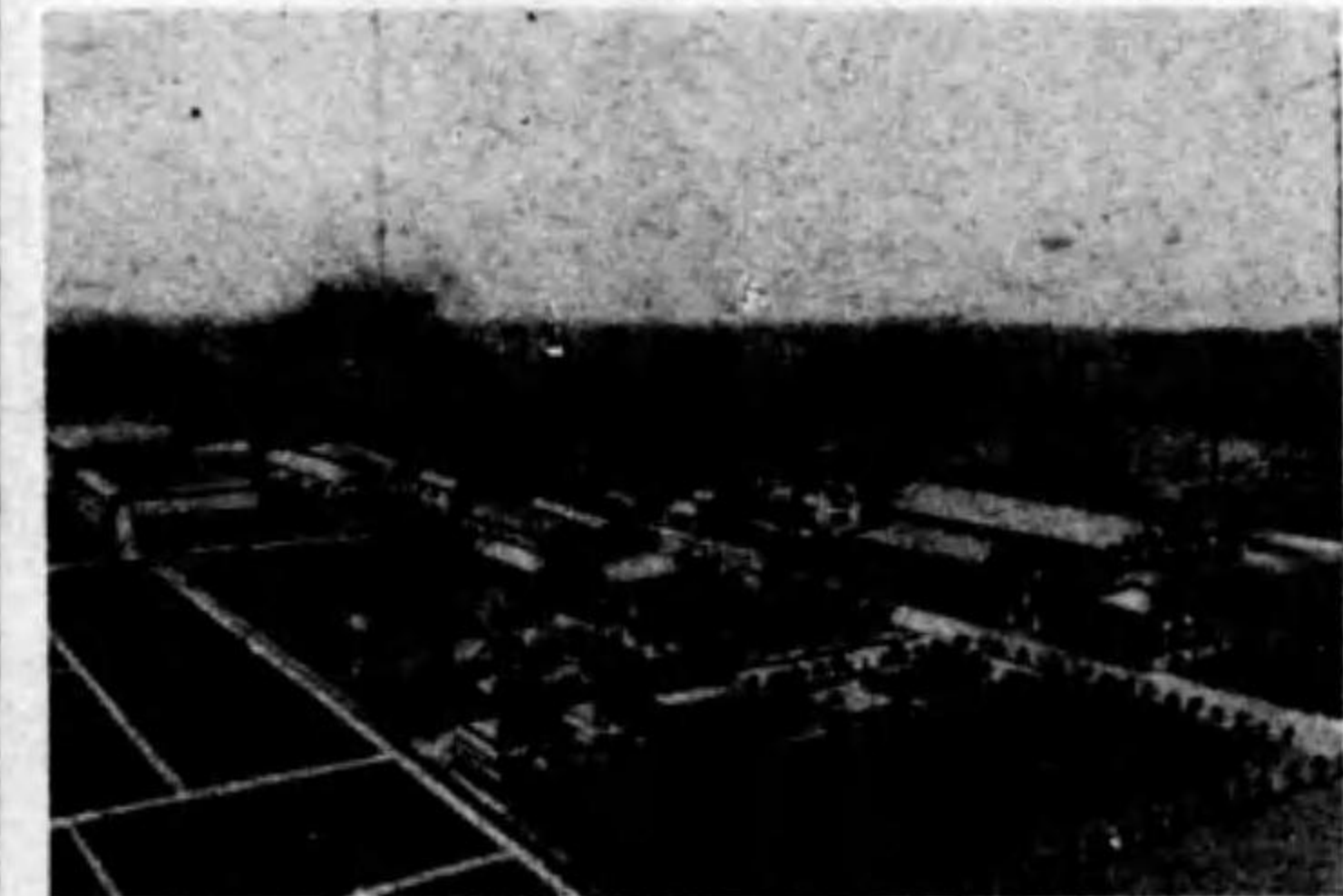
三共株式会社製造販賣



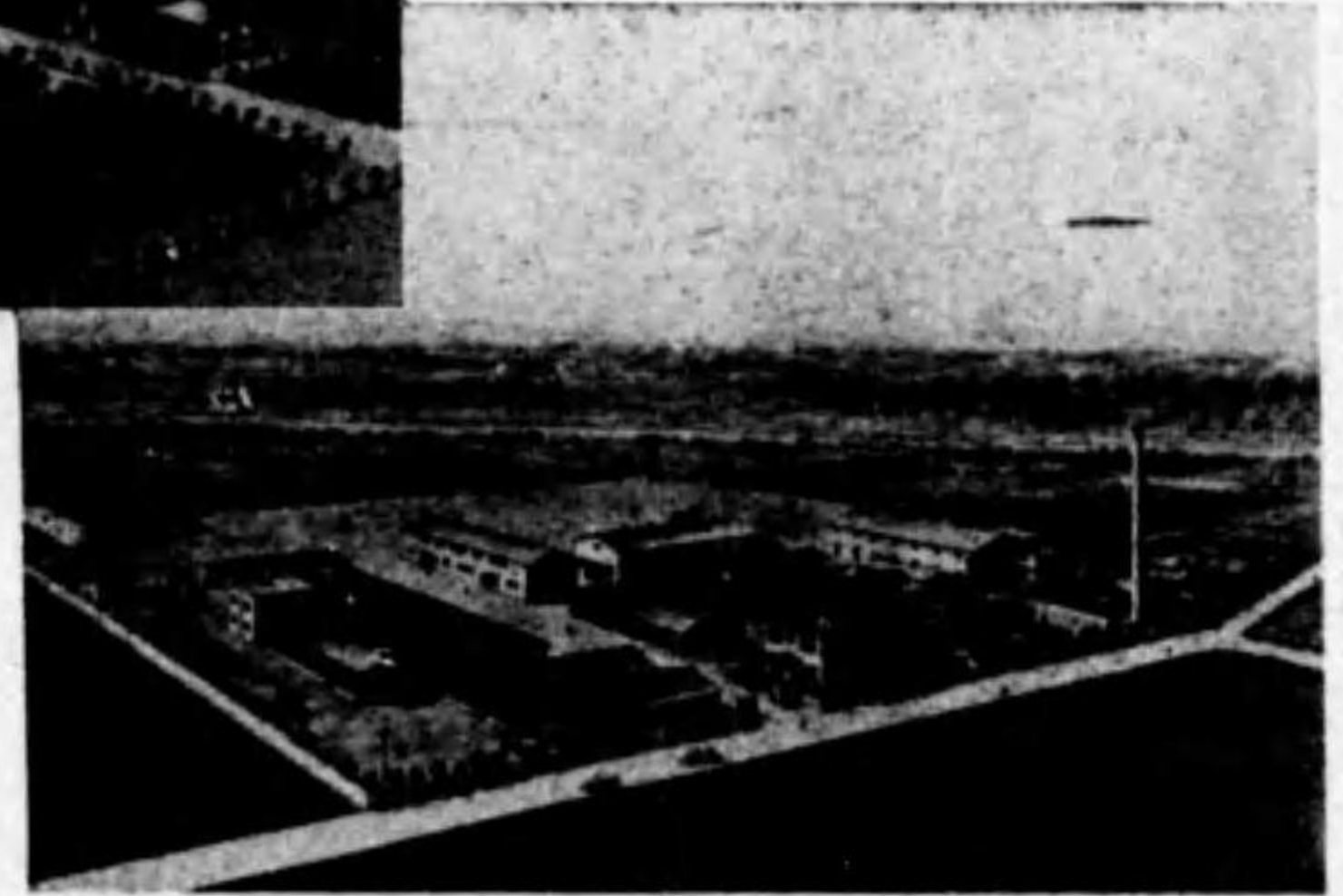
本舗 東京室町 (三共直系) 泰昌製薬株式会社

営業品目

蚊取線香 (渦巻及棒形)
 菊牡丹印、印
 除蟲菊粉末 (のみとり粉)
 印
 印、月鹿印、菊牡丹印
 インビレス殺蟲劑
 ビレサイド殺蟲劑
 殺蟲原液ビレトキシ
 ン
 印薄荷腦、薄荷油、薄荷白油
 除蟲菊干花、輸出絲瓜
 輸出干生姜、藥用人蔘
 サフラン、其他天產物
 除蟲菊ノエキ



場工中田



場工山土



社會式株造製劑蟲驅岡長

所業營京東 社本
 三二町倉鎌區田神市京東 二四一中田道國神阪外市戸神
 八〇三四田神話電 七四一四・四五三五影御話電
 九〇二〇一阪大替振(ナ)ハ又(カナ)略電
 (里江松 北臺 牛付野 輕遠 寄名 川旭 道尾 松濱 濱横) 所業營地各

荒物問屋

イ	ゲ	キ	金	丸	敷	協
マ	ン	ン		明	島	同
ツ	フ	ン	鳥	印	島	油
蠅	粉	グ		蠟		脂
取	末		香	燭		石
粉	石		香	香		鹼
	鹼					株
						式
						會
						社

代理店

東京市日本橋區小網町二丁目

森友商店 株式會社 あ

電話茅場町四一〇・四一四
振替口座東京二六二四番

關東名物線香

敷島香

姊妹品 松葉香

東京敷島會



本舖 津川安正堂

花生堂取扱品目

(イロハ順)

井筒養 髮料 リーガル化粧品 ライオン 齒刷子 マイヤーボマード ミツワ家庭薬
 ロダン化粧品 リリス化粧品 ラルーナ美爪料 フレックル化粧品 みづほ家庭染料
 ハトムギ洗粉 ルーブ化粧品 ランラン整髮料 國産カツビー 御園化粧品
 ハニーローション オシドリ香油 ウテナ化粧品 エキセリン 御園石鹼
 パバヤ洗粉 大島椿ノビルスキン テクノクリーム 仁丹 齒磨
 パバイロン ワカミツクリソン化粧品 アモレ化粧品 ユジユクリーム
 パラデント花王石鹼 クラブ化粧品 アツキ洗粉 ジョアン化粧品
 パリーラン化粧品 花王クリーム クラブ 齒磨 アモンババヤ 庄慶ボマード
 巴里院化粧品 花王シャンプー クーラン化粧品 あかのはね美容料 美顔化粧品
 白美液 カネボウ髭刷子 クモ印美髮料 サークワ化粧品 ビー ス
 ニード洗粉 カネボウ齒刷子 クルミオイル キューテックス美容料 ビタオール整髮料
 ホワイトハニー加美乃素黒 若ユキワリミン 美人かつら
 ホルタミン ヨウモトニツクク ロイギン ユニオン香水 ビジョン化粧品
 ポントリオ タカネ洗クリーム クラブ 糊ユニーク香水 百助化粧品
 ヘチマコロンドン ダイナー化粧品 クレオ化粧品 ユニス化粧品 モンココ洗粉
 ヘチマクリーム タンゴドーラン 柳屋整髮料 明色化粧品 モンココクリーム

ベジリン香水 レオン洗クリーム マー化粧品 メグミ液 モダンシャンプー
 トーホー香水 レート化粧品 マンテン石鹼 メルシー化粧品 モデナ
 トーホー洗クリーム レボスキン丸善化粧品 ミゴト整髮料 ゼオラ齒磨
 千代花香油 月の友化粧品 松澤ホーサン石鹼 ミスツク化粧品 スチルマン化粧品
 千榮の花 ライオン齒磨 マーナベニール化粧品 ミツワ石鹼 墨染ボマード

石鹼・齒磨・藥品 化粧品雜貨問屋

花生堂

東京市日本橋區横山町

電話浪花 (67)

出張所 大阪市東區材木町十四番地
 振替口座東京 八七〇〇五九三八
 電話東五五七番

ホーカ一石鱈



相馬石鱈

造製鱈石諸
社 國 帝 馬 相
地番〇六三一目丁一町田隅區島向市京東
番六三三京東管操 番一六七三田墨話電

荒物

海草

乾物

問屋



町網小區橋本日市京東
店商郎三銀木駒

番五〇六一・四〇六一町場茅話電
番九二七〇一京東座口替振

舶來品不要



國產最高

丹頂

丹頂チツク

植物性

小柳スマート髪洗粉

シヤイング

小柳香油・小柳石鹼
小柳クリーム・日滿蠟燭

本舖

柳佐吉商店

東京市日本橋區小網町
電話茅場町九四一番

龜戶工場 電話墨田九四九番

雑物

乾物

問屋

東京市日本橋區小網町



中村茂八商店

電話茅場町(66)三九九四八

販賣店の店頭は

我々自らの賣場であります

卸業者たる自分達も常に

ほへえみを以て直接

需要者に接してゐるのです

各一流小賣店様取引

婦人頭飾品

婦人服飾品

子供用品、流行雑貨

東京小問物雑貨卸商業組合員・登録番號十八番

丸治商店

東京市日本橋區馬喰町三丁目
電話浪花二七〇七・振替東京四二六七

結髪實用具

服裝實用品

其他婦人身邊細貨類

各一流百貨店様取引

販賣店の繁榮は

結局こうした需要者への

絶對的奉仕觀念を抱ける

我々卸業者との融合によつてのみ

齎らされるのではないでせうか

香料



飲 製 一 化 香 白 水 香
 水 膏 般 粧 油 粉 水 香
 用 用 用 用 用 用 用 用
 用 用 用 用 用 用 用 用

長谷川藤太郎商店



佛國デロン香料會社關東代理店
 東京市日本橋區本町四丁目
 電話日本橋(24)三四八一・三四八三番 横濱東京五一三八番

コドンル歯刷子

登 録 商 標
 第三七五一號
 齒刷牙界に雄飛する
 責任完成品



登 録 商 標
 號三四六四九二第

衛生と經濟を誇る

榮冠ハブラシ

本舖中支店

齒刷子工場
 大阪市外尾町成法寺
 電話八尾三六五番

東京榮業所
 東京都本橋區五丁目三番
 電話(67)花浪番四六三二番
 九〇二〇三東京東管番

大阪榮業所
 天王寺區山崎通一五二番
 電話(77)天王寺番九一六八

